

令和3年第4回宇城市議会定例会 会期日程表

会期15日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
11月30日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 専決処分の報告 ○ 議案第75号から諮問第4号までの14議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
12月1日	水	休 会	○ 議事整理
12月2日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（大村、長谷、豊田、五嶋） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
12月3日	金		<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（中山、三角、河野（正）、溝見） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
12月4日	土	休 会	○ 市の休日
12月5日	日		○ 市の休日
12月6日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（山森、入江、高本） ○ 議案第75号の質疑・討論・採決 ○ 議案第76号から議案第87号までの質疑・委員会付託 ○ 諮問第4号の質疑 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
12月7日	火	休 会	○ 議事整理
12月8日	水		○ 常任委員会（総務文教、建設経済、民生）
12月9日	木		○ 議事整理
12月10日	金		○ 議事整理
12月11日	土		○ 市の休日

12月12日	日	休 会	○ 市の休日
12月13日	月		○ 議事整理
12月14日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 議案第76号から議案第87号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 諮問第4号の討論・採決 ○ 陳情第1号の委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 発議第5号の追加上程・提案理由説明・質疑・討論・採決 ○ 特別委員会中間報告 <p style="text-align: right;">【 閉 会 】</p>

第 1 号

11月30日 (火)

令和3年第4回宇城市議会定例会（第1号）

令和3年11月30日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸報告 |
| 日程第4 | | 専決処分の報告について（報告第21号から報告第24号まで） |
| 日程第5 | 議案第75号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第6 | 議案第76号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第7 | 議案第77号 | 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第78号 | 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第9 | 議案第79号 | 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第80号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第81号 | 令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第82号 | 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第83号 | 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第84号 | 宇城市立図書館条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第85号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（宇城市立中央図書館等中規模改修工事） |
| 日程第16 | 議案第86号 | 指定管理者の指定について（宇城市老人福祉センター） |
| 日程第17 | 議案第87号 | 指定管理者の指定について（宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター宇城市小川文化ホール） |
| 日程第18 | 諮問第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（渡辺 洋介氏） |
| 日程第19 | | 休会の件 |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(21人)

2番 永木 誠 君	3番 山森悦嗣 君
4番 三角隆史 君	5番 坂下 勲 君
6番 高橋佳大 君	7番 高本敬義 君
8番 大村 悟 君	9番 福永貴充 君
10番 溝見友一 君	11番 園田幸雄 君
12番 五嶋映司 君	13番 福田良二 君
14番 河野正明 君	15番 渡邊裕生 君
16番 河野一郎 君	17番 長谷誠一 君
18番 入江 学 君	19番 豊田紀代美 君
20番 中山弘幸 君	21番 石川洋一 君
22番 岡本泰章 君	

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明 君 書記 桑田祥一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史 君	副市長 浅井正文 君
教育長 平岡和徳 君	総務部長 天川竜治 君
企画部長 西岡澄浩 君	市民環境部長 杉浦正秀 君
健康福祉部長 岩井智 君	経済部長 黒崎達也 君
土木部長 梅本正直 君	教育部長 豊住章 君
総務部次長 元田智士 君	企画部次長 坂本優子 君
市民環境部次長 森下功治 君	健康福祉部次長 植野修 君
経済部次長 浦田敬介 君	土木部次長 平木恵一 君
教育部次長 井住寿宏 君	三角支所長 梅田徳久 君
不知火支所長 岩竹泰治 君	小川支所長 木下義明 君
豊野支所長 赤星徹 君	市民病院事務長 坂井明人 君
上下水道局長 木見田洋一 君	会計管理者 井澤ふさ子 君
監査委員事務局長 松川弘幸 君	農業委員会事務局長 白木太実男 君

財 政 課 長 米 田 年 宏 君

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（園田幸雄君） ただいまから、令和3年第4回宇城市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（園田幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、20番、中山弘幸君及び21番、石川洋一君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（園田幸雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日11月30日から12月14日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの15日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

- 議長（園田幸雄君） 日程第3、諸報告を行います。
議長の諸般の報告として、お手元に配布しておりますように、まず1ページから4ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和3年8月分及び9月分までが提出されております。

主な公式行事については、5ページのとおりです。

次に、陳情書等について申し上げます。去る11月19日の第13回議会運営委員会において、机上配布と決定しました1件の要望書につきましては、皆様のお手元に配布のとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

- 市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。
はじめに、市内における新型コロナウイルス感染症の動向について報告します。市内においては、9月30日以降、新規感染者は確認されておられません。しかし、今後、年末年始を迎え、人の動きが活発化することにより再度感染が拡大するおそれがあることから、引き続き、国県と連携した感染防止対策を継続してまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の実績を報告します。2回目の接種が終わっている割合は、65歳以上で94.6%、64歳以下で81.1%、全体で86.2%となっております。3回目接種については対策本部事務局で準備をしており、市民の皆様には、12月1日発出の広報紙号外でもお知らせすることとしております。今後も、広報紙やホームページ等でワクチン接種に関する最新の情報を発信してまいります。

次に、中小企業者等一時支援金の申請状況について報告します。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが減少した中小企業者に対する市の独自支援策として、一時支援金を支給する本支援金は、現在196件の申請がっております。当初、10万円を支給することとしておりましたが、市内経済に及ぼしている影響の大きさから、さらに10万円を加え、合計20万円を支給することとしました。また、当初申請期限は本日までとしておりましたが、12月24日まで受付を延長することとしましたので、少しでも多くの市内事業者の支援につながればと願っております。

次に、金桁温泉のグッドデザイン賞受賞について報告します。令和2年7月16日から供用を開始した地域間交流施設金桁温泉が、公益財団法人日本デザイン振興会による2021年度グッドデザイン賞を受賞しました。

審査委員のコメントとして、「訪れたいくなるアイコンニックな形態（誰にも分かりやすい特徴的な造形）ながら周囲の環境になじんでおり、地域住民と観光客の両者が憩える居場所にふさわしい施設と言える」との評価をいただいております。

次に、復興会館の進捗状況について報告します。熊本地震の際に建設された応急仮設住宅を活用して建築しております復興会館について、8月25日に豊野ふれあい館が、10月8日に不知火ゆうあい館が、10月14日に小川かるかや館が落成式・開所式を迎えることができました。本年度中に残り2館も完成予定ですので、でき次第御報告します。

次に、中学校駅伝競走大会について報告します。10月20日に美里町にて行われた宇城中学校駅伝競走大会において、松橋中学校男子及び女子チームが優勝、小川中学校女子チームが準優勝の成績を収めました。3チームは、11月12日に行われた熊本県中学校総合体育大会駅伝競走大会に出場し、松橋中学校男子が5位、松橋中学校女子が6位、小川中学校女子が8位という成績でした。選手の皆様の健闘をたたえたいと思います。

次に、少年の主張大会について報告します。松橋中学校3年の葛谷護さんが、宇城地区代表として、9月4日に八代市で行われた熊本県大会に出場し、最優秀賞を受賞しました。続く九州ブロック大会でも代表に選ばれたことから、第43回少年

の主張全国大会に出場しました。11月14日に結果が発表され、12人の出場者のうち4位に相当する審査委員会委員長賞を受賞するというすばらしい結果を収めました。葛谷さんの今後の御活躍をお祈りします。

以上、行政報告といたします。

○議長（園田幸雄君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

- 日程第4 専決処分の報告について（報告第21号から報告第24号まで）
- 日程第5 議案第75号 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第76号 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議案第77号 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第78号 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第79号 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第80号 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第81号 令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第82号 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第83号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第84号 宇城市立図書館条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第85号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（宇城市立中央図書館等中規模改修工事）
- 日程第16 議案第86号 指定管理者の指定について（宇城市老人福祉センター）
- 日程第17 議案第87号 指定管理者の指定について（宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター宇城市小川文化ホール）
- 日程第18 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について（渡辺 洋介氏）

○議長（園田幸雄君） 日程第4、専決処分の報告について（報告第21号から報告第24号まで）から、日程第18、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について（渡辺洋介氏）までを一括議題とします。市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日から、令和3年第4回市議会定例会では大変お世話になり

ます。

今回提出しますのは、報告案件として専決処分の報告が4件、予算案件として令和3年度宇城市一般会計補正予算など7件、条例案件として宇城市国民健康保険条例の一部改正など3件、その他案件として中央図書館中規模改修工事の変更契約の締結など3件、諮問案件として人権擁護委員候補者の推薦1件、合わせて18件をお願いするものでございます。

一般会計補正予算（第6号）につきましては、11月19日に閣議決定された子育て世帯への臨時特別給付金を速やかに給付するため、急遽、追加で提案させていただくこととなりました。こちらの案件につきましては、先議をお願いしている次第でございます。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 市長からの提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、専決処分の報告について（報告第21号から報告第24号まで）の詳細説明を求めます。

○土木部長（梅本正直君） それでは、議案集は4ページから6ページをお願いします。報告第21号専決処分の報告についての詳細説明をします。

本件は、市営住宅の家賃等を滞納しており、分割により支払う旨の申出があったため、訴え提起前の和解の申立てにより家賃等の支払いを求め、滞納の解消を図るものです。

このことについて、令和3年8月23日付けで専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

なお、令和3年9月3日に連帯保証人より滞納額全額の納付があったため、裁判所への申立ては行いませんでした。

以上で、説明を終わります。

続いて、議案集は7ページから8ページをお願いします。報告第22号市道管理不備による物損事故に係る損害賠償額の専決処分の報告について説明をします。

令和3年8月18日、午後2時30分頃、当該車両が市道荒平明神線を南西から北東へ走行中、宇城市松橋町曲野325番付近を通過した際に、道路上のポットホールに落ち、左後方タイヤが破損し、道路管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は14,156円です。なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されています。

以上で、説明を終わります。

続いて、議案集は9ページから11ページをお願いします。報告第23号専決処分
の報告についての詳細説明をします。

本件は、市営住宅の家賃等を滞納しており、市から再三の納付指導を行ったにもか
かわらず、滞納が解消せず、納入相談にも応じない者に対して訴えの提起を行い、
家賃等の支払い及び住宅明渡しを求めるものです。

このことについて、令和3年10月13日付けで専決処分したので、地方自治法
第180条第2項の規定により報告するものです。

以上で、説明を終わります。

続いて、議案集は12ページから13ページをお願いします。報告第24号市道
管理不備による物損事故に係る損害賠償額の専決処分の報告について説明をします。

令和3年10月26日、午前9時00分頃、当該車両が松橋インターチェンジ付
近の市道浦川内立田線を北から南へ走行中、側溝のグレーチング上を通過した際に、
グレーチングが浮き上がり、車両左後方の電気配線を破損し、道路管理者の市に賠
償責任が生じたものです。損害賠償額は18,590円です。なお、損害賠償金に
ついては、全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。

以上で、報告第21号から報告第24号までの説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 専決処分の報告についての詳細説明が終わりました。

次に、議案第75号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第6号）及び議案第7
6号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第7号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案第75号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第6号）
について詳細説明します。資料は、別冊令和3年度宇城市各会計補正予算書、宇城
市一般会計補正予算（第6号）になります。

11月19日の閣議決定により国の新たな経済対策として、新型コロナウイルス
感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組として、所得制限を設けた上で、
18才、高校生以下の子ども一人当たり5万円を、年内に支給する子育て世帯へ
の臨時特別給付金の経費です。

1ページをお願いいたします。予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億8,158万円を追加し、歳入歳出
予算の総額をそれぞれ352億5,567万6千円としています。

2ページに移ります。歳入費目では、款15国庫支出金、項2国庫補助金で4億
8,158万円を追加しています。

3ページに移ります。歳出費目では、款3民生費、項4児童福祉費で4億8,1
58万円の追加を行っています。

続いて、歳出の主な内容とその特定財源について説明いたします。

7ページをお願いします。款3民生費、項4児童福祉費、目5子育て世帯臨時特別給付費、節18負担金補助及び交付金で、子育て世帯への臨時特別給付金4億7,500万円を追加しています。財源は、事務費も含め全ての経費が国庫支出金で賄われます。

以上で、議案第75号の詳細説明を終わります。

議案第76号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第7号）について説明します。別冊で配布しております令和3年度宇城市各会計補正予算書をお願いいたします。

1ページをお願いします。まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,400万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ352億9,968万円としています。また、繰越明許費の追加及び変更、債務負担行為の追加及び廃止並びに変更、地方債の変更を併せて行っています。

補正の内容につきましては、障害福祉や児童発達支援、生活保護などの扶助費の増額、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種体制構築費用や飲食店等時間短縮要請協力金事業負担金の増額、人事異動等に伴う人件費の調整など、新たに発生した財政需要に対し早急な予算対応を行うものです。

2ページをお願いします。主な歳入費目では、款15国庫支出金で4,074万円の追加、款16県支出金、項2県補助金で5,304万4千円の追加、款19繰入金、項2基金繰入金で1億5,100万円余の減額、款21諸収入、項6雑入で9,610万1千円を追加しております。

3ページをお願いします。主な歳出費目では、款2総務費で2,370万5千円の追加、款3民生費で3,331万9千円の追加、4ページに移り、款6商工費で3,275万1千円を追加しております。

続いて、5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正です。1追加で、款3民生費で1件、款6商工費で2件、款9教育費で2件を追加しています。また、2変更で、款2総務費の市議会議員一般選挙費を紙面のとおり変更しています。

6ページをお願いします。第3表、債務負担行為補正です。1追加で、6ページから9ページにかけて合計74件の債務負担行為を追加しています。

また、9ページから10ページにかけて、2廃止で、契約管理システム保守業務委託を廃止、3変更で、6件の業務委託を紙面のとおり変更しています。

11ページをお願いします。第4表、地方債補正です。1変更で、海岸施設整備事業費ほか4件について紙面のとおり変更しています。

続いて、歳出の主なものとその特定財源について説明します。

21ページをお願いいたします。款3民生費、項2障害者福祉費、目2障害者自

立支援費、節19扶助費で2億1,800万円余を追加しています。障害福祉サービス等事業と児童発達支援事業において、今年度の所要見込額に対する不足見込額を補正するものです。財源は、それぞれ国2分の1、県4分の1を見込んでいます。

22ページをお願いします。款3民生費、項4児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金補助及び交付金で、保育所等整備事業補助金2億4千万円を減額しています。青海・大岳地区統合保育園の新園舎整備に対する補助金になりますが、整備計画が令和4年度以降となったため、歳入財源の国庫補助金と併せて減額しています。

続いて、24ページをお願いします。款3民生費、項6生活保護費、目2生活保護扶助費で6千万円を補正しています。今年度の医療扶助費の所要見込額に対する不足見込額を補正するものです。財源は、国4分の3を見込んでいます。

25ページをお願いします。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費で3,247万3千円を補正しています。3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に必要な経費として、接種券等の印刷製本費と、コールセンターの運営や集団接種等の業務委託料を追加するものです。財源は、国庫補助金で全て賄う予定です。

続いて、28ページをお願いします。款6商工費、項1商工費、目3商工振興費、節18負担金補助及び交付金で、飲食店等時間短縮要請協力金事業負担金2,033万6千円を追加しています。県から所要見込額の通知を受けて、今回補正するものです。

同じく補助金で、新型コロナウイルス対策中小企業特別融資資金利子補給補助金1,068万円を追加しています。今年度の利子補給245件分の利子計算に基づく不足額を補正しています。

31ページをお願いします。款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節14工事請負費で、不知火小学校既存校舎解体工事費2,658万円を追加しています。解体工事におけるアスベスト調査の分析結果を受け、当初、見込んでいたアスベスト含有量を超え、処分費等の増額が生じたため補正するものです。財源は、合併特例債を予定しています。

32ページに移ります。同じく項3中学校費、目1学校管理費、節14工事請負費で、松橋中学校外構等整備工事費2,100万円を追加しています。外構の擁壁改修工事において、隣接する防球ネットの一部を移設する必要が生じたため、補正するものです。財源は、合併特例債を予定しています。

また、今回の補正予算では、各費目において人事異動等に伴う人件費の調整も行っていますので申し添えます。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算の説明を行います。特定財源については、歳出予算の説明の中で説明していますので、一般財源の主なものを中心に説明します。

ページを戻ります。16ページをお願いします。款19繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で1億5,100万円余を減額しています。歳入、歳出予算の財源調整を行っています。

続いて、款21諸収入、項6雑入、目5雑入で9,598万6千円を補正しています。熊本地震の災害見舞金や落雷被害などの公有建物損害共済金4,927万円、後期高齢者医療市町村負担金の前年度精算金などを補正しています。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第75号及び議案第76号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第77号令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 議案第77号令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明します。別冊の補正予算書101ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ81億372万4千円とするものです。

まず、歳入について説明します。

107ページをお願いします。款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金470万円の増額は、全額補助の国民健康保険システム改修費369万6千円及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国保税減免見込額に対しての補助100万4千円の増額です。こちらは10分の4の補助率です。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節3職員給与費等繰入金10万9千円の増額は、国民健康保険システム等保険者設置機器保守負担金を一般会計から繰入れするものです。

同じく節5財政安定化支援事業繰入金は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険被保険者等に係る減免見込み額に対して、国補助10分の4を除く10分の6について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れるもので、150万6千円の増額です。

同じく項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金の1,658万3千円の減額は、歳出予算の財政調整基金元金積立金を減額するものです。

款8国庫支出金、項1国庫補助金、目1社会保障・税番号制度システム整備費補

助金26万8千円の増額は、マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業に対する国の10分の10の補助です。

次に歳出を説明します。

108ページをお願いします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10需用費26万8千円の増額は、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のため、申込み受付に必要なカードリーダーの購入費用及び周知啓発するためのリーフレット印刷費用です。全額社会保障・税番号制度システム整備費補助金による補助です。

同じく節12委託料369万6千円の増額は、国民健康保険システム改修業務委託料で、令和4年4月1日から施行される未就学児に係る被保険者均等割の減額措置に伴うシステム改修費で、全額補助です。

同じく目2連合会負担金、節18負担金補助及び交付金10万9千円の増額は、国保総合システム等保険者設置機器保守負担金です。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金積立金1,407万4千円の減額は、補正1号で計上した元金積立金を減額するものです。

款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3療養給付費等負担金償還金、節22還付金利息及び割引料1千円の増額は、指定公費負担療養費返還金で、医療機関からの診療報酬請求に誤りがあり、国へ遡及して市の指定公費1割分を返還するものです。

以上で、議案第77号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第77号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第78号令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（岩井 智君） 議案第78号令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。各会計補正予算書の201ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ189万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億8,927万2千円とするものです。

207ページになります。歳出から説明いたします。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定審査会共同設置負担金、節18負担金補助及び交付金189万4千円の減額は、宇城広域連合で行われている介護認定審査会の回数減に伴って負担金が減額されるものです。

次に、206ページの歳入を説明いたします。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目4事務費繰入金189万4千円の減額は、一般会計からの事務費繰入れで、歳出の負担金と同額を減額しております。

以上で、議案第78号令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第78号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第79号令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第80号令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） 議案第79号令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）について詳細説明いたします。資料は同じく、別冊の令和3年度宇城市各会計補正予算書301ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について御説明いたします。

第2条、収益的収入及び支出で、収入におきまして、第1款水道事業収益の既決予定額に補正予定額414万1千円を増額し、収入予定額を11億8,908万4千円としています。第1項営業収益におけます水道工事に伴う受託工事収入の増額、また、第2項営業外収益での繰出基準に基づく基準内補助金の増額が主なものとなります。

次に、支出では、第1款水道事業費用の既決予定額から、補正予定額8,118万7千円を減額し、支出予定額を13億3,157万3千円としています。第1項営業費用におけます県事業の工期見直しに伴う配水管布設替受託工事費の減額が主なものとなります。

302ページに移ります。第3条、資本的収入及び支出です。収入におきましては、第1款資本的収入の既決予定額から補正予定額12万2千円を減額し、収入予定額を1億6,977万5千円としています。第3項出資金における繰出基準に基づく基準内出資金等の減額となります。また、第1項企業債で540万円の減額、そして第4項補助金では540万円の増額と同額での予算組替えを行っておりますが、これは国庫補助金交付決定に伴います事業財源の組替えとなります。

支出では、第1款資本的支出の既決予定額から、補正予定額17万6千円を減額し、支出予定額を5億181万4千円としています。消火栓設置工事費における不用額の減額となります。

303ページに移ります。第4条、企業債では、事業財源の組替えに伴い、建設改良事業の起債限度額について紙面のとおり減額しています。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、人事異動等に伴う人件費の減額に伴い、職員給与費として補正予定額56万円を減額していま

す。

304ページに移ります。第6条、他会計からの補助金です。一般会計からの繰出基準に基づく補助金・出資金の増額に伴いまして、補助を受ける金額について紙面のとおり変更しています。

続けて、議案第80号令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）について詳細説明を行います。資料は同じく、別冊補正予算書の401ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第2条、収益的支出で、第1款下水道事業費用の既決予定額から補正予定額3,644万円を減額し、支出予定額を14億2,378万5千円としています。第1項営業費用で、修繕費の一部を資本的支出である建設改良費へ予算組替えを行ったことによる減額、また、前年度地方債の借入額確定に伴う企業債利息の減額が主なものとなります。

次に、第3条、資本的収入及び支出です。402ページにお移りください。収入におきまして、第1款資本的収入の既決予定額から補正予定額1,600万8千円を増額し、収入予定額を7億2,773万4千円としています。建設改良費に伴う企業債の増額が主な要因となります。

支出では、第1款資本的支出の既決予定額に補正予定額1,989万5千円を増額し、支出予定額を12億3,681万3千円としています。修繕費での執行を予定しておりました設備の一部更新につきまして、建設改良費として執行を行う必要が生じたために、収益的支出から資本的支出への予算組替えを行っていることが主な増額要因となります。

続いて、403ページに移ります。第4条、企業債では、建設改良費の増額に伴い、起債限度額について紙面のとおり増額しています。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、人事異動等に伴う人件費の減額に伴い、職員給与費として補正予定額127万4千円を減額しています。

404ページに移ります。第6条、他会計からの補助金、また、第7条、利益剰余金の処分につきましても、今回の補正額に合わせ紙面のとおり変更しています。

以上で、議案第79号から議案第80号までの詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第79号及び議案第80号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第81号令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（坂井明人君） 議案第81号令和3年度宇城市市民病院事業会計補正

予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。別冊補正予算書の501ページをお願いします。

第2条、収益的収入及び支出の収入の補正になります。第1款病院事業収益、第2項医業外収益の既決予定額6,978万4千円に補正予定額156万2千円増額し7,134万6千円とし、病院事業収益総額を4億2,697万1千円とするものです。

次に支出においては、第1款病院事業費用、第1項医業費用の既決予定額5億1,754万6千円に675万円減額し、5億1,079万6千円とし、病院事業費用総額を5億1,775万円とするものです。

502ページをお願いいたします。第3条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費を831万2千円減額し3億4,138万7千円とするものです。

507ページをお願いいたします。款1病院事業収益、項2医業外収益、目4補助金で既決予定額250万円に補正予定額156万2千円増額し、406万2千円とするもので、オンライン資格確認補助金になります。

508ページをお願いします。款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費で既決予定額3億4,969万9千円に補正予定額831万2千円減額し、3億4,138万7千円とするもので、職員の人事異動によるものです。

目3経費で、既決予定額1億1,129万4千円に補正予定額156万2千円増額し、1億1,285万6千円余するもので、オンライン資格確認システム改修業務委託料になります。

以上で、議案第81号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第81号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第82号宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第83号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） それでは、議案集14ページ、説明資料集2ページをお願いします。議案第82号宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をいたします。

健康保険法施行令等及び健康保険法施行規則等の一部を改正する政令省令が公布され、令和4年1月1日から施行されることに伴い、宇城市国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものです。

今回の主な改正は、まず出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度掛金の見直しを踏まえ、現行の40万4千円から40万8千円に上げるものです。

次に、傷病手当金の支給期間について、その支給を始めた日から起算して1年6月間となっているものを、その支給を始めた日から通算して1年6月間と改めるものです。

以上で、議案第82号の詳細説明を終わります。

引き続き、議案集の15ページから16ページ、説明資料の3ページから16ページをお願いします。議案第83号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明します。

国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から、未就学児の保険税均等割額の軽減措置が講じられることとなり、宇城市国民健康保険税条例の一部を改正するの必要が生じたため提案するものです。

今回の主な改正は、全世帯の未就学児において、当該未就学児に係る保険税均等割額についてその5割を公費により軽減する措置であり、子育て世代の経済的負担の軽減を図るものです。

以上で、議案第83号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第82号及び議案第83号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第84号宇城市立図書館条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第85号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（宇城市立中央図書館等中規模改修工事）の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案集17ページ、説明資料集17ページをお願いいたします。議案第84号宇城市立図書館条例等の一部を改正する条例の制定について説明します。

今回の改正の主なものは、施設改修による料金表の改定及び指定管理者制度への移行に伴い、図書館及び美術館を画一的に管理運用できるよう関係条例を改正するものです。

それでは、主なものを新旧対照表を使い説明してまいりますので、資料集の17ページをお開きください。

図書館条例では、旧条例第1条を新条例では第1条から第3条に再編しています。第2条で、宇城市立中央図書館を宇城市立図書館に名称を変更しております。第3条で、本館の下に3つの分館を配置し、第2項で移動図書館の規定を追加しております。第5条及び第10条で、美術館条例では規定されている入館の制限及び損害賠償の義務を条例化するものです。

次に20ページ、美術館条例新旧対照表をご覧ください。別表第1施設等使用料で、施設改修に伴い、これまでのアトリエ・ギャラリーを廃し、新たにアトリエ（大）、アトリエ（小）を設置することに伴い、使用料を表のとおり変更していま

す。

次に23ページ、小川総合文化センター条例新旧対照表をご覧ください。第1条で、同センター内の図書館の名称を図書館条例に合わせ、宇城市立図書館小川分館に変更するものです。

そのほか関係箇所を改正を行っており、施行期日を令和4年4月1日と定めています。

以上で、説明を終わります。

続いて、議案集21ページ、説明資料集24ページをお願いします。議案第85号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について説明します。

今回、宇城市立中央図書館等中規模改修工事の変更契約につきましては、令和3年11月17日に契約の相手方と仮契約を締結しています。

工事名、宇城市立中央図書館等中規模改修工事。今回変更増額1,328万3,061円、現請負金額2億5,608万円、変更請負金額2億6,936万3,061円。契約の相手方、住所、宇城市松橋町松橋1028番地。商号又は名称、株式会社高橋建設、代表者氏名、代表取締役堀本利好。

主な変更内容は、本施設敷地内に移設を予定しているみんなの家移築事業により整備することも絵本のいえへの電力供給において、みんなの家移築設計者との協議の下、単独引込みによる受電計画としていましたが、電気事業者の規則により、同一敷地内に設置される各施設への配電要件として、施設ごとに管理運営者が異なること、若しくは各施設の外周を塀や道路等で明確に隔てるものでなければ単独引込みはできないことが判明しました。そこで、新施設と前面広場の連続性を活用した開放感のある空間を有効に活用するため、中央図書館の屋上に設置しているキュービクル式高圧受電設備を改修し、容量を増やすことで、図書館とこども絵本のいえの両施設へ電力を供給するものです。この改修により費用が増加したものです。

このほか、造作家具や島什器等への照明配線及び電灯分電盤の改修に要する費用の増や空調設備の更新において、既存の装飾天井下地の切断及び復旧に要する費用が増加したこと、また、外装材の洗浄におけるアルミ製外装材の一時撤去において、特殊固定ボルト再利用ができず、新材購入が必要となったことによる増額になります。

以上で、議案第84号、85号の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第84号及び議案第85号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第86号指定管理者の指定について（宇城市老人福祉センター）の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（岩井 智君） それでは、議案集の22ページをお願いいたします。

議案第86号宇城市老人福祉センターの指定管理者の指定について詳細説明を申し上げます。

指定管理者となる者を社会福祉法人宇城市社会福祉協議会、指定期間を令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としています。

平成18年度から宇城市老人福祉センターの管理運営を宇城市社会福祉協議会に委託しておりますが、令和4年3月31日をもって期間満了となりますので、次年度以降5年間の指定管理者とするための提案です。

宇城市社会福祉協議会は、これまで老人福祉センターの指定管理を受託してきた経験があり、その間に築き上げてきた地域住民との信頼関係及び老人クラブや民生委員など地域の社会資源との強固なネットワークを有しており、子どもから高齢者、障がい者を含んだ総合的なコミュニティ活動の中で地域福祉活動を進めていることから、施設の設置目的に沿った管理運営が期待できる団体であると解しております。

このことから、宇城市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項第4号の規定に適合すると判断し、社会福祉法人宇城市社会福祉協議会を宇城市老人福祉センターの指定管理候補者として選定し、引き続き指定をお願いするものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第86号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第87号指定管理者の指定について（宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター宇城市小川文化ホール）の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案集は23ページをお願いします。議案第87号宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター宇城市小川文化ホールの指定管理者の指定について説明いたします。

本案は、平成20年度から指定管理者制度に移行しております宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター宇城市小川文化ホールが、令和4年3月31日をもって協定期間を終了することに伴い、次期第5期目5年間の指定管理者を指定するものです。

管理を行わせる公の施設の名称、宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター宇城市小川文化ホール。指定管理者となる団体の名称、株式会社オカムラ、代表取締役岡村健志。指定期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間。

今回第5期目の指定管理者の指定におきましては、宇城市の公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、募集要項を作成の上、市広報紙やホームページで告知し、9月29日より指定管理者の公募を行いました。10月8日の指

定管理者募集に係る説明会には、県内に事業所を有する1社が出席し、申請期限の10月28日までに1社から申請書の提出がありました。

審査会は、宇城市指定管理者審査会運営要綱に基づき、教育長を会長とし、外部からの学識経験者4人を含め、9人の委員で構成をいたしました。第1回の審査会を10月29日に開催し、審査委員への委嘱状の交付、審査の説明を行いました。11月9日に開催しました第2回審査会では、申請者によるプレゼンテーション、委員質疑等、総合的な観点から最終審査を行い、審査後、各委員の審査表を基に審査総括表を作成しました。

評価項目は施設の性格や目的に合致しているか、平等な利用が確保できているかなどの基本的な考え方や事業計画、実績、提案価格など6項目26細目にて評価いたしました。

審査の結果、当該施設の管理を行うにふさわしい者であると判断しました株式会社オカムラを、第5期目の指定管理者の候補に選定することに決定いたしました。

以上で、議案第87号の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第87号の詳細説明が終わりました。

次に、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について（渡辺洋介氏）の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集24ページをお願いします。諮問第4号で提案いたします人権擁護委員候補者の推薦について説明します。

現委員であります豊野町の古賀秀一さんが、令和4年3月31日付けで任期満了になりますので、後任として豊野町の渡辺洋介さんを推薦したく、議会の意見を聞く必要があります。提案するものです。

渡辺洋介さんは、人権擁護委員としての熱意、人権に対する理解に加え、地域社会で信頼されるに足る人格識見や中立公正さを兼ね備え、人権擁護委員にふさわしい方です。

以上で、諮問第4号の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 諮問第4号の詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第19 休会の件

○議長（園田幸雄君） 日程第19、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日12月1日水曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、明日12月1日は休会する

ことに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時05分

第 2 号

12月2日 (木)

令和3年第4回宇城市議会定例会（第2号）

令和3年12月2日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

2番 永木 誠 君	3番 山森悦嗣 君
4番 三角隆史 君	5番 坂下 勲 君
6番 高橋佳大 君	7番 高本敬義 君
8番 大村 悟 君	9番 福永貴充 君
10番 溝見友一 君	11番 園田幸雄 君
12番 五嶋映司 君	13番 福田良二 君
14番 河野正明 君	15番 渡邊裕生 君
16番 河野一郎 君	17番 長谷誠一 君
18番 入江 学 君	19番 豊田紀代美 君
20番 中山弘幸 君	21番 石川洋一 君
22番 岡本泰章 君	

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明 君 書記 桑田祥一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史 君	教育長 平岡和徳 君
総務部長 天川竜治 君	企画部長 西岡澄浩 君
市民環境部長 杉浦正秀 君	健康福祉部長 岩井 智 君
経済部長 黒崎達也 君	土木部長 梅本正直 君
教育部長 豊住 章 君	総務部次長 元田智士 君

企画部次長	坂本優子君	市民環境部次長	森下功治君
健康福祉部次長	植野修君	経済部次長	浦田敬介君
土木部次長	平木恵一君	教育部次長	井住寿宏君
三角支所長	梅田徳久君	不知火支所長	岩竹泰治君
小川支所長	木下義明君	豊野支所長	赤星徹君
市民病院事務長	坂井明人君	上下水道局長	木見田洋一君
会計管理者	井澤ふさ子君	監査委員事務局長	松川弘幸君
農業委員会事務局長	白木太実男君	財政課長	米田年宏君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（園田幸雄君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、8番、大村悟君の発言を許します。

○8番（大村 悟君） おはようございます。議席番号8番、会派彩里の大村悟でございます。コロナ感染者数が全国的に減少し、オミクロンの心配を除けば、現在落ち着いた状態を保っています。特に県内においては、感染者数ゼロの日も続いており、蒲島知事はコロナ感染対策を徹底している場所においては、県民あるいは県職員の忘年会を開催してもよいとの趣旨の発言も先月はしておられます。経済活性化に向けた世の中の動きにつながるのではないかと期待もしていたところでもあります。しかしながら、ここにきて新型コロナウイルスの新型変異ウイルスオミクロン株が登場し、毎日マスコミ等で報じられていましたが、今朝の新聞では、日本国内で2例目の感染が確認されたということでもあります。それを受け、日本は日替わりで水際対策を強化しているようでもあります。また、今朝の新聞には、県内で3回目のワクチン接種が医療従事者から始まったとの記事もありました。宇城市の場合は先日説明がありましたが、医療従事者が今月から始まり、高齢者接種は来年2月上旬、それ以外の一般の方は来年4月頃からの接種と計画されているようでもあります。第6波が必ず来るとも言われてもいます。3回目のワクチン接種までには、まだ期間があるようですので、私たちは油断することなく、これまでのような感染防止策に努めながら、気持ちは今まで以上に引き締めていかなければならないと再確認しているところでもあります。

それでは、議長にお許しを得ましたので、許可を得た項目につきまして質問に入らせていただきます。今回は大きくは3項目、1つ目は防災拠点センター活用関連、2つ目は児童生徒のスマートフォン利用関連、3つ目は宇城市学校施設等長寿命化計画関連であります。

まず、大きな1点目の防災拠点センターの活用についてですが、市内6か所の施設開所を前に、市長からは非常時には避難所として、普段はコミュニティ施設としての公民館的活用を多くの市民の方にしていただきたいとの思いが至る所で示されていたかと思えます。

そこで、まず小さな1点目ですが、これまでの活用状況についてお尋ねをいたします。避難時の利用状況と普段の利用状況について、分けてお答えいただけたらあ

りがたいです。

○総務部長（天川竜治君） まず、大雨等による避難発令時における各防災拠点センターへの避難状況は、議長のお許しを得てお手元に配布しております資料1で御説明申し上げます。

今年の5月から8月までに合計7回避難所を開設し、避難者の人員は、三角77人、不知火46人、松橋西30人、松橋東21人、小川75人、豊野12人、合計261人が各防災拠点センターに避難されました。この人数は、各避難所より報告された最大人員を計上しております。

○教育部長（豊住 章君） お手元にお配りしている一覧表で、令和3年4月から10月までの各防災センターの稼働日数と利用人数をお示ししています。合計で57,482人の利用者がありました。

新型コロナウイルスが猛威を振るい、熊本県においてもまん延防止措置が出されたために、本市においても4月27日から6月13日までは休館としていました。また、7月31日からは市外利用者の新規予約の中止や、8月8日から9月30日までは、熊本県の要請により施設の利用時間を午後9時までに短縮をしました。ようやく10月1日から通常利用をしています。その間の利用については、少なかったのが実情でございます。稼働日数としては不知火防災センター、松橋西防災センター、中央公民館については、ほぼ毎日稼働をしています。

○8番（大村 悟君） 避難発令時と普段に分けてお答えをいただきました。一覧表も配布していただいておりますが、それによりますと、5月から8月までの期間に5月に3回、7月に1回、8月に3回の計7回の避難所の開設があったとのことですが、表にありますように各防災拠点センターを合計すれば、261人の避難者が利用されたということでもあります。全国的に見れば、最近は毎年どこかに豪雨がやってくるというような状況が続いています。災害から市民の安心・安全をも守るためにも、6つの防災拠点センターが市民の一番安心な避難場所として、今後ますます有効活用されていきますようお願いをしておきます。また、平常時の利用につきましては、2枚目の表にありますように、4月から10月までで6施設で57,482人の利用者があったということでもあります。コロナ禍にあり、休館があったり利用時間の制限等もあり、市民の方々も思うようには利用ができなかったのではと推察しているところでもあります。

そこで、小さな2点目に入ります。せっかくのすばらしい施設、コミュニティ施設としての活用に限定しての話ではありますが、これまでの使用状況の説明を聞いてもまだまだ活用いただいても十分余裕がある現在の使用状況であるのではと思えます。市民の更なる有効活用を望むところではありますが、市の活用増対策についてお

尋ねいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** これまで新型コロナウイルス感染予防対策により、公民館講座等を中止したり、人数を制限しながら開催していました。近況では、感染症対策をしっかりと取りながら、少しずつできるところから開催している状況にあります。また新たな試みとして、比較的若い世代にも公民館に集まっていたきたいという思いで、Z o o mを学べる講座やY o u T u b eを学べる講座なども開催したところでございます。結果、比較的若い世代もこの講座に参加していただきました。

各地区に建設された防災拠点センターについては、災害時は避難所等に利用されますが、平時には公民館的活用により、多くの住民の皆さんに活用していただきたいと思っています。

今後も高齢者学級や女性学級、子どもの学校の内容を充実させ、併せて、市民ニーズに即した魅力ある講座を開催し、地域住民が楽しく集い、熱心に学ぶ機会を提供していきたいと考えています。

○**総務部長（天川竜治君）** 松橋東防災拠点センターにおきましても、教育部長答弁のとおり、コロナ感染症対策を行いながら施設運用を行っております。近況では、団体等による使用頻度も多くなり、定期的な使用の予約も増え、毎日利用されている状況です。

今後も、災害時の避難による使用はもちろんのこと、平時においても、防災拠点センターが市民の皆さんに親しまれる施設となるよう、広報等により周知を行い、利用の増加を図っていききたいと思えます。

○**8番（大村 悟君）** 教育部、総務部からそれぞれお答えいただきましたが、教育部からは、比較的若い世代向けにZ o o mを学べる講座やY o u T u b eを学べる講座などを開催し、比較的若い世代の利用増に努めてきたとのお答えがありましたが、利用増のための講座等を開催していただいていることをありがたく思います。総務部からは、最近の状況として団体等による使用頻度も多くなり、定期的な使用予約も増えているとの報告をいただきました。今後についてもお答えいただきましたが、教育部からは、高齢者学級や女性学級それに子どもの楽校の内容を充実させ、併せて、市民ニーズに即した魅力ある講座を開催し、地域住民が楽しく集い、熱心に学ぶ機会を提供していきたいとのお答えをいただきました。また、総務部からは、市民の皆さんに親しまれる施設となるよう、広報等により周知を行い、利用の増加を図っていききたいとのことでもありますので、今後も教育部、総務部等が連携して利用増のために取り組んでいただきますようお願いしまして、次の小さな3点目に入ります。

利用増対策とも大きく関係すると思えますが、防災拠点センターへの行き方が分

かりにくい、ぐるぐる回ってやっとたどり着いた、地元の校区の人さえがそういう状況であります。会合の場所を決めるときに、私たちは防災拠点センターを勧めますが、皆さん場所を知っておられないという理由で、他の会合場所に決めておられる事例もあるようであります。他の複数議員もこれまで何度か取り上げて質問してこられました、その方たちと同じように、私も防災拠点センターまでの表示が必要だと考えます。

そこで、主要道路から防災拠点センターまでの案内表示看板設置計画についてお尋ねいたします。

○総務部長（天川竜治君） 6月議会で三角議員の一般質問にもお答えいたしました、各防災拠点センター近辺に案内表示看板を設置しておりますが、主要道路部の誘導表示においては、見えにくい場所もあるかと思われま。案内表示看板設置までの経緯といたしましては、標識看板が必要とされる場所や規格選定を行い、熊本県が定める災害種別一般図記号を用いたデザインを使用しております。

今後は、設置場所における道路管理者協議を含め、案内表示看板設置が厳しい場所もあり、設置許可を得るまで時間が必要になりますが、市民を安全に防災拠点センターに誘導できるよう、案内表示看板の早期設置に向けて取り組んでまいります。

○8番（大村 悟君） 今の答弁では、各防災拠点センター近辺には案内表示看板を設置しているが、主要道路部の誘導表示においては、見えにくい場所もあるかと思われるとのことでした。このことにつきましては、事前にお聞きしましたので、ひょっとしたら松橋東防災拠点センターについては既に看板ができているのかなと思って、国道3号線から入り、防災拠点センターまで確認してまいりました。看板があるはずだと思ってゆっくり車を走らせましたが、これかなと思って、徐行しない限り、何と表示されているのかが読み取れないような遠慮がちな表示板でした。そういう表示板が、防災拠点センターの入口までの3か所にあったかと思えます。先ほど、今後は設置場所における道路管理者協議を含め、案内表示看板設置が厳しい場所もあり、設置許可を得るまでに時間が必要になるが、市民を安全に防災拠点センターに誘導できるように、案内表示看板の早期設置に向け取り組んでいくとの説明でしたが、松橋東防災拠点センターについては、その計画の中に入っているのか、それとも既に設置済みとの判断なのかお尋ねいたします。

○総務部長（天川竜治君） 現在設置している案内表示看板は、通常道路に設置できる可能なサイズを検討して設置しておりますが、市民の誘導において、既存サイズでは見えにくい看板もあります。今後は既存サイズ以外も含めて案内表示看板計画を考えていきます。

○8番（大村 悟君） 現在設置している誘導看板は、道路に設置できる可能なサイズ

を検討して設置しているが、既存のサイズでは見えにくい看板もあるので、今後は既存サイズ以外も含めて案内表示看板計画を考えていくとのことですので、先ほどお尋ねしました松橋東防災拠点センターについても、改めて見やすい看板を設置していただけるものと理解いたしました。ありがとうございます。

再々質問となりますが、もう一つ質問させていただきます。先ほど、看板設置が厳しい場所もあり、設置箇所の協議や道路など管理者の許可が必要になってくることでありましたが、現時点では、国道3号線からの入口には防災拠点センターへの表示はありませんので、多分国道3号線からの入口のところのことかなと思いましたが。その国道3号線からの同じ入口のところの例であります、民間のコンクリート会社の看板はでかいのがあり、この交差点を入れれば会社がありますというのが、車を運転していても遠くから分かる看板が立っています。ただし、民間の施設の壁に取り付けてあり、民間の施設の許可を得てあるのかなと思いましたが。道路管理者の許可を得るのがなかなか難しいのであれば、発想を変えて、民間の施設や個人への協力依頼で設置できないものかお尋ねいたします。

○総務部長（天川竜治君） 民地等への案内表示看板設置につきましては、地権者の同意の下で賃借若しくは用地買収になるかと思えます。賃借した場合には、費用も要しますが、土地等の形状が変わる可能性も考えられます。また、買収も同じように測量や分筆・登記等に費用が必要となってまいります。

まずは、公共用地への設置を重点的に取り組み、不可能な場合に民地等への検討を考えていきたいと思えます。

○8番（大村 悟君） 民地等への設置につきましては、費用等の新たな課題が生ずるので、まずは公共用地への設置を重点にして取り組み、不可能な場合には民地等への検討を考えていきたいとのお答えでありました。国道3号線からの入口につきましては、分かりやすい看板が設置されるのであれば、市民としては、民地への設置であれ、公共用地への設置であれ、どちらでも構わないと思えますので、両にらみで検討していただき、早急な設置となりますように強くお願いをしておきます。

まとめてになりますが、先ほどからお答えいただきましたように、最終的には市民を安全に施設に誘導できるよう、早期設置に向けて取り組んでいくとのことですので、全ての防災拠点センターについて再度必要性を検討していただき、防災拠点センターがますます多くの市民に親しまれ、活用されていくためにも分かりやすい表示板の早急な設置をよろしく願いいたしまして、次の質問に入ります。

次に、大きな2点目の児童生徒のスマートフォン利用についてですが、全国的にはスマートフォン等を利用したLINEやSNSにより、いじめが生じ自殺につながったり、事件に巻き込まれ死に至る等の大きな問題が生じているのを心配してい

ます。そこで、宇城市内における児童生徒のスマートフォン所有状況や利用状況についてお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） スマートフォン所持状況や利用状況についてお答えします。

スマートフォンの所持率は、昨年度のアンケート結果によると宇城市の小学生が約2割、中学生が約6割でした。携帯電話は小学生で約1.5割、中学生で約1割でした。スマートフォンの所持率は、熊本県全体とほぼ同等です。また、ゲーム機も含めたインターネットに接続可能な機器全てになると、小学生で約7.5割、中学生で約9割となり、多くの児童生徒が所持しております。このことから利用状況においても県全体と同等、またはそれ以上と考えられます。

○8番（大村 悟君） 私も昨年度の熊本県公立学校心のアンケートの集計結果とその概要についてというのがネットで探せましたので、それと比較しながら話を進めていきますが、県全体ではスマートフォンの所持率は、小学校では23.3%、中学校では62.8%、携帯電話所持率は、小学校では14.9%、中学校では10.4%、これにパソコンやタブレット端末、ゲーム機器等を含めれば、小学校では76.1%、中学校では93.8%の者が所持していると答えているようです。先ほど宇城市の場合、約何割という言い方でお答えいただきましたが、ほぼ県の数値と一致しているというふうに解釈をいたしました。宇城市の場合もスマートフォンを含め、ネットに接続可能な機器をかなりの児童生徒が所持しているということが分かりました。

そこで、小さな2点目に入ります。所持していない児童生徒が友だちのを使ったり親のを使ったりもあるようですので、児童生徒の実際の使用率はさらに高くなると思いますが、そういう状況であるならば、宇城市においても何らかの問題が起きていてもおかしくないような気がいたします。スマートフォン利用等で生じる課題についてお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） スマートフォン利用の課題についてお答えします。

スマートフォン等の使用回数や時間が増えることで、睡眠時間や家庭学習の減少、家族間での会話の減少、LINE等でのやり取りにおける児童生徒間のトラブル、いじめ等の問題も考えられます。全国的にはネット上のいじめや誹謗中傷による自殺、またSNSで他人とつながり、事件に巻き込まれる例もあります。

本市の今年度の定例報告によると、小中学校において、スマートフォン等を介して事件に巻き込まれる事案やいじめの報告はありません。ただし、昨年度の心のアンケート結果には、インターネット上で悪口を書いたり、仲間外れをしたりしたことがあると答えた児童生徒がわずかながらいました。

このようなことから、インターネットに接続可能な機器の利用による課題として、

繰返しになりますが、睡眠不足や家庭学習の減少、ネット依存、ゲーム依存、いじめ、見知らぬ人とのつながりなどの課題が考えられます。

- 8番（大村 悟君） 考えられる課題として、睡眠不足や家庭学習の減少、ネット依存、ゲーム依存、いじめ、見知らぬ人とのつながりなどを挙げていただきました。宇城市においては重大事件につながるような事例はないことは幸いでありますが、インターネット上で悪口を書いたり、仲間外れをしたりしたことがあると答えた児童生徒がわずかではあるがいたとの答弁も先ほどありました。このような事例はアンケートに書きづらい内容でもあり、ひょっとしたら氷山の一角かもしれないと思い、心配するところでもあります。

そこで、小さな3点目として、課題解消に向けての教育委員会の取組についてお尋ねいたします。

- 教育部長（豊住 章君） 課題解消に向けての取組についてお答えします。

先に述べました想定される全ての課題を踏まえ、危機感を持って対応していくことが大切になります。教育委員会といたしましては、校長会や教頭会等で情報を共有し、各学校において対策を講じていきます。具体的には、道徳教育を中心とした豊かな心の育成、情報モラル教育、専門家を招いての教育等です。また、家庭の教育も重要ですので、親の学びの推進、学級懇談会やPTA総会での周知、学校だよりでの啓発等も継続して取り組んでまいります。

各学校で使用している児童生徒一人一人のタブレットに関しては、他人とつながる機能は制限をかけていますので危険性は低いと考えています。日々継続して使っていく教具ですので、使い方はもちろん情報モラルに関しても、継続して教育していきます。子どもたち一人一人に、安全に使用していける力を付けていくことが大切であると考えます。

- 8番（大村 悟君） 教育委員会としては、危機感を持って対応していくとのことだったかと思えます。まずは校長会や教頭会等で情報を共有し、各学校で具体的には、道徳教育を中心とした豊かな心の育成、情報モラル教育、専門家を招いての教育。家庭教育分野では、親の学びの推進、学級懇談会やPTA総会での周知、学校だよりの啓発で継続して取り組んでいくとのことでもあります。是非全ての学校でこれらの取組が確実になされていきますように、教育委員会の学校に対するチェックや指導をよろしくお願いいたします。

最後に総括として教育長にお尋ねをいたします。幸いにも宇城市においては、命に関わる大きな問題は起きてはいませんが、全国的に見れば、LINEやSNSを通じて命に関わる重大な問題が発生しています。この現状を教育長はどう受け止め、今後の宇城市の対策をどうか取りさされていかれるのか知りたいところでもあります。

教育長の思いをお願いいたします。

○**教育長（平岡和徳君）** スマートフォン等を所持する児童生徒は、今後も増え続けると考えられています。それに伴う課題を幅広く想定しまして、できる対策を講じていきたいと思っております。

先ほど、教育部長が申し上げましたとおり、具体策を計画的、定期的そして継続的に実施していきたいと考えております。また、これらの課題を解消していくためには、学校と行政だけではなく、児童生徒はもちろん、保護者、地域のこの5者がベクトルを揃えていくべきものだというふうに考えております。その5者がこの問題を協力、共有して考え、児童生徒の健全育成を進めていけるようにさらに努力してまいります。

御承知のとおり、スマートフォン等には、便利で有効な機能がたくさんあります。スマートフォン等を持つことイコール危険という考えだけではなく、スマートフォンを適切に、正しく、安全に使用することのできる児童生徒の育成、これを教育の力で進めていきたいというふうに考えております。

○**8番（大村 悟君）** ありがとうございます。これからも全国の事例把握等に努めていただき、常に危機感を持って、早め早めの取組を各学校に指示・指導していただきますようによろしくお願いいたします。

次に、大きな3点目に入ります。宇城市には学校施設等長寿命化計画があり、概要版に目を通していたところであります。

まず小さな1点目として、この学校施設等長寿命化計画とは、簡単に言えばどういう計画であるのかお尋ねいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 学校施設等長寿命化計画についてお答えします。

本市の学校施設のほとんどは、建設してから30年以上経過しており、全体的に老朽化または機能低下が進行している状況であります。今後、老朽化した学校施設の修繕や建て替えに多額の費用が必要になると考えられており、これらの適正な維持管理が課題となっています。このため、平成30年6月改定された宇城市公共施設等総合管理計画を踏まえて、令和2年3月に宇城市学校施設等長寿命化計画を策定しました。

この長寿命化計画は、施設整備の現状と課題を整理し、改修等に関する優先順位付けの考え方を示した上で、今後の改修等の内容や時期、費用等を整理し、年次計画を策定しております。長寿命化計画の目的は、長寿命化できるものは長寿命化し、適正に改修や建て替えをするとともに、優先順位を設定し、教育環境の質的改善も考慮しながら、それに要するコストの縮減と平準化を図ることを目的としています。

なお、建て替えをする場合は、建物の構造耐力、経年による耐力・機能の低下、

立地条件による影響を評価するため、耐力度調査を実施し、補助事業の採択基準に適合するかを見極める必要があります。

○8番（大村 悟君） 平成30年6月に改定された宇城市公共施設等総合管理計画を踏まえて、令和2年3月にこの宇城市学校施設等長寿命化計画は策定されたということでもあります。この計画の目的も説明していただきましたが、長寿命化できるものは長寿命化し、適正に改修や建て替えをするとともに、優先順位を設定し、教育環境の質的改善も考慮しながら、それに要するコストの縮減と平準化を図ることを目的としているということでもあります。

そこで、小さな2点目に入ります。その計画に則り、学校施設の工事関係が新たに検討され始めていると理解していますが、現在検討中の松橋中学校について、耐力度調査も踏まえて現在どういう状況であるのかについてお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 現在、松橋中学校におきましては、校舎の耐力度調査を実施しております。耐力度調査とは、前の質問にもお答えしておりますように、建物の構造耐力、経年による耐力低下を見る保存度、立地条件による影響を見る外力条件の3項目を総合的に調査し、建物の老朽化を見るものです。

この調査を基に、構造上危険な状態にある建物として建て替える事業、いわゆる改築事業か、または構造体の長寿命化やライフラインの更新などによる建物の耐久性を高める施設の長寿命化を図る事業、いわゆる改修事業のどちらの補助事業の採択基準に適合するかを判定します。調査対象施設としましては、普通教室棟4棟、特別教室棟2棟、管理棟2棟、技術教室棟1棟の計9棟です。

本業務の工期は令和4年1月31日までとなっており、11月初旬で現地調査は終了し、現在は耐力度の測定、調査結果の取りまとめを行っている状況ですが、先日中間報告を受けましたので、その報告内容を申し上げます。

まず、耐力度調査の考え方としまして、調査結果は点数化します。それを補助事業の採択基準に照らしますと、4,500点の基準を下回ると構造上危険な建物という判断で改築事業となり、4,500点を上回ると危険には至らない建物として改修事業という判断となります。そこで、中間報告の結果では、施設面積割合の約80%が4,500点を下回っておりました。ただし、これはあくまでも現段階での報告結果ですので、最終的には業務完了時の報告を受けて、改築または改修にするかを判断してまいります。

○8番（大村 悟君） 現在松橋中学校については、普通教室棟4棟、特別教室棟2棟、管理棟2棟、技術教室棟1棟の計9棟について耐力度調査が行われており、工期は令和4年1月31日までとのことでもあります。なお、耐力度調査とは、建物の構造耐力、経年による耐力低下を見る保存度、立地条件による影響を見る外力条件の3

項目を総合的に調査し、建物の老朽化を見るものだそうです。11月初旬で現地調査は終了し、現在は耐力度の測定、調査結果の取りまとめを行っている状態で、先日中間報告を受けたということであります。なお、この耐力度調査の考え方として、調査結果は点数化し、補助事業の採択基準に照らすと、4,500点の基準を下回ると改築事業、上回ると改修事業という判断になるということであります。中間報告の結果についてもお答えいただきましたが、施設面積割合の約80%が4,500点を下回っていたとのことであります。

そこで、小さな3点目に入ります。最終調査の結果は来年に入ってから届くようでありますが、中間報告を受けての松橋中学校施設の今後の計画についてお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 中間報告の結果は、建物の構造耐力はありますが、老朽化による機能の低下が著しいという結果が出ています。面積80%が規定の4,500点以下という結果でした。詳細は、教育部長が答弁したとおりです。

大村議員におかれましては教育者出身であり、母校が宇城市のフラッグシップ校としてふさわしいためには新築でなければならぬ旨、再三にわたって要望をなされてきました。市としましては、耐力度調査の結果や施設全体の老朽化、教室不足などを総合的に検証しつつ、大村議員の強い要望にお応えし、松橋中学校校舎を新築の建て替えで推進したいと思っております。

○8番（大村 悟君） 御答弁ありがとうございました。市としては、耐力度調査の結果や施設全体の老朽化、教室不足などを総合的に検証し、新築の方向でいかなければならないという答弁だったかと思っております。松橋中学校については、建て替えすなわち新築でいくとの方向性をはっきり示していただけ、非常に嬉しく思ったところであります。老朽化による機能の低下が著しいとの結果も出ているようでありますので、是非現時点でのお考えのように、新築の方向で今後検討が着実に進んでいきますように御期待を申し上げて、時間が大分残っていますが、今日の私の一般質問を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、大村悟君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、17番、長谷誠一君の発言を許します。

○17番（長谷誠一君） 改めまして、こんにちは。会派彩里、議席番号17番、長谷でございます。全国市議会旬報の中で、金子総務大臣は10月5日就任後初の記者会見に挑み、岸田首相が掲げるデジタル田園都市国家構想については、コロナ禍でテレワークの流れができていて、東京一極集中の是正に向けて頑張っていきたいと強調され、地方回帰をサポートしていくとして地域おこし協力隊や都市部の企業人材を活用する地域活性化起業人などの取組も推進していきたいと、地方重視の意向を述べておられます。未来に向かって進み続けたいまち宇城市、守田市長の一粒百行の政治信条で、金子大臣とのキャッチボールに期待を申し上げます。

ちょっと前段の中で余談ですけれども、ここに蒙古襲来という冊子がございます。これは2001年、平成13年ですけれども、12月9日より49回にわたり放映されました北条時宗の放送前に、私事になるかもしれませんが、私が畑にいたところ1人の見知らぬ方が歩いて来られました。何を申されたかと申しますと、「竹崎季長公の墓はどちらですか」と聞かれるんですよ。道は教えたのですが、どこですかということは全然分からないということで、ちょっと気になったもので軽トラックで後を追いかけて、平原公園の中にある季長公のところまで送ったわけです。そうしたところ、その方からお礼状が届きました。その後、完成したら発行したら送りますという本が、このPHP文庫から出たこの本なんです。そのようなことで、非常に私も感銘を受けましたし、そしてその方が言われたのが、大河ドラマが始まるから、その前に小説を書きたいと。それにはまずもって、季長公のお墓参りが先ではないかと思って来ましたということをおっしゃって、でき上がってから送られてきたのがこの本なんです。そのようなことで、やはり季長公に対する地元区長さん方、また世話役の老人会長さんには非常につねづね敬意を表しながら、平原公園の整備に、分かりやすく言うならば草取りあたりを一生懸命頑張っていらっしゃいます。老人会長が私にこう申されました。何だろうか、これだけは言ってくださいよと。言うなれば、年々やはり高齢者が多くなっていると、そのような中でいつまでもは続きません、そういうことで、あとはやはりお願いしないといけないのが現状でしょうねというようなことを申されて、やはり高齢化社会になって非常に地域を守る人たちの今後は平原地区だけではなくて、宇城市170行政区の中でも、やはりこの辺についてはいろんな課題問題が出てくるのではないかと思います。また現在出ていると思います。そのようなことで、今日は通告をいたしておりましたことにつきまして質問させていただきます。

それから事務局にお願いをいたしまして、議員の方それと執行部の方に、この私たちの海東というのを議長の許可を得た中で配布をさせていただいております。それぞれ執行部の方は、やはり砂川の上流、海東を知ってほしいし、また竹崎季長公

の墓地がある平原公園を知ってほしいという思いの中で、配布させていただきました。勉強のために、もう返すことはありません、お持ち帰りください。議員諸氏も持って帰ってよろしいです。

それでは、まずもって平原公園についてですけれども、公園の利用状況と維持管理についてお尋ねをいたします。

○**土木部長（梅本正直君）** 公園とは、公衆が憩いまたは遊びを楽しむために公開された場所になります。一般的には、公園は市民のレクリエーション、コミュニティの場であり、人々の心を和ます木や花などの自然を育てる場所でもあります。また、災害が起きた場合には、避難する場所にもなる重要な役割を持っております。

市内の公園の利用状況ですが、市内62か所の公園の中でも松橋町にあります岡岳公園が、利用者数、規模ともに市内で最大級の公園となります。また、市が管理する県施設ではありますが、博物館ネットワークセンター併設のウォーキングコース及び緑地も好評で、利用者が大幅に増加しております。

利用者の傾向として、都市公園は、グラウンドの併設や遊具、トイレ、駐車場等の設備も充実しておりますので、市内外からの利用者が多くなっています。一方、市立公園は規模も小さいことが多く、周辺住民の限られた利用が多く見受けられます。

公園の維持管理について大規模な修繕などは市が行いますが、通常の維持管理は外部委託を行っております。委託の内訳は、市内62公園のうちシルバー人材センターに16か所、行政区に30か所で残りを直営等で対応しております。

行政区への委託は区民の高齢化等で、管理の辞退の申出が最近は多くなってきており直営への移行が多くなっています。また、直営は作業員2人が隔日で行っていることから、管理移行に伴う業務拡大及び管理費用の増大等が今後の課題となっております。

そこで、これからは公園をより身近に感じていただき、自由な利用ができるように、利用者が限定されているような極めて小規模な公園から、徐々に地区移管を含め民間による維持管理手法の確立の検討を進めていきたいと思っております。

○**17番（長谷誠一君）** 2番目のこれからの公園整備計画についてお尋ねをいたします。

○**土木部長（梅本正直君）** これからの整備計画ですが、平成20年に作成しました施設白書によりますと、公園は59か所となっております。10年余りが経過した現在では、62か所の公園を市が管理しています。管理区分の見直しや利用者が極めて限定されていた公園3か所を廃止しまして、国の補助事業で整備しました公園等6か所を追加しております。

この中で、市が管理する公園はおおまかに2つに分類されています。1つ目は、都市計画区域内に立地する9か所の都市公園があります。都市公園は国がおおまかな面積基準を示しており、本市の都市公園は、基準による公園面積では国の示す基準値を満たしております。グラウンドを兼ねた公園が多く、多彩な施設、遊具があり、令和元年度に策定した公園長寿命化計画に基づき、国の補助を活用した遊具等の適切な維持管理や更新を実施し、長寿命化を図るように努めているところでございます。

次に、市が条例で決めました53か所の市立公園があります。市立公園は、整備、維持管理に対する補助財源もないことから、公園管理、整備の在り方について検討中でございます。

公園は市民の活動の場、憩いの場の形成、良好な景観の形成、防災性の向上など様々な効果があり、豊かな地域づくり・地域のにぎわいの創出や活性化に欠かせない施設でありますので、これからも公園の新設を含め更新や適正配置を行い、施設の有効活用を図っていく予定でございます。

○17番（長谷誠一君） ちょっとお尋ねですが、9か所の都市公園について、9か所の公園の名前からお願いします。

○土木部長（梅本正直君） それでは、宇城市の9か所の都市公園について答弁いたします。岡岳公園、大塚公園、大野公園、久具公園、御領5区児童公園、龍燈公園、観音山総合運動公園、仲之江駅前公園、稲川スポーツ公園、以上の9か所でございます。

○17番（長谷誠一君） 平原公園についての位置付けはどの中に入りますか。

○土木部長（梅本正直君） 平原公園については、宇城市の市立公園でございます。

○17番（長谷誠一君） ということは、市の管理下にあるわけですね。それで平原公園を今回公園の中にある季長公の墓地として、何を申しましても元寇絵巻物、今年9月に国宝に指定されております。そのようなことで問題提起をしているのは、元寇歴史公園として整備はどうかということをお尋ねしているんですけども、担当部としてはどうでしょうか。

○土木部長（梅本正直君） 平原公園の状況は、公園台帳によりますと設置が平成11年、面積は5,545平方メートルで、施設は東屋、トイレ、遊歩道がございます。この公園区分は先ほど申しましたとおり、条例で指定する条例公園の市立公園となります。管理は平野区にお願いをしております。特に維持管理は、地元住民の方々が熱意を持って管理されているということから、市内の公園でも特に良好な状態が維持されております。非常に感謝をしているところでございます。

このような地元の状況を踏まえ、公園一帯の歴史を学ぶ公園としてはどうかとい

うような御質問だと思います。平原公園のように優秀な地域資源の発掘や活用、観光拠点化など、地域の価値を高め、市内外に情報発信することで、市民が歴史を学び、誇りを持ってもらうことは重要だと感じております。そのためにも、しっかりと管理をして保存、保全をし、施設の長寿命化を図り、現在の良好な公園としての管理を維持していくことが大切なことだと考えております。

○17番（長谷誠一君） もう一回部長にお尋ねいたします。現在、この公園の中で何か継続事業はありますか。

○土木部長（梅本正直君） 平原公園につきまして、事業として今実施をしているものはございません。

○17番（長谷誠一君） 教育長と市長にお尋ねなのですが、元寇歴史公園の名称についてどのように考えでしょうか。市長からお願いします。

○市長（守田憲史君） 名称につきましては、まだ把握しておりませんので、今後の課題とさせていただきます。

○教育長（平岡和徳君） 市長の答弁と同様で、今後細部を検討していきたいというふうに思っております。

○17番（長谷誠一君） 市長、教育長ともども、今後の課題ということですが、検討課題ということでもよろしいですか。

○市長（守田憲史君） 名称変更につきましては、今聞いたばかりでございますので、今後コンセンサスを大切にしながら考えさせていただきます。

○17番（長谷誠一君） 熊本市歴史博物館の館長でした服部英雄館長が、宮内庁に2年間ほどかけてこの元寇絵巻を展示するようにされた経緯がございます。その中で蒲島県知事が申されたのが、熊本地震の心の復興になるというような言葉を述べられて、宮内庁から熊本へ帰ってきたのが17年ぶりなんです。その絵巻自体は前巻後巻合わせて40メートルほどございます。そのようなことで、絵巻が国宝になった。その国宝の絵巻を絵師に書かせたのが、平原公園の中に眠る竹崎季長公なのです。そのようなことで、是非検討というよりも前向きな検討で今後考えていただきたいと思っております。これは、言うなれば質問する私の要望事項なんです。そういうことでお願いをいたしておきます。

それともう1点ですが、今日は区民の方もおいでなのです。今は平原公園という名称だけです。元寇歴史公園に公園の名前を変更するにあたっては、やはり担当部でよくよく地元の区民の方、代表である区長、また維持管理を一生懸命汗を流しておられる老人会の代表者あたりと十分協議して、納得のいった時点で、何とかお願いをしたいというような中で、元寇歴史公園という方に公園の名前を変えられるのも、やはり宮内庁の御物として絵巻物があるのですから、その名前をとった

中で、地元と協議しながら、その公園の名称変更をお願いしたいというふうに私自身は思っております。市長よろしいですか。

○議長（園田幸雄君） 議長から申し上げます。質問事項が3回を超えます。しかしながら私が許しますので、市長簡潔に答弁をお願いします。

○市長（守田憲史君） 要望事項として確かに承りました。

○17番（長谷誠一君） 議長、言葉を返すようですけども、あついですよ。

○議長（園田幸雄君） 長谷議員分かります。しかしルールがあります。そこは了解をお願いしたいと思います。

○17番（長谷誠一君） それでは、3番のふるさと創生について質問いたします。ふるさと創生、「熊本の教育は宇城から」と言われて大変長くございます。これまでどのように取り組み、対応してこられたのかお尋ねをいたします。

○教育長（平岡和徳君） 以前から、宇城管内には「宇城は一つ」、「熊本の教育は宇城から」という合い言葉がありました。これは管内の教育委員会のもとより、各小中学校が宇城教育事務所の指導等を受けることで、互いに切磋琢磨し、また協力し合いながら、学力においても運動においても人間性においても、全てにおいて他管内には負けない教育を行おうという考え方を指しているものです。この前向きで積極的な考え方は、現在も受け継がれているというふうに感じております。

本市におきましては、この流れを汲みつつ、現代のグローバル化の進展や急速な技術革新など、子どもたちが変化の激しい社会に対応できるその能力を育成するために、外国語教育の充実、小中一貫教育の推進、特別支援教育体制の充実、ICT教育の整備など様々な施策に取り組んでいるところです。また、持続可能な社会の担い手となる児童を育成するため、各学校におきまして、総合的な学習の時間に伝統食文化を位置付けた教育課程の編成を行っております。これは、自分が住んでいる郷土の人々の暮らしや、生活の様子に目を向けさせることによりまして、生まれ育った郷土を知り、ふるさとに誇りをもつ児童の育成を図っていくものです。

その一例としまして、三角小学校では、世界遺産に登録された三角西港を地域素材の1つとして学習しています。また海東小学校では、蒙古襲来絵詞を見学するなど、それぞれ地域の特色を発信する学習を通じて、郷土を誇りに思い、魅力をたくさんの人に伝えたいというその気持ちを育てることを狙いとしているところです。

今後も、地域の史跡や偉人の功績等を積極的に学習させ、郷土への誇りや愛着を育むとともに、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間性の育成に努めてまいりたいというふうに教育委員会として、私としても考えております。

○17番（長谷誠一君） 私がちょっと分からないところがあるんですけども、県内に教育事務所はいくつあるんですか。後ででもよろしいですけども。

○議長（園田幸雄君） その前に、長谷議員に議長から申し上げます。議長に物申すことはルール違反ですので、今後気を付けていただきたいと思います。

○17番（長谷誠一君） もう質問はいたしません。ただですね、この冒頭説明を申し上げました、この私たちの海東、15ページに竹崎季長公と海東、元寇と季長公、文永の役、弘安の役を記載してあります、目を通されたでしょうけども、16ページが蒙古襲来絵詞と季長公、17ページが季長公の屋敷、竹崎季長の墓、18ページが竹崎季長公の年表、19ページが塔福寺、襲来絵詞の模写があるところです。20ページが竹崎神社跡、ここは記載のとおり、廣田哲堂さんという方が自分の全財産をつぎ込み、竹崎神社を完成させられました。ただ、ここは台風で倒壊してしまっただけです。43ページが平原公園、季長公記念碑、竹崎神社の墓が記載してあります。それと44ページ、季長公にちなんだ平原阿蘇神社、海東の花あたりが記載してございます。それと最後に、そこに季長公の隠居屋敷のことまで記載してございます。是非お目通しいただき、執行部の方も海東のことを知っていただきたいと思います。

時間は大分余っておりますけれども、これで私の質問を終わらせていただきます。最後に海東中学校の同窓生で、竹崎季長公継承会というのがございます。これについては、去年はコロナの影響で中止いたしましたけれども、毎年、季長公を継承するためにみんなができるグラウンドゴルフ大会を行っており、明けて令和4年1月29日に海東小学校のグラウンドで行う予定をいたしております。海東はそういうことで、非常にやはり海東を守った季長公、年末には一人当たり2斗の米を与えて、住民を守ったのです。そういう思いの中で現在海東の住民は、季長公にお世話になった祖先のおかげで今日があります。過去、現在、未来、現在の自分たちは、未来のために継承をしていかなければならないのではないかと常に思っております。以上です、終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、長谷誠一君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、19番、豊田紀代美さんの発言を許します。

○19番（豊田紀代美君） こんにちは。19番、新志会、豊田紀代美でございます。

質問に入ります前に、執行部にお礼を申し上げたいと思います。本市の女性支援プ

プロジェクトとしてさくらプロジェクトを本市の6人の女性有志で立ち上げました。最初の取組として、コロナの影響により経済的な理由で生理用品が購入できない困難な女性支援のために、守田市長に御要望を提出いたしました。10月13日の熊日新聞にも取り上げていただきましたが、所管の健康福祉部と会議を重ね、災害用に備蓄し使用期限が迫っている生理用ナプキンセットと生活相談リーフレットに沿って、宇城市保健福祉センターと三角支所で無償配布をしていただきました。10月4日から11月30日までに、312袋を受け取っていただきました。女性にとって毎月必要とされるもので、受け取られた女性からは「助かります」との感謝の言葉があったとお聞きをいたしております。貧困に苦しむ学生や女性の支援を積極的にお取組いただきました市長、副市長はじめ、総務部、健康福祉部に深く感謝を申し上げます。特に宇城市保健福祉センターに視察に参りました際には、全て職員の手づくりでさくらカードやボックスなども手づくりでつくっていただきまして、受け取られた方々は、職員の皆さんの優しい気持ちとナプキンとともに受け取られ、感謝をされていると思います。お取組に対して心から感謝を申し上げます。

さて、前置きが少し長くなりましたが、議長のお許しをいただきましたので、先般御通告申し上げておきました、大きくは4点について質問をさせていただきます。1点目は土地改良区事務所について、2点目は空き家・空き地対策について、3点目は戸馳の花のがっこうについて、4点目は情報発信について質問をいたします。

まず、大きな1点目、土地改良区事務所について、小さな1点目、現在、本市農業の重点施策として350億円の予算規模で行われている国営基盤整備事業や既に整備を終えたほ場には、壮大な数の農業用施設が存在すると思われれます。今後もこの壮大な数の農業用施設を維持管理していくためには、土地改良区の存在は欠かせないものであり、その役割は、大変重要であると考えております。

そこで、土地改良区と本市の関わりについて、経済部長のお考えをお尋ねいたします。

○経済部長（黒崎達也君） 土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、土地改良法で、県知事の認可によりその成立を認められている法人であり、土地改良事業の根本的事業主体です。なお、食糧の安定供給の基盤となる農地や農業水利施設を整備するとともに、造成された農業用施設を維持管理する団体であり、農業の持続的な発展や農業農村の多面的機能発揮のために大きな役割を担っています。しかしながら、近年、農業者の減少、高齢化、農村地域における都市化・混住化、農産物価格の低迷など厳しい農業情勢が続き、農業者の離農や高齢化とともに、組合員の減少が著しく、組織体制を維持するのも困難になりつつあります。

本来であれば、地域づくりの中核となるべき組織としての役割が大きいこともあ

ります。近年においては地域活性化の中心的役割を果たすよう、組織体制の強化の必要性が叫ばれています。

御質問の松橋町外一ヶ町土地改良区は、萩尾ため池、八ツ枝ため池の用水を625ヘクタールの水田へ幹線水路を利用し、供給しています。現在進められている国営土地改良事業におきましては、777ヘクタールに及ぶ農地に係る農業用施設の予定管理団体であり、維持管理を行う上で重要な組織です。

今後、国営土地改良事業の円滑な推進を図る中で、事業の負担金・分担金の徴収から、造成された農業用施設の維持管理団体として、連携を密にしながら同時に組織強化にも取り組んでまいりたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 土地改良区の重要性和本市の関わり合いについては、共通理解ができています。今後とも連携を密にされ、お取組いただけますよう要望いたしておきます。

さて、令和3年1月28日に、松橋町外一ヶ町土地改良区理事長より守田宇城市長に要望書が提出されております。経済部長の御答弁の中にもありましたように、松橋町外一ヶ町土地改良区は、国営土地改良事業により整備された農業用施設を管理する重要な団体です。県の指導により1,000ヘクタール以上の農業用施設を管理する土地改良区は、事務員を4人に増員するよう指示を受けているとお聞きいたしております。したがって、現在の事務所では手狭になります。さらには担当課との連携をしやすくするためにも、隣接した場所が適切であると考えます。本庁舎改修後も、庁舎内に土地改良区事務所を設置するスペースはかなり無理があるのではないかと思います。

そこで、現在の事務所の1階の駐車場を事務所として改修して使用できないものか、あるいは現在経済部が配置されている不知火支所を事務所として使用できないものか、さらにはそれ以外に適切な場所があれば、総務部長にお考えをお尋ねしたいと思っております。

○総務部長（天川竜治君） ただいま議員から御提案いただきました件につきましては、まずは、車庫棟内の各諸室の利用状況及び建物本体の構造や設備、また土地改良区の事務所の実情等を把握したのち、現在実施している本庁舎の大規模改修で検討を行い、併せて市が所有する既存施設の利活用を研究し、経済部と協議していきたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 総務部長、前向きな御答弁に感謝を申し上げます。国営基盤整備は、本市の最も重要なプロジェクトの1つです。御提案させていただいた松橋町外一ヶ町土地改良区の事務所また土地改良区の合併も視野に入れられ、スムーズな事業が推進できますように、重ねて事務所の設置については特段の御配慮を賜

りますように、強く要望いたしておきます。

続きまして、大きな2点目、空き家・空き地対策についてでございますが、小さな1点目、宇城市のみならず他の自治体でも、空き家は年々増加の傾向にあります。そこで、まだ使える空き家に関して、リフォームやリノベーションで利活用を促進する取組が必要と考えております。そのためには、個人の購入や賃貸だけでなく、民間事業者の参入も含めた多様なニーズに応える必要があると考えます。

そこで、空き家対策の今後の取組と本年度末までの具体的な利用件数の見込みについてお尋ねいたします。

○企画部長（西岡澄浩君） まず、具体的な利用件数の見込みについてお答えいたします。

空き家・空き地バンクの登録物件のうち、空き家の成約件数につきましては、11月末現在8件であります。最終的には昨年度実績13件と同程度と見込んでおります。

空き家対策の今後の取組につきましては、主に3点ございます。まず1つ目として、空き家・空き地バンクの登録物件数の増加、2つ目に空き家利活用における民間事業者の参入促進、3つ目に老朽化した空き家の解体除却になります。

空き家・空き地バンク制度の課題として、登録物件数が少ない、特に家主の多くが売却を希望し、賃貸物件が少ないという問題があります。今後は、家主に対して、売却だけでなく空き家の活用事例も示すことで、登録物件数、特に賃貸物件の増加を促したいと思っております。

2つ目に、個人の売買、貸し借りだけでなく、民間事業者による多様な空き家の利活用を進めます。昨年度実施しました空き家等活用モデル事業は、民間事業者が、子育て世代をターゲットとしたデザイン性の高い空き家に改修し、賃貸するという事業です。子育て世代のニーズに合致し、すぐに入居者が決定いたしました。また、コロナ禍により、家族旅行、ワーケーション等、少人数向けの宿泊施設の需要が高まっております。民間事業者が、空き家を改修して簡易宿泊所とする事例もあり、こうした新しい空き家の利活用を促してまいります。

3つ目に、空き家の解体除却についてですが、今年度から老朽化した危険な空き家の解体、撤去を促す補助制度を創設しております。安全性や景観の維持向上を図り、また、更地となった宅地に新たに家が建ち、居住者を迎えることで、地域の新陳代謝に寄与すると考えられます。

これら3つの事業を進めながら、空き家問題の解消に努めてまいります。

○19番（豊田紀代美君） 企画部長より空き家対策の今後の主なお取組について3点挙げていただきました。1点目の空き家・空き地バンク制度の課題で、登録物件数

が少ない問題点について、家主に対して、売却や利活用のアクションを起こす際に執行部単独の調査、交渉でなく、長年の信頼関係のある地域住民の力をお借りすることにより、家主の安心感につながり交渉がスムーズにできるし、そういう可能性が出てくると思います。地元の方々を巻き込んだお取組をお願いいたしたいと思います。2点目の空き家等活用モデル事業での成功事例を御紹介いただきました。民間事業者の多様な空き家の利活用やコロナ禍における家族旅行、ワーケーション等の需要に対する空き家を改修して、簡易宿泊所での新しい空き家の利活用には、なお一層の積極的な取組を強く要望いたしたいと思います。3点目の空き家解体除却の件については、先般の都市計画審議会の中でも、区長代表の方や市民代表の方から強い御要望が出ておりました。補助制度等の周知徹底、安全性や景観の維持向上、さらには更地になった宅地に家が建ち、居住者を迎えるなど、企画部長が御答弁されたことと、今私が申し上げましたことを合わせて積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

小さな2点目、本市が進められている空き家対策の取組については同感であります。今後は、特に民間事業者の参入が重要になってくると思われます。空き家には様々なニーズがあり、地域の特性を活かした利活用を促す必要があると考えます。現在、戸馳島においては、地元の事業者が空き家を活用して地域を活性化させたいと活動を始めておられます。こうした取組を本市としても積極的に支援していくべきだと考えますが、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○企画部長（西岡澄浩君） 民間事業者による空き家の利活用につきましては、今年度から空き家・空き地バンク制度の要綱を改正し、民間事業者も利用できるようにしております。

実際、三角町、戸馳島においても、複数の民間事業者から空き家の問合せがされている状況です。これらは、住まいとしてだけでなく、短期滞在用の宿泊施設、または別荘としての空き家の利活用を想定されており、三角町、戸馳島といった観光資源に着目したものと思われます。

交流人口、関係人口の増加だけでなく、将来的な移住、定住にもつながるため、こうしたニーズに応えることができるよう、空き家・空き地バンクへの物件登録について、地元への働き掛けも行ってまいります。

○19番（豊田紀代美君） 企画部長御指摘のように、交流人口、関係人口の増加のみならず、将来的な移住・定住につながる努力と地元を巻き込んだ空き家・空き地バンクの物件等を要望いたしておきます。

そこで、特に民間事業者の参入による空き家の利活用、地域活性化について、守田市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 空き家の利活用につきましては、地域によっては、居住者向けの住まいの提供だけではなく、既存の観光資源と連動させることで、宇城市を訪れる方々の受け皿となる滞在施設としての活用もあり得ます。

民間事業者の参入は、地域への投資であり、地域の活性化にもつながるため、意欲的な事業者の取組については重要と認識しています。

○19番（豊田紀代美君） 市長御指摘のとおり、居住者向けの住まいの提供にとどまらず、既存の観光資源と連動させることにより、滞在施設としての活用は重要だと私も考えております。意欲的な事業者の取組については、御支援をいただくということですので、展開に拍車がかかるのではないかと考えております。今後とも更なる御支援をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、大きな3点目、戸馳の花のがっこうについてでございますが、小さな1点目、花のがっこうの現在の運営状況と問題点について、まずお尋ねをいたします。

○三角支所長（梅田徳久君） まず、戸馳島のラン栽培などについての概要を申し上げます。三角町戸馳島は、海に囲まれた温暖な気候を活かした花の栽培が盛んになり、昭和59年に島内の洋ラン生産者による栽培グループ五蘭塾が結成され、県内外から注目されるようになりました。令和2年度の鉢もの洋ラン類の出荷量は、熊本県は愛知県に続き全国第2位で、熊本県内出荷量の8割以上を宇城市が占め、その大部分は戸馳島で生産されており、ランの島と呼ばれるにふさわしい一大産地となっています。

このような背景を基に旧三角町では、花いっぱい町の町づくり構想が生まれ、戸馳花の島構想として昭和63年度に自治省のリーディングプロジェクトの指定を受け、花の栽培、鑑賞を通し、都市と農村が交流を深める地域間交流の拠点として戸馳花の学校が整備されました。

近年の花の学校の運営状況についてお答えします。宇城市となり、平成19年度以降、赤字額が約1,000万円前後で推移し、平成23年から平成24年度は約1,200万円、平成25年度は約1,300万円、指定管理導入前年の平成26年度は約2,100万円と年々赤字額が増加していました。平成24年度に戸馳花の学校の経営改善及び管理運営に関する経営検討委員会が開催され、平成27年度から指定管理者への移行が妥当との答申が出されています。

主な理由は、これ以上の財政負担は市民の理解が得られず、経営状況に好転が見られない、栽培展示ハウスが、一部の花卉生産者の賃貸借契約による単なる生産施設となっており、公共の観光施設・地域間交流の場としての魅力がないなどでした。その答申を受け、平成27年度から指定管理者の運営に移行され、合同会社花のが

っこうが管理運営を行っています。指定管理は、1期目が平成27年度から平成31年度の5年間、2期目が令和2年度から令和4年度の3年間の協定を締結しています。指定管理者による運営は、平成27年度のゴールデンウィークにプレオープンイベントを開催し、同年9月に全面リニューアルオープンの予定でしたが、台風15号による被害の復旧工事が年度末までかかったため、平成28年4月にオープンイベントを延期開催する予定でした。しかし、オープン前日に熊本地震が発生し、比較的被害は少なかったものの、集客数は目標を大きく下回る結果となりました。指定管理3年目の平成29年度の集客数は13,000人を超え、回復するかと思いましたが、平成30年度、平成31年度は1万人前後で推移し、指定管理2期目最初の令和2年度は、新型コロナウイルス等の影響により約3,000人と落ち込みました。令和3年度も10月末までで約1,700人とどまっています。

課題としましては、今お答えしたように、外的要因を含め様々な理由により来客者数の増加が見られないこと、指定管理料として今年度も約790万円支出していること、また、研修棟及びハウス棟など施設の老朽化に伴う不具合も顕著に表れており、今後、修繕や大規模改修等に要する費用の増大が見込まれることなどです。

○19番（豊田紀代美君） 三角支所長の御答弁で、平成19年度以降、赤字額が約1,000万円前後で推移し、平成23年から平成24年度は約1,200万円程度、平成25年度は約1,300万円、指定管理導入前年の平成26年度では約2,100万円と年々赤字額が増加の一途をたどっていることは理解をいたしました。その間、台風15号、熊本地震、コロナの影響が赤字に拍車をかけたことも認識をいたしました。一般質問をするにあたり、11月22日に三角支所長と田嶋課長に同行していただき、花のがっこうを視察させていただきました。全敷地内と施設を北内社長に丁寧に御案内をしていただきました。確かに研修棟及びハウス棟など施設の老朽化も顕著に表れておりました。また敷地内の管理については、少人数で頑張っておられる姿が心に残っております。

そこで、小さな2点目、花のがっこうの指定管理期間終了後、本市はこの施設をどのようにされる計画なのか。今後の整備・活用方針についてお尋ねをいたします。

○経済部長（黒崎達也君） 施設の管理運営につきましては、平成27年度から指定管理者制度により、地元洋ラン農家で立ち上げた民間事業者合同会社花のがっこうに委託しています。

指定管理の当初契約では、期間は令和5年3月まででしたが、近年の観光客数の減少に加え、新型コロナウイルスの影響による外出自粛に伴う長期休園、また施設老朽化に伴う修繕費の増大が見込まれることから、市より申出を行いました。管理者と協議を重ねて一定の条件で合意しております。

その結果、1年前倒しの令和4年3月末をもって、指定管理の契約を解除する見込みです。併せまして、現在、宇城市戸馳花の学校条例の廃止に向けても作業を進めております。既存施設につきましては、令和4年4月からは普通財産に変更する予定です。

- 19番（豊田紀代美君） 市の方針について詳細説明をいただきました。一定の理解はいたしました。市より申出を行われ、管理者と協議を重ねられ、1年前倒しをされて令和4年3月末をもって、指定管理の契約を解除され、条例の廃止、作業後に普通財産に変更されるという内容の御答弁でした。ただ、現在施設内を運営されている洋ラン農家2軒と飲食店2軒については、一定の御配慮をいただきますように要望をいたしておきます。

小さな3点目、花のがっこう及び周辺地域を含む戸馳島の観光事業の方針について、まず経済部長にお尋ねをいたします。

- 経済部長（黒崎達也君） 市においても観光でどのようにして地域を活性化していくのか、戸馳島をどのようにして観光と結び付け活性化していくのか、大きな課題であると認識しています。

旧三角町時代からフラワーアイランドとしてイメージ付けし、洋ランの島と位置付けて、活性化が図られてきました。一時的な観光客の増加もありましたが、リピーターが少なく、観光客は減少していき、加えて災害や新型コロナウイルス感染症による休園など、施設を運営する上での大きな障害になりました。そのため、今後、観光ビジネスによる戸馳島の活性化を図るには、これまでと同じやり方では成功しないと考えています。

過去にも三角地域を活性化するための協議会が幾度となく開催されてきました。時代の変化とともに、随時プランも変動させるべきだと考えております。地域を良くする、変えていくのは、やはりその地域を愛し、この地域をどうにかしたいという熱い情熱を持った人材だと思っています。これまで行政においては、設備投資に目を向けてきました。これからは人材投資、人材支援の時代だと考えております。

三角地域におきましても農家ハンターに代表されるような優秀な人材がたくさんいらっしゃいます。市としては、その優秀な人材を発掘するとともに、しっかりとサポートしつつ、花のがっこうのみならず、隣接するオートキャンプ場や若宮海水浴場も含めて、一体的かつ有効的な活用方法を見出していきたいと考えております。

- 19番（豊田紀代美君） 経済部長の御答弁の中に、三角地域の農家ハンターに代表されるような優秀な人材が多くおられ、本市として、その優秀な人材を発掘するとともに、しっかりとサポートしていくと力強い御答弁をいただきました。ありがとうございます。その農家ハンター株式会社イノシプロジェクトCEOの宮川将人

さんに三角支所長にアポを取っていただき、11月25日に三角支所で宮川さんのお話をお聞きいたしました。宮崎に行かれる時だったので、1時間しか時間はないよということでしたが、1時間20分みっちり圧倒的な熱量でお話をされ、私はその際5分間ぐらいしか発言をすることができませんでした。広報ウキカラ11月号の表紙を含め、13ページにわたり農家ハンターの特集についても拝見をさせていただきました。「地域課題に立ち向かう農家ハンターの活動を御存じだろうか、里山に下りてきてしまったイノシシの被害から地域を守り、イノシシを地域の宝に変え、地域活性化につなげよう」と取り組む、今やその活動を国連のSDGs優良事例に選ばれるほどに成長、全国、世界から注目を集める彼らの今を迫った」この見出しとそれからこの表紙のデザイン、やはり2年連続でグランプリを獲った広報ウキカラの人たちの力の結集だと思います。すばらしい広報ウキカラになっておりますので、皆さんも是非じっくりと読んでいただきたいというふうに思います。

11月25日の宮川将人さんとの会議の内容を三角支所の田嶋課長にまとめていただいたものの抜粋を御紹介したいと思います。同資料を事前に企画部長それから経済部長にもお渡しをいたしております。

現在、1,741市町村の85%が鳥獣被害を受けている。鳥獣による交通事故も増加している。イノシシによる被害で離農や集落の崩壊につながるため、自分たちで地域を守るという理念の下、ITを活用した鳥獣被害の撲滅に農家ハンター株式会社イノシシプロジェクトを2019年1月に起業、現在宇城市には130人の狩猟免許取得者がいる。三角には200か所に箱わなを仕掛けています。これまでの活動によりイノシシは減少傾向である。農家ハンタージビエファームは、宇城市から418万1,000円の補助を受け、2019年11月に施設を建設、全国にこれまでこのような施設が25か所ありますが、最高認証を受けた施設であります。これまで大変だったのは、この取組の先進事例がなく、仕事の両立、膨大な仕事と時間と汗、お金が必要だったことを挙げておられました。先ほど紹介しましたように、国連のSDGsの優良事例に選定をされておられます。これまでの地方創生の取組の中で、外から入ってきた取組は失敗に終わっている事例が多い。そのため、地元からボトムアップで盛り上げていく仕組みで継続をしている。地方の担い手不足は深刻な問題ではあるが、事業を成功させることにより都会から人を呼び込むことで担い手不足を解消させる。農家ハンターを2016年に設立、情熱大陸に2020年に出演、そして年々今進化を遂げておられます。農家の課題は公助を期待しすぎること。地域と畑は自分で守るという理念が必要。戸馳島を九州に見立ててフロンティアプレイスとして、農家が起こすイノベーションとしてジビエツーリズム、農業とイノシシと海のコラボレーション、アグリビリティということで、農業と体

験のコラボレーションを実践したい。今後プログラムの開発を着手し、戸馳から三角全体に波及をさせたい。ソーシャルベンチャー・パートナーズから、日本でたった4か所なんですけれども事業採択を受けられておられます。ジビエツーリズムをブランディングし、葉っぱビジネスの徳島県の上勝町を超える事業を取り組みたい。宇城市で実現したいこと3点挙げられておりました。ジビエソーセージを宇城市の給食で使ってもらいたい。カモ被害対策の実証、日本全国でカモの被害が増加中であり、IoTを活用した全国初のわなを開発する。3点目、花のがっこうを、戸馳を一丁目一番地として活用していきたい。行政の事情をよく理解しているので、地元のもので運営していきたい。特に研修棟の2階を簡易宿泊施設として活用し、ワーケーションや修学旅行を受け入れたい。奈良県立国際高等学校が修学旅行で令和4年1月に来島する。来月、宿泊は大牟田市。今後は花のがっこうの移譲先として公募の際には選定されるように力を付けていきたい。なるべく早い時期に移譲先として手を挙げられるように頑張りたい。戸馳花のがっこうと若宮海水浴場を一体として、戸馳の拠点となるように取り組みたい。フットパスのメニューも開発していきたい。イノP（イノシプロジェクト）の事業は2,800万円の売上げはあったが500万円の赤字であるということも御報告なさいました。現在空き家を2軒購入し、農水省の農泊事業に取り組んでいる。将来は、イタリアの分散型ホテルのような空き家を活用した取組を行っていきたい。イノPを頑張っているが本業のラン栽培は最高売上げを記録した。冬の来島者が少ないので来島者を増やすためにイチゴ狩りを計画しているなど。とにかく宮川将人さんのポテンシャルの高さと圧倒的な熱量、プレゼンにわくわくするような感動を覚えました。有言実行で、戸馳三角愛がすごいと感じました。この件についての経済部長のお考えをお示しいただきたいと思います。

- 経済部長（黒崎達也君）** ただいま議員から御紹介いただきました市民の方々につきましては、御活躍の情報が入るたびに心より敬服いたしております。御提案がありました、そこに在住し、その地域を盛り上げていきたいと考えておられるのであれば、話合いの場を設けさせていただきます。
- 19番（豊田紀代美君）** 経済部長御答弁ありがとうございます。コンパクトにまとめていただきまして、もう少し熱量が欲しいなと思うところもありますけれども、この今私が宮川さんと会って話をし、これだけの熱量とものすごい、とにかく会っていただいて、今話合いの場を設けさせていただきますとおっしゃいましたので、是非、是非、経済部のみならず企画部、三角支所でも合同の今後戸馳花のがっこうはもとより、隣接するオートキャンプ場や若宮海水浴場も含めて、さらには空き家・空き地対策とも連動をされ、戸馳島全体の一体的かつ有効な活用法の話合いの

場を、まず早急に設けていただきたいというふうに思います。農家ハンターの宮川さん、稲葉さん、そのほかにも先日経済部との会議に出席された若手の中川さんなど、ポテンシャルの高い若者が戸馳にはおいでです。戸馳島のポテンシャルを活かした活性化構想を、執行部にも積極的にサポートしていただきますように強く要望いたしておきます。

以上、私が申し上げました件につきまして、守田市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 議員が御紹介された方々とは、何度もお会いし、よく存じております。これまでもしっかりサポートしてまいりました。

これからも、三角地域のみならず、本市を活性化させようと頑張っておられる皆様に対しましては、できる限りの応援をさせていただきます。

○19番（豊田紀代美君） 守田市長、ありがとうございます。地域活性化は取りも直さず宇城市の活性化につながると確信をいたしております。今後もサポートを賜りますように重ねてよろしく願いをいたしておきます。

最後の大ききは、4点目の情報発信についてでございますが、小さな1点目、本市松橋町出身の海外モデルの松村佳奈さんは、現在フランス、イタリア、オランダのモデル事務所に所属され、熊本県のくまもと大好き大使に任命をされておられます。松村佳奈さんは、コロナ禍において海外のモデルエージェントのオーディション等に単身でチャレンジされるという気概を持ったすばらしい女性です。

そこで、宇城市の発信、特に私は農産物を含めたPRを国内外に発信してほしいと考えております。本人も宇城市のために仕事をしたい、活動したいと強い思いを持っておられます。昨日、本市のプロモーション大使に任命をされました松村佳奈さんに対して、どのような活動、情報発信を考えておられるのか計画についてお尋ねをいたします。

○企画部長（西岡澄浩君） テレビニュースでも報道されましたが、昨日12月1日に宇城市プロモーション大使の第1号に松橋町出身の松村佳奈さんを任命いたしました。松村佳奈さんは、モデルとしてヨーロッパと熊本県の2か所を拠点に活動する新進気鋭の人材であり、若年層だけでなく、全ての世代に通じるインフルエンサーとしての将来が期待できる人物であります。

大使の具体的な活動の内容としましては、松村佳奈さん御自身のSNS等による宇城市の魅力ある情報を投稿・発信していただくことを主として、国内での活動期間中は、市が主催するイベントやプロモーション等への出演や市の広告物へのモデル起用などを計画しています。

くまもと大好き大使と兼ねて宇城市プロモーション大使として活動していただく

ことで、本市の自然や歴史、文化、観光などの魅力ある地域資源を市内外に広く発信でき、宇城市の認知度及びイメージの向上に貢献していただけることと大いに期待しております。

- 19番（豊田紀代美君） 市が主催するイベントやプロモーション等への出演や市の広告物へのモデル起用などを計画されているということと、さらには本市の自然や歴史、文化、観光などの魅力ある地域資源を市内外に広く発信をし、宇城市の認知度及びイメージの向上に貢献していただく計画があるという御答弁をいただきました。

そこで、冒頭申し上げました宇城市農産物のPRに関して、本市のプロモーション大使に任命された松村佳奈さんとどのような形で連携を図っていかれるか、そういう計画について経済部長に御答弁をお願いします。

- 経済部長（黒崎達也君） 第3セクターであるアグリパーク豊野から、8月にシャインマスカットを、10月に太秋柿をタイ王国へ輸出しております。現地のデパートでは大変好評を得ているとのことでございます。特にシャインマスカットにつきましては、タイ国王から直々に宇城市豊野産を指名いただいたと伺っています。

このたび松橋町出身でヨーロッパを拠点にモデルとして活躍されている松村佳奈さんが、本市のプロモーション大使に任命されたことで、国内外へのPRを一躍担っていただけると期待しております。

具体的には、今後、特に影響力が大きいと思われるSNSなどを中心に情報発信をしていただけますよう、関係部署と連携して進めていきたいと考えております。

- 19番（豊田紀代美君） 松村佳奈さんが宇城市プロモーション大使として御活躍いただくことに関しまして、任命されました守田市長のお考えをお示ししたいと存じます。

- 市長（守田憲史君） 今日お見えでございますが、松村佳奈さんには、宇城市のプロモーション大使としての宇城市の魅力を、世界に広く発信していただけるものと期待しています。もちろん市としましても、松村佳奈さんの大使としての活動をサポートしていきたいと考えています。そしてパリコレモデルとしてのなお一層の御活躍を期待いたします。

- 19番（豊田紀代美君） 守田市長ありがとうございます。今後、松村佳奈さんはプロモーション大使として宇城市の魅力を世界に広く発信していただくことに、私も大きな期待を寄せているところでございます。御本人とお話をさせていただく中で、学校や教育機関での講演やトークショー、また自分らしさをテーマとした園児や福祉ファッションショーなどのイベント等にも提案をしたいと、熱い思いを語っておられます。守田市長の御答弁の中に、市としても、松村佳奈さんの大使としての活

動をサポートしていくというお考えをお示しいただきました。大変ありがたいと思います。御本人の希望にも御配慮を賜り、宇城市のプロモーション大使第1号として宇城市の魅力を国内外に発信していただき、ますます御活躍いただきたいと思っております。本日は傍聴席で守田市長や企画部長、経済部長の生の御答弁をしっかりと受け止められ、御活躍いただけるものと確信をいたしております。

質問時間は大きく残っておりますけれども、思いは伝えた一般質問となりました。執行部の皆さんにおかれましては、それぞれ精一杯準備をされ、答弁をしていただきました。お互いに一般質問で発言したことについては、お互いに責任を持って、今後もますます宇城市の発展のために、お互いに切磋琢磨して頑張っていきたい、そういう思いでありますので、今後ともよろしくお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、豊田紀代美さんの一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時46分

再開 午後1時55分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、五嶋映司君の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 皆様、こんにちは。12番、日本共産党の五嶋でございます。

1時間になって久しぶりの本会議なものですから、皆さん時間の使い方には非常に苦勞されているみたいで、私もちょっと緊張しながら質問に入りたいと思います。衆議院議員選挙が行われました。第2次岸田内閣が誕生いたしました。今回の選挙は政権選択の選挙とも言われ、自公政治に対して野党共闘で戦われましたが、野党の候補者が一本化された選挙区では一定の成果を挙げましたが、全体としては野党が議席を減らす結果となってしまいました。この国民が選択した結果をしっかりと受け止めなければならないとも考えています。しかし小泉政権以降、新自由主義的政策の断行によって働く人たちの所得は減少し、貧富の差の拡大は社会問題となり、森友・加計問題や桜を見る会などは公文書書き換えなどが行われたり、大臣の相次ぐ辞任など政治の腐敗は広がっていますが、国の政治でこのようなことが曖昧にされないかどうか、しっかり監視していくことが必要になってきたとも言えると思います。

それでは、通告申し上げた質問に入ります。今年の2月の選挙で市長は給食費の無料化の財源を示して公約され、当選をされました。先の議会でいつから実施する

のかを伺い、来年度に先送りするのではなくて早く実施してほしいと質問しましたが、明快な回答は得られませんでした。小学生や中学生をお持ちのお父さんやお母さんたちは、早く実施してほしいという声がたくさん寄せられています。まずはいつから実施するのかを含め、この無料化に向けての進捗状況を伺います。

○**教育部長（豊住 章君）** 前々回、第2回定例会においても答弁させていただきました内容と重複いたしますが、無料化を実現するにあたり、毎年2億円の財源が必要となります。その継続的、恒久的に必要な財源をどのように確保するか、本市の今後の長期的な財政状況等を踏まえ、財源確保に向けて関係部局と検討を重ねているところです。

無料化の実施につきましては、原資となる財源の確保ができないなどの理由により、数年規模での短期間実施となつてはならない施策であり、子育て支援の充実及び定住促進を図るためにも、恒久的に実施していかなければならない重要な施策であると捉えています。

本市の子育て世代保護者の負担軽減に資する新たな施策として実現できますよう、今後も取り組んでまいります。

○**12番（五嶋映司君）** 今、教育部長がおっしゃるとおり、非常に重要な施策であるし、ある意味では宇城市の展望がかなり開ける、定住促進にしても子育て世代の支援にしても大きな施策の1つで、そういう意味では私の思いと全く一緒だと思います。ところが今おっしゃった中で、財源についての説明がございました。財源については、市長は選挙の中ではふるさと納税寄附金を充てたいということでおっしゃっていました。そこで、今おっしゃったようなふるさと納税では足りないんだというような意識があるみたいですし、その辺をちょっと調べてみますと、例えば給食費に必要なお金は2億円だというお考えのようです。ほぼ2億円ぐらいね。ところがこの間の2、3年前からのふるさと納税を調べてみますと、大体5億円前後のふるさと納税の結果が出ています。今年の実績からみても、今10月段階で1億5,000万円から6,000万円程度というお話です。ただし、これは税金対策ですから納めるといっても税金対策ですから、年度末いわゆる1月から12月までが普通の税金の申告の年度末ですから、11月、12月には急激に増えますね。それでいくと、例年より多少は減っていると。今の段階では2割減っているそうです。それでいくと、本年度も4億円程度は確保できるという計算が成り立つ。そういうことで成り立つと思いますが、関係部局と検討を重ねていると。安定的財源がうんぬんという話があったけれども、どういう形でどういう財源がどうなんだという議論をなされたのか。しかも、ふるさと納税に対する経費は6億8,000万円程度の計上がされています。これはその分いくのではなくて返ってきた分しか上げません

けれども、しっかりその部分を見込んで今年の予算で1億2,000万円組んでいるんですね。結果的には4億円から5億円になってしまいそうなんですけれども、それはそれとして、しかもそのくらいの勢いでやっているのに、その辺はちゃんと議論したのか。まずは、どのような議論をどういう具合に、何回ぐらいやってきたのかということ、まず今伺いしておきたい。

○**教育部長（豊住 章君）** 新たに財源となるものを模索しながら、ふるさと応援寄附金と併せて継続的・恒久的な財源を確保できるよう、関係部局と検討を重ねているところですので、現段階において無料化の具体的な実施時期については、はっきりとお示しすることはできません。

○**12番（五嶋映司君）** 担当部局としてはそういう答えしかないということは、市の明確な方針がないということだと思います。それでは結局、もう市長に聞くしかありませんけれども、この施策は先ほども言われたとおり、非常に大事な施策というのは執行部も私も皆さんも認識しているとおります。市長は、財源まで示してこの公約を成されました。裁量権のある市長ですから、例えば私は財源はこれで十分あると思うんです。ただし、それは年によって違うというのは変化するというのは分かりますけれども、しかし2億円程度の財源は確保できると、今までの状況の中でもそれができていたと思いますけれども、もしそれが財源として足りないというならば、市長は公約として挙げられているわけですから、裁量権もあるわけですから、ほかの財源、例えば一般財源をつぎ込んでやるとか何とかって、そういうことはお考えになっていないのかどうか。それと同時に、今でも時期も分からないという話になりました。時期も分からないということは、例えば本年度の当初予算で来年度の当初予算で上げられないということになると、途中補正で上げられるなら別ですけど、当初予算のままいくなれば、市長の任期4年間のうち公約したものを2年間実行できないというような結果になっているような気がしてしょうがありません。

まずは、市長の取組の方針とどの時期ぐらいにそれをやろうと思っておられるのか。財源の問題は、市長の言われていた財源との食い違いは、なぜそんなことが起こったのか。私は足りると思っていますから、起こる状況になったのか。その辺を市長のお考えを伺いたい。

○**市長（守田憲史君）** 教育部長が答弁しましたとおり、継続的に必要な財源をどのように確保するか、財源確保に向けて関係部局と検討を重ねているところです。時期については、はっきりとお示しすることはできません。

○**12番（五嶋映司君）** これは3回目になりますから、一応これで答弁はいただけないこととなりますが、私の考えとしては、公約された案件なんです。しかも時期も分からない、言えないとおっしゃる。市長は裁量権があるんです。ですから約束し

たことならば一般財源を入れるとか、それを恒常的な財源、そういうことを出された時点で現職の市長だったわけですから、そういうものをしっかり押さえた上で当然そういう公約をされるべきだったと思います。そういう意味では非常に不満です。公約不履行にならないように、時期も言わないということに関しては、非常に怒りを感じます。

それでは、次の子どもの医療費の問題に移ります。恐れ入りますが、通告書に3つ挙げていますが、1番の次に3番目の高校3年まで無料化の拡大を先にやりますので、ひとつよろしく願いいたします。

県内14の市町村の子どもの医療費の助成の実施状況を、まずは伺います。

○健康福祉部長（岩井 智君） 子ども医療費助成事業は、乳幼児及び児童の疾病の早期治療を促し、その健康の保持及び健全な育成並びに子育てに係る経済的負担を軽減することを目的としており、本市においては、中学生までを対象に医療費の一部負担金の助成を行っております。

就学前までの期間で自己負担はありませんが、小学生から中学生までは、医療機関ごとに外来受診の場合は月1,000円、入院の場合は月2,000円の自己負担をお願いしているところです。

令和3年4月1日現在における県内14市の子ども医療費助成の実施状況は、14市のうち6市が高校生まで、8市が中学生までの助成となっております。そのうち一部自己負担を求めている自治体は、本市を含め3市という状況にあります。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃったとおり、14市の中で高校生まで無料化にしているのが山鹿市、八代市、阿蘇市、上天草市、天草市、水俣市の6市、中学生までが残りの8市、ですから熊本市、宇土市、宇城市、玉名市、菊池市、合志市、人吉市、荒尾市の8市が無料化が中学3年までになっていると。ひょっとしたら各市町村とも来年度予算のヒアリング中ですから、来年度予算でひょっとしたら無料化する市町村が出てくるのではないかとちょっと調べてほしいということを申し上げましたが、資料がないみたいですから、もし来年この中の1市でも2市でも無料化ということになってしまうと、宇城市は残りの半数の遅れた部分の方に入ってしまうという気がしてしょうがありません。先ほどの給食費の無料化もそうですが、子育て世代の必要性から、高校3年まで医療費を無料化する流れが今中心となっています。私もこの宇城市で高校3年まで無料化を拡大してほしいと思いますが、いかがお考えなのか、どのくらいの財源が必要なのかも含めて御答弁いただければありがたい。

○健康福祉部長（岩井 智君） 高校3年生までの完全無料化についてですが、まず本市の医療費についての考え方を述べさせていただきます。

本市では、完全無料化に伴う重複受診など過剰な受診を招いてしまうことなく、適正な受診が継続できるよう、また、子ども医療費は現在、財源の9割が一般財源となっており、受診される方にその一部でも負担をお願いするのが適当ではないか、このような考えから、一般的に治療力が高まってくる小学生以上の受診の場合には、自己負担をお願いしているところであります。

本来、子ども医療費については、全国统一の制度としての整備がされるべきものであると考えておりますが、統一した制度設計とはなっておらず、各都道府県においても助成体制にも大きな差があるのが現状であります。

仮に、本市で高校生までも完全無料化した場合、約7,000万円ほどの増になると推測しております。これらの財源は全て一般財源になると思われまます。

このことから、本市における子ども医療費の対象年齢の引上げや一部自己負担額については、今後も、国また県内の状況を注視しながら、子ども医療費助成制度が持続可能なものとなるよう調査してまいります。

- 12番（五嶋映司君） 完全無料化のうちの自己負担分についての考え方も多少今お述べいただきましたが、その分は次の項に移って質問をしますけれども、高校3年生まで無料化すると7,000万円程度が必要というようなことです。おっしゃるようにこれは、全国的に今かなりの流れとなっているから、本来ならば国がやってほしいんです。ただ、では国がやっていいかとなるとそうはいかないものですから、各市町村はやらざるを得なくて、これは厚労省が9月7日ぐらいに全国の一覧表を出しました。実を言うと県に聞いたら、県は統計をとっていないんですね。一覧表を作っていないくて、厚労省が出したやつでみると、どこもずっとやっているんですね。ただ中学3年、高校3年、おっしゃるとおりかなりばらつきはあります。そういう意味では、7,000万円使って大変だからとおっしゃるけど、これはほかの市町村も全部やっているんですね。それは大変な思いをしてやっている。これはこれ以上議論しても進みませんから、是非それを具体的にどうなのかということを検討を進めていただきたい。今おっしゃったように、各市町村の動きを見ながらやると、そういう意味では実践をもってやっていただければありがたいということをまずお願いして、高校生の無料化についてはその程度に収めて、いわゆる完全無料化にした場合ということで、現在の状態で中学3年生までで完全無料化ということは、通院の1,000円と入院の2,000円、これをなくしたらどうかという話なんですけれども、これはどのくらいの財源が必要なのかを伺いたいと思います。

- 健康福祉部長（岩井 智君） 現在、助成対象としております中学生までを、自己負担額をなしとし、完全無料化した場合における市の財政負担は、助成実績から把握ができる自己負担額の総額これが約3,500万円です。これに加え、助成対象外

であるため把握ができない、1医療機関、月1,000円未満の医療費自己負担部分を推計値として1,500万円とした場合、合計約5,000万円の負担増になると予測しております。

子ども医療費については国庫補助制度はなく、熊本県からの補助金はありますが、この県の補助対象は、4歳未満の乳幼児等に係る分のみであるため、小学生、中学生を完全無料化した場合の本市の負担増分、推計値で約5,000万円ですが、この財源は、全て一般財源というふうになります。

先ほども申し上げましたとおり、子ども医療費については全国統一の制度として整備されるべきものであると考えていますが、現状では制度設計となっておらず、各都道府県における大きな差があります。本市における子ども医療費の対象年齢の引上げ、それから一部自己負担額については、また今後も、国県の制度改正の動きを注視しながら、子ども医療費助成制度が持続可能なものとなるよう調査研究を行い、安心して子どもを産み育てられるまちづくりに努めてまいります。

- 12番（五嶋映司君） やはり執行部としても思いは一緒なんですよね。何とかして無料化にしたいという思いはあるのは事実なんです。そこでやはり今もおっしゃいましたけど、周りの市町村との兼ね合いも是非考えてというようなこともあります。この一部負担については、そういう意味では14市の中では、熊本市、宇土市、宇城市の3市だけが負担があるんです。しかも熊本県45市町村を見ても、市町村なんだけど負担があるのは御船町だけなんです。ということは45分の4が負担がある。これはもうかなり遅れてしまっていると。だから是非この問題については、財源は今おっしゃるように自主財源を使わないとしょうがないんですね。だからほかの市町村も本当に苦労していると思うんです。だからこれを国の制度にするように、しかもこの問題については、市町村の負担がある程度大きくなっている部分の熊本県は3歳までなんです。県が補助してくれるのは。少なくともこれを入学前までにするとか小学生まで県がしてくれると、宇城市も非常に助かるんですけども、それもまだされていません。だからそういう意味では、熊本県の市町村はかなり苦労しているというのはよく分かります。しかし、周りの市町村はやっています。是非これは実施していただきたい。さっき高校生の問題のときにもおっしゃったけれども、やはり周りの市町村との兼ね合いからいくとねというような話がありますから、この問題の自己負担なしのところに関しては周りの市町村はやっていますから、前向きに是非御検討をお願いして、次の項に移ります。

次の燃料高騰問題に移ります。昨日、今日のニュースなんかを見てみますと、どうも12月から物価高騰で小麦粉が上がった、何が上がったとメディアで盛んに言っています。御存じのとおり、燃料の高騰はこういう物価の値上がりに非常に大き

なアクセルになっているという気がします。ガソリン、軽油、灯油、重油などの値段は異常な値上がりの状態です。つい昨日、熊日は一面トップでこの問題を取り上げました。今年はいわゆるラニーニャ現象とかいうそうですが、今日あたりはそのラニーニャ現象のはしりの日かなと、本当に寒いような一日になっていますが、例えば今日が今年の冬のいわゆる典型の日になるのかなという気がします。気象予報もそういう予報を盛んに出しています。コロナ禍で経済的困難で助けを求める人たちもたくさんいる状況です。11月12日には、市長ともよく面識のある金子総務大臣が記者会見で、低所得者の灯油対策について特別交付税で措置すると発言しています。コロナも考慮していわゆる低所得者に対する灯油、いわゆる暖房燃料代の独自の施策を検討することも必要じゃないかと思います。寒冷地ではもうとっくにそういうことはいろいろ行われていますが、この地域でもそういうことは考えられないかお考えを伺いたいと思います。

○健康福祉部長（岩井 智君） 灯油などの価格の変動で冬季期間の生活に影響を及ぼす低所得世帯に対して、経済的負担を軽減するために、灯油等の購入に係る費用の一部を助成する福祉灯油等助成事業というものがございます。

この制度は、1974年に北海道で生活困窮者に対する対策として始まった制度であり、高齢者や障がい者世帯、母子家庭世帯など、住民税非課税世帯を中心に灯油の購入費を支援する制度であり、主に寒冷地において実施されている事業であります。現在、全国的に原油価格の高騰が続く中、灯油やガソリン代などの価格が上昇し、住民生活や中小企業等への悪影響は様々なところで広がりを見せつつあります。

熊本県内の灯油の平均価格ですが、これは11月15日時点の数値で18リットル当たりの店頭価格が1,954円、配達込み価格が2,073円で、その1週間前の価格と比較しますと店頭価格が8円、配達込み価格で9円値上がりしている状況です。

また、10週間前9月上旬の価格と比較しますと、店頭価格で164円、配達込み価格で168円値上がりしておりまして、記録的な価格高騰が続いております。さらに、レギュラーガソリンの小売価格についても、1リットル当たり平均167.8円と5週連続して160円を超え、高止まりの状態が続いております。

このような状態がさらに続けば、暖房費などの生活必需品の値上がりがかみ市民にとって負担となり、特に高齢者や障がい者世帯、低所得者にとっては深刻な問題となり、日常生活への不安や暮らし、健康等に影響を及ぼすことが懸念されます。

このような状況を踏まえ、国は生活困窮者向けの灯油購入費助成事業などに対する財政支援を今回の経済対策の中に盛り込むとともに、原油価格高騰を抑制するた

めに、国家備蓄石油の一部を放出する予定とされています。

現在、本市を含めまして、比較的温暖な熊本県内14市で灯油購入費の助成事業を実施している自治体はありませんが、今後は、国県及び県内各市町村の動向等を見守っていきたいと考えております。

○12番（五嶋映司君） この問題は即どうしろという問題ではありません。今もおっしゃったように、金子総務大臣が言ったように、今回の30兆円とか40兆円とか言われる補正で、多分それにも一緒に出てくるんだと思います。総務部長にこの前ちょっと話をしたら、宇城市もかなりの補正の金額が来るのではないかと言ったら、どうもそうではないと。金額は2億円か3億円しかないのではなかろうかということですから、果たしてうまくいくかどうか分かりませんが、そういう補正が出てきたときに、こういうことも含めているわけですから、さっと対応できるような準備、もしそれでそういう対応ができるのなら、そういう準備も是非進めて低所得者への助成とか補助とかを是非検討しておいていただきたいと思います。

それでは、次は燃費対策の農家の問題について移ります。これも熊日の昨日の報道のトップの写真は、施設園芸農家に対する重油が高くなってどうするという問題提起でした。今国は、今回の重油高に対する対応ということではなかったんですけども、重油が高くなったときの対応として国の助成制度が3年前からできています。今年が最後の年になるんだろうと思いますが、たまたまそれが一緒になりました。83円10銭を超えると、超えた部分の半額を国が助成するという制度があります。ところがこの制度は、宇城市の行政はタッチしていないんですね。国と供給業者と農家が一体になって、この制度がありますよと言ったのにそれに申請をして、そして積立金をつくってやるというようなシステムになっていますから、ある意味では今の宇城市の行政は、この灯油高に対する農家に対する認識がどうなのかなというちょっと疑念はあります。中には、この制度が利用できない農家もあるようですから、宇城市も今の状況を把握して、この重油対策を受けられない農家がどのくらいいるのかも含めて把握しながら、独自に救済策を考えるつもりはないかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○経済部長（黒崎達也君） 報道によりますと、石油輸出国機構とロシアなどの産油国が、原油の追加増産を見送ったことで、原油の値上がり傾向は当面続くとの見方が強いということです。市もこの状況を重く受け止め、農業経営への影響がどの程度及ぶものなのかを大変危惧しているところです。

現在施策としましては、国が、冬期加温に燃油を使用する野菜、果樹または花卉の施設園芸農家に対して、施設園芸セーフティネット構築事業を実施しています。議員も御存じのとおり、これは農業者と国の拠出により資金を造成し、施設園芸用

の燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に基準価格を超えた分の補填金を交付するというものです。

調べましたところ、本市の農家の施設園芸作物10アール当たりの年間重油消費量は、メロンにおきまして4,000リットル、トマトにおきまして5,500リットル、シクラメンにおきましては7,000リットルと高温管理の作物ほど多く使用します。作付面積が広ければさらに燃油高騰の影響は大きいと考えられます。本市も当該事業の活用はかなり有効と考えております。

一方で、御質問のありました燃油高騰に関する市独自の対策を講じることに关しましては、他業種との均衡上非常に難しい部分があると考えております。国の施設園芸セーフティネット構築事業の要件でもありますように、排熱回収装置、三重被覆さらにヒートポンプや変温管理などの技術導入も含めた、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を勧めていきたいと思っておりますので、この国庫補助事業の活用をさらに推進したいと考えているところでございます。

○12番（五嶋映司君） おっしゃるとおりで、実際に宇城市が独自にどうするかというのは非常に問題があると思います。ただし、先ほども言ったとおり、この燃費の高騰に対しては、臨時交付金に算入される可能性も無きにしもあらずです。その辺はちょっと僕も調べていませんからはっきり言いませんが、生活灯油の方はそれに含めると金子総務大臣はこの前言っています。それは担当局に聞けばはっきりすると言っていますから、是非その辺も今回の補正がそういうところまで入るのかどうか、是非経済部でも調べておいていただいて、そういうところが出てきたときには国の補助金を使ってできる可能性はあるわけですから、できれば市独自でも考える方法はないのかという検討も是非進めておいていただきたいということをお願いして、次の問題に移ります。よろしく願いいたします。

今ちょっと申し上げておくのですが、値段のことは言わなかったけども、A重油なんかでいくと40%近く上がっているんですね。灯油でも30%超えるぐらい上がっています。そういう数字はいっぱい揃えているんですけど、それやると長くなるものだから申し上げませんでした。その辺のことも是非どれだけ困るんだということをしっかり押さえておいていただきたいと思えます。

それでは、最後の図書館の問題に移ります。図書館の業務委託についてお伺いしたいと思います。まず先にお断りしておきますが、この項も4番目の来場者予定の数を2番目にお尋ねしますので、よろしく対応をお願いいたします。

来年の4月から、御存じのとおりCCCに委託されて図書館が運営されます。文化施設としての図書館が、より市民に受け入れられる、スムーズに運営されることを願いながら、議員としてどのような検証が必要かを考えながら質問をしたいと思

います。今までの施設運営の民間委託は、基本的にはいわゆる小さい政府ではありませんが、経費節減が主たる目的でした。今回の委託では、現在の運営費よりも年間で質問書の中には5,000万円と書いていますが、これは私の数字が間違えたみたいで4,000万円だそうですから、年間4,000万円ほど現在の運営費よりも高くなっています。今までと違う目的でこの金額は増やされたと思います。まずはその増やされた理由から伺います。

○**教育部長（豊住 章君）** 来年4月からの指定管理者制度移行に伴う指定管理料は、5年間で7億7,710万1,600円、来年度については1億5,677万5,300円となっています。

令和2年度の図書館費における決算額が1億571万5,000円余、美術館費が924万円余となっていますので、約4,000万円ほど高くなっているということですが、増額分の主な要因は、開館時間を午前9時から午後9時まで延長し、365日開館することによる人件費の増になります。加えて、魅力向上のための年間を通じたイベント等経費と図書購入費を若干増額しております。

図書館の開館時間を午前9時から午後9時まで延長し、365日毎日開館することにより、学校や仕事帰りの方など、これまで利用できなかった方にとって、大変利用しやすい施設となります。また、美術館においても土曜日に限り午後9時まで開館時間を延長しますので、こちらもこれまでより来館者の増加につながると考えています。

○**12番（五嶋映司君）** 今答弁なさったように、時間延長ですからね、来ていただく時間が増えるわけですから、それは人が増えるということは理解しますし、その分開いている人件費が掛かるということも理解をいたします。しかし、果たしていわゆるその人たちが、これは基本的に図書館、文化施設ですから、図書館目的なのか併設するコーヒーショップ目当てなのか、その辺はどのように検討されたのか。来る人たちは、コーヒーショップに来て図書館に行くからいいのではないかというならば、本末転倒になります。コーヒーショップがあるから図書館に行く。それで図書館も利用するからいいじゃないかということになると、目的は違う文化施設の利用の仕方が違うような気がしますけれども、その辺はどういう具合に検討をされたのかを伺っておくことと、小川、三角、豊野の図書館の開館時間はどうなるのかを一緒にお答えをいただきたいと思います。

○**教育部長（豊住 章君）** 今回のリニューアルは、今まで図書館に来館されなかった人あるいはW i - F iのある環境で勉強したい人、カフェ等居心地の良い空間を求めている人、子どもと一緒にイベントに来る人など、様々な人に図書館に来てもらうことをコンセプトとしています。市の財産である公共施設を一部の利用者だけで

なく、多くの人に利用してもらい、有効活用かつ図書館の持つ文化の魅力を発信するものです。

2番目の分館の開館時間につきましては、今までどおり午前10時から午後6時までということになっております。

- 12番（五嶋映司君） 本来なら、今おっしゃったようにその間に開館を延長することでたくさんの人に来ていただくということならば、小川とか三角とか豊野の図書館もそうすると、あっ、やはりそうなんだなと思うんですけども、コーヒーショップがあるここだけをこうやるというのにはちょっと腑に落ちませんが、それはこの場で議論してもしょうがありませんから置いときますけれども、ただ豊野とかは5時までしかやらないというのは、おい、ちょっと待てよと、どうなんだという気がしてなりません。5時までしかやらないというのはどうなのかと否めませんが、時間が無くなるとあれですから次の問題に移りながら、その件に答弁があればいただきたいと思いますが、次の来館予測数と駐車場の問題に移ります。

来館予測数は以前の打ち合わせで年間70万人という数字を伺っています。まずこの70万人の算出根拠はどういうふうにして70万人来るのか。そうすると1日平均すると、70万人を365で割ると千九百何人かになるんです。1,900人強の人が来館することになります。土日はおそらくその2倍から3倍の人が来ないと、どうも数字が合わなくなると思います。そうすると、例えば4,000人から5,000人土日には来る可能性がある。そうすると、公共アクセスがほとんど期待できない状況ですね。松橋駅から歩いてくる人がいるかということ、なかなかそうはいかない。では、あそこにバスがどこかしょっちゅう停まるかということ、そうもいかない。というようなことを考えると、どうも車がね、この予測であれなんですけども、二、三千台はどうも土日は来るような感じになります。

まず70万人の根拠と車がどのくらい来て、この駐車場で大丈夫なのかというその辺の検討をしっかりとされたのかどうか、まず伺っておきたいと思います。

- 教育部長（豊住 章君） まず先ほどの分館についての開館時間ですけど、午後6時までです。

- 12番（五嶋映司君） 午後6時ですね、はい。

- 教育部長（豊住 章君） 70万人の根拠につきましてはですけど、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が指定管理をしている他市の実績がございますけど、そちらの実績を参考に目標値として70万人というふうに定めております。

続いて、駐車場の予測数と問題についてお答えいたします。現在の状況としましては、図書館・美術館用駐車場として約190台分を整備しております。また、土日・祝日は、不知火支所駐車場約90台、現在職員駐車場として使用している旧テ

ニスコート駐車場約50台が利用可能となります。また、ホームページには混雑状況を掲載し、公共交通機関での来館を呼び掛けていきます。

今後は、イベント等の実施により駐車場の混雑が予想されますので、職員は旧水道管理センター駐車場など別の施設駐車場を利用するなどし、また、周辺施設との連携を図りながら、適宜調整していく予定です。

年間の来館者数を70万人と想定した場合、議員おっしゃるように1日当たりは1,900人、月でいきますと13,500人弱というふうになります。平日より土日が多いことが予想されますので、平日を1,500人だったり土日を3,000人として考えたときに、まず1日当たり1,500人と考えた場合、1時間当たり125人程度となります。自家用車1台につき大体平均2人乗車をしてきたとし、滞在時間の方を2時間程度と仮定した場合には、駐車場の方が125台必要になるというふうに想定をしております。土日は同様の計算で、250台分の駐車場が必要になるというふうに想定をしております。

- 12番（五嶋映司君） 今、急遽計算されたんだろうと思いますけども、実際にはどのくらい来るかシミュレーションをしっかりとできていない現実ね、本当にそうなのかとなるとその辺がすごく気になります。仮に今おっしゃった70万人というのは、CCCにおんぶに抱っこです。CCCが言っているからそれをそうしたと。ところが施設はこっちが用意するわけですから、本来ならばCCCが言ったものを検証して、こっちが施設をちゃんと用意するという、そういう連携が必要なのにどうもそれもうまくいっていない。例えばですね、ここにおっしゃったどういう資料を基にしてやったのかと言ったら、例えばCCCがこういうのをやったよというCCCがくれた資料を私もコピーでいただきました。例えば武雄図書館、26万人が92万人になりました。神奈川県海老名市の図書館、41万人が75万人になりましたというような話がありますけれども、例えば山口県の周南市は0人が200万人になったとなっています。全然状況が違うんですよ。個々に状況が全然違う。宇城市の場合のシミュレーションがちゃんとできたのかどうかというのが非常に疑問です。その辺を言ったら70万人というのも、結局これもCCCにおんぶに抱っこで、そういう計算をされているというような話です。そういう意味では本当に駐車場はもうやるわけですから、足りなかったら困るわけだから、是非しっかりもう一回計算し直してほしい。例えば、土日はやはり平日1,500人来るとなると、これはかなり無理するんですよ。例えば、駅にあるやつだとか既存の施設でも、もう既にこれにあるみたいな条件のある程度良さそうなところとかというのは全然違うと思いますけれども、公共施設を利用するとおっしゃるけれども、松橋駅から歩いて来れますか。来てくださいと言って、松橋駅に来て案内してもここまで歩いてくる人が

何人いるかという話ですよ。バスもないわけでしょう。だから今の答弁なんかでも、交通アクセスを宣伝しますというけれども、それは机上の空論です。是非この辺は運営上の問題でミスのないように、もう一度しっかり検討していただきたいと思います。

時間がないので、次に移りますが、では委託による経済効果をどんなことを考えておられるかということをお伺いしたいと思いますが、来る人が下手な観光地を上回る来客数なんですよ。例えばこの辺の来客数でいくと美里町の三千段階段、あれが開業当時30万人も来ていないんですよ、年間に。あれだけ宣伝してあれだけの金をかけてやったのに、ところがここは図書館という特殊な施設に70万人が来るというわけですから、それはそれとして是非来ていただきたいと思いますから、これは是非経済効果を検討してほしいということにしておきます。

時間がないので、最後の問題に移りますが、今度の図書館は営利に使用するところを貸します。いわゆるコーヒーショップは営利目的でやる場所ですね。その営利をする面積をいくらで貸すのか、それをまず伺っておきたいと思います。

○**教育部長（豊住 章君）** カフェ区画の面積は54.5平米です。書籍等の販売面積は9.05平米となる予定です。

販売を行う箇所については、宇城市立図書館・宇城市不知火美術館指定管理者募集要綱に示してありますとおり、本市より行政財産の目的外使用許可を受け、運営していただくこととなります。

使用料は、宇城市行政財産使用条例により計算した1平米当たり約700円に使用面積を乗じた金額となります。

○**12番（五嶋映司君）** 今おっしゃったとおり、これを事前に聞いておきましたが計算しておきました。営利に使用する面積が60.5平米、年間の賃料が平米当たり700円、1年間に43,000円です。コーヒーショップを貸するのが1年間の家賃ですよ。ところがこれはもう予算でやったとおり、コーヒーショップの厨房品は別ですね、コーヒーショップが開けるような形で改装して貸すわけですから、店舗改装の必要もないわけでしょう。では、周りのアパートの値段を調べてみました。大体アパートは50平米ぐらいです。年間にあの辺で5、6万円です、月々ですよ、これは。これは余りにも安い、タダみたいなものですよ。商売するところを貸す。それでこれは市民感情としてそれで納得していただけるのかどうかと同時に、もう一つは時間がないからついでに聞いておきますが、スターバックスはどのくらいの売上げなんだ、これだけの面積でどれだけ売上げになるんだということも計算して、このシミュレーションないし計算出して、この契約をされたんだと思います。70万人来るんですから、どのくらい利用するのか知りませんが、スタ

ーボックスの大体の店舗当たりの面積といったら1,000万円では済まないですね、1,000万円ではやっていけないと思います。では、ここでスターボックスがどのくらいの売上げをやるだろうということで、こういう話をまとめているのか。安すぎるということに対して市民感情はどう思うか、その辺をお答えいただきたい。

○**教育部長（豊住 章君）** 使用料が、民間と比べて安価であるということですが、あくまでも宇城市行政財産使用条例に則った額であり、現在、目的外使用の許可を受け、使用している他の団体も同様の取扱いをしております。

それと、カフェ、スターボックスの売上げに関することなんですけど、カフェにつきましては、指定管理者の運営となっておりますので、売上げ等には市は関与していません。

○**12番（五嶋映司君）** おっしゃるとおりで、私たちは計算していませんでは済まないと思うんです。これね、余り推測はいけませんけれども、仮に70万人来て1割で7万人ですね、スターボックスの単価が大体600円だそうです。1割スターボックスに入ったら4,200万円ぐらい上がるんですよ。1%でも420万円、100人来ても1人でも。ところがやはりスターボックスがあることで客を集約しようというのが非常にこの図書館の1つの売りですから、そんなはずはないと思います。だから、その辺も計算せずに年間坪700円、それは条例に合っているか、合っていないかというのはおっしゃるように条例に合っているから、何にも悪いことしているわけではないんです。そういうことで市民感情がそれで納得いくかどうか、今回の選挙で、国会議員で問題になった通信費と一緒に。これではやはり市民が納得できないと思います。これは市民が納得できるような説明をしていただきたいのと、スターボックスがあそこでどのくらいの売上げを見込んでいるのか、それと本屋の問題なんかもあります。本屋があそこの中で開きます。それが市中の本屋と競合しないという形の保証は何もないような気がします。その辺も含めて、ところが1億7,000万円ぐらいで出すわけですから、増えたのは人件費だけとおっしゃるから、それはある意味ではその部分だけではCCCは来るような条件ではありませんね。やはり何かの条件で来ているんだと思いますから、最後に教育長に突然聞いて悪いですが、この問題、そういう問題を提起しておきますが、是非御検討いただきたいと思いますが、教育長の総括的なお考えをお伺いしたいと思います。

○**教育長（平岡和徳君）** この件につきましては、熟議を繰り返しながら市の交流の起点として、そして老若男女かかわらず、皆さんがたくさん利用していただくようなすばらしい環境づくりというものを目指しております。先ほど議員申されました松橋駅から私も何度となく歩いて、行ったり来たりしましたけれども、大体7分半ぐ

らいで来ます。そこをやはりカラーリングしたり、そういったいろんな方法を努めていきながら、できる限り宇城市の文化が前に進むようなすばらしい起点になるようなそういったものを構築していければというふうに思っております。是非頑張りたいというふうに思います。

○12番（五嶋映司君） ありがとうございます。この問題はいろいろ問題があります。是非、とにかくうまくいかないと困るんです。だから、うまく行ってほしいためにただ疑問点もいっぱい残っていますから、その辺が払しょくできるような運営を是非CCCと一緒に、いい方向で展開していただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中ではありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後2時58分

第 3 号

1 2 月 3 日 (金)

令和3年第4回宇城市議会定例会（第3号）

令和3年12月3日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

2番 永木 誠 君	3番 山森 悦嗣 君
4番 三角 隆史 君	5番 坂下 勲 君
6番 高橋 佳大 君	7番 高本 敬義 君
8番 大村 悟 君	9番 福永 貴充 君
10番 溝見 友一 君	11番 園田 幸雄 君
12番 五嶋 映司 君	13番 福田 良二 君
14番 河野 正明 君	15番 渡邊 裕生 君
16番 河野 一郎 君	17番 長谷 誠一 君
18番 入江 学 君	19番 豊田 紀代美 君
20番 中山 弘幸 君	21番 石川 洋一 君
22番 岡本 泰章 君	

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川 康明 君 書記 桑田 祥一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田 憲史 君	副市長 浅井 正文 君
教育長 平岡 和徳 君	総務部長 天川 竜治 君
企画部長 西岡 澄浩 君	市民環境部長 杉浦 正秀 君
健康福祉部長 岩井 智 君	経済部長 黒崎 達也 君
土木部長 梅本 正直 君	教育部長 豊住 章 君

総務部次長	元 田 智 士 君	企画部次長	坂 本 優 子 君
市民環境部次長	森 下 功 治 君	健康福祉部次長	植 野 修 君
経済部次長	浦 田 敬 介 君	土木部次長	平 木 恵 一 君
教育部次長	井 住 寿 宏 君	三角支所長	梅 田 徳 久 君
不知火支所長	岩 竹 泰 治 君	小川支所長	木 下 義 明 君
豊野支所長	赤 星 徹 君	市民病院事務長	坂 井 明 人 君
上下水道局長	木見田 洋 一 君	会計管理者	井 澤 ふ さ 子 君
監査委員事務局長	松 川 弘 幸 君	農業委員会事務局長	白 木 太 実 男 君
財 政 課 長	米 田 年 宏 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（園田幸雄君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、20番、中山弘幸君の発言を許します。

○20番（中山弘幸君） 20番、うき未来21の中山でございます。通告に従いまして早速質問させていただきます。

まずオンライン授業の充実について、環境整備についてから質問いたします。昨年新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言下の中、全国の学校が長期の休校を余儀なくされました。その中で、学校も家庭も子どもたちも大変な苦労があったと思います。その後再開され、宇城市では行事の見直しなどで授業日数の確保ができたことは、ひとえに関係者の御努力のたまものであると感謝を申し上げます。今後も新たな変異ウイルスが予想されますし、またインフルエンザの流行による学級閉鎖や学校閉鎖も予想されます。そのようなことに備えてオンライン授業の環境を整備する必要があるのではないかと考えます。

そこで、現在の整備状況をお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 学校側のオンライン授業の環境整備については、ハード面の整備については令和2年度事業で完了しています。ソフト面についてもICTサポーターを配置するなどの支援を行っています。

今後は活用度が向上するとともに、インターネットの使用量が増加しますので、通信帯域が現行の2倍から3倍広がるサービスに変更するなど、インターネットの増強策を検討しています。

一方で家庭の環境につきましては、本年10月に実施した9月末時点における家庭のICT環境の調査を行ったところ、全学年ではおよそ90%以上、中学校3年生の生徒の97%、小学校6年生の児童の99%の家庭がWi-Fiやスマートフォンを活用するなど、何らかの方法でインターネットに接続できる状況との調査結果になっております。

○20番（中山弘幸君） 環境については双方ほぼ整備が完了しているというか、家庭の方は若干問題が残ると思いますけれども、ほぼできていると理解をいたしました。

では、現在双方向通信を利用したオンライン授業はできるのか。またできているのであれば、どの程度活用されているのかをお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 双方向通信によるオンライン授業は可能です。しかし、長

時間は安定しないため、双方向通信部分はできるだけ短い時間の授業にするよう推奨しています。

いくつかの学校では、タブレットを家庭に持ち帰らせて双方向通信を利用した試験運用を行うなど、オンライン授業方法を模索しています。教育委員会もこれらの試験についてICTサポーターを通じて支援していきます。

○20番（中山弘幸君） 現在の様々な方法を模索しているということを理解します。技術面や費用の面でも様々な課題があるということは理解をしております。一気に全部の児童生徒を対象に実施することは無理があると思います。

そこで、不測の事態に備えて、まずは受験を控えた中学校3年生から体制を整える準備をしたかどうかと考えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○教育部長（豊住 章君） タブレットを家庭に持ち帰らせて双方向通信を試すなど、オンライン授業の準備を進めております。万が一の事態が発生した場合は、学びの保障の観点から家庭側のネット環境も含め、家庭への支援が必要であれば、個々のケースにあった対応を学校と協議してまいります。

○20番（中山弘幸君） 教育委員会も積極的に取り組んでいかれると理解をしましたので、今後更なる取組を期待して次に移ります。

次に不登校対策について質問をいたします。近年我が国では、不登校児童生徒の増加が大きな課題となっております。また新型コロナウイルスの感染拡大の影響で増加傾向にあるとの報告もあります。一言に不登校といってもその原因も様々で、また家庭環境も様々あり、学校、教育委員会も大変な御苦労があるであろうと推察いたします。しかし、何と言っても保護者の方々の御苦労が絶えないのが一番だろうと思います。もちろん不登校は好ましくありませんし、できれば登校し、クラスの中で過ごすことが理想ですが、繰返しになりますけれどもその原因も様々です。大切なことは一人一人の児童に寄り添った居場所を用意することが重要だと考えます。

そこで、宇城市の不登校児童生徒の具体的な居場所はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 不登校児童生徒の居場所づくりについて、本市の10月末の不登校児童生徒数は、小学校で14人、中学校で34人の報告が上がっております。

不登校児童生徒の居場所づくりとしましては、適応指導教室として宇城っ子ネットを開設しています。学校へ行けない、あるいは学校へ行けても学級に入れない状態が続いている子どものための教室です。ここでは、小集団での軽スポーツや調理などの体験活動、また基本の学習を通して、人間関係を円滑にしていくための集団

適応能力を身に付け、登校や社会的自立を目指しております。現在この教室に8人が登録し、日々4人ほどが学んでおります。

ほかの居場所としては、学校によりますが保健室や学習ルーム等を活用しています。また、フリースクールを利用している児童生徒も数人います。ほとんど登校できていない児童生徒の過ごしている主な場所は、自宅になります。

○20番（中山弘幸君） 私のこの質問にあたりまして、学校の視察を教育委員会に申し入れましたけれども、いろんな事情で調整に時間がかかるということで、今回は断念いたしましたけれども、また機会があったら視察をしたいと考えております。

学校では保健室や学習ルームを活用しているとの答弁がありましたが、様々な事情の生徒がいると思いますが、それに対応した部屋や人員の配置はできているのか、その点をお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 中学校の中には、教室復帰を目指す生徒の居場所として、別教室で指導・支援の場を確保している学校もあります。

各学校では不登校児童生徒に対し、学校組織での対応、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家での対応、病院などの関係機関と連携を図っております。さらに、各学校は定期的に不登校対策委員会により、個々のケース会議を行い、学校総体として対応しているところです。

○20番（中山弘幸君） 先ほどの答弁の中で、現在、保健室等を利用している学校もあるというふうに聞いておりますけれども、保健室は、本来は基本的に体調がすぐれない児童生徒が利用するところでもあります。そこを利用することは双方にとって好ましくないと思うので、別の場所を確保すべきと考えます。また、適応教室も市内で1か所ということで、利用者の利便性を考えたときには不十分ではないかと考えますが、もう少しきめ細やかな居場所づくりが必要ではないかと考えますが、その点はいかがですか。

○教育部長（豊住 章君） 保健室は、治療や体調のすぐれない児童生徒が利用するところであります。そういう中で各学校の養護教諭や管理職のアイデアで、工夫しながら不登校児童生徒の居場所として、保健室での対応を組織で行っております。また、空き教室や資料室を整備し、保健室とは別に不登校児童生徒の居場所を確保している小中学校もあります。居場所づくりに関しましては、各学校でアイデアを出し、できる範囲で最善の環境づくりをしております。

適応指導教室につきましては、現段階では増設する予定はありません。

多くの不登校児童生徒が、それぞれの学校に居場所があります。その居場所に、少ない日数かもしれませんが、本人も保護者も学校職員とともに、その居場所に行けるようになるよう日々努力しておられます。そのような努力を評価しサポートし

ていくことが、まずは大切であると感じております。今年度の報告においてもわずかな人数ですが、小中学校の不登校改善の吉報が届いております。

今後も子どもたちの居場所づくりを考えていくことは大切なことですので、丁寧に対応していきたいと思っております。

○20番（中山弘幸君） それぞれの学校でそれぞれに最善を尽くしておられるということは理解をいたしました。今後もこの点は継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学習の支援について質問いたします。様々な理由により学校のクラスで学習できなくなった児童生徒に対しまして、教育委員会、学校としては学習の保障をしなければならないと考えます。そこで、現在どのような支援が行われているのかをお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 先ほど述べました宇城っ子ネットによる授業、また、ある学校には不登校支援の職員を配置し、学習ルームでの個別対応による学習指導を丁寧に行っております。

ある学校では養護教諭の関わり、担任の関わり、教科担任の関わり、管理職の関わりなど組織で関わり、本人に無理のないよう学習支援を図っております。

また、学校に登校できない児童生徒には、家庭訪問で学習プリントを届けたり、タブレットを活用して学習を実施している学校もあります。

○20番（中山弘幸君） 教育委員会または学校も様々な支援が行われていることは理解します。特に自宅からなかなか出ることができない児童生徒の支援は、御苦労されているだろうと思っております。

そこで、学習支援の一環として、オンライン授業を活用できないかと考えます。方法はいくつかあると思いますが、専門的なことは置いておきまして、環境ができているのであれば是非取り組んでみてはと思っておりますが、教育委員会の見解を求めます。

○教育部長（豊住 章君） ある学校では、教室に入れられない別室にいる児童生徒に対して、オンライン配信して授業を受けてもらう取組を実施してまいりました。また別の学校では、不登校で自宅にいる児童と登校している児童が、オンラインで交流できる場を設定したことで、それをきっかけに登校できるようになった児童もいます。それぞれの学校で工夫した取組が見られるようになってきています。

教育委員会として、そのような各学校の取組を高く評価し、サポートを行っていききたいと考えています。

教育委員会が別の組織でオンライン支援することに関しては、中学校であれば全ての教科担任の確保、場所の確保、予算の確保など様々な課題がありますので、

今後、他市町村の事例等を研究していきたいと思っています。

○20番（中山弘幸君） 今、前向きな答弁をいただきました。先ほど別の組織のことは今から尋ねようと思っていたのですが、今、試行錯誤で現在もオンラインでやっておられるというふうにお伺いしましたけれども、本格的にやっていく場合、それをその学校の先生に任せるのはなかなか無理があると感じております。そこで、部長が答弁されましたけれども、やはりその拠点は学校にあってもいいと思うわけですけれども、できれば別の人材で私はやった方がスムーズに行くのではないかとというふうに考えております。今熊本市でも試験的にこの取組がなされているように聞いておりますので、今後は前向きな答弁をいただきましたので、さらに積極的な取組をお願いいたしまして、少しでも子どもたちの将来のためになればと思っておりますので、どうぞよろしく願いしておきます。

次の質問に移ります。市職員の副業と農家の労働力不足対策について質問いたします。宇城市の主要産業であります農業におきまして、人手不足が深刻になっております。先般、建設経済常任委員会で開催いたしましたJAと商工会との意見交換の中でもJAの方からそのような意見が出ておりました。私の地元でもミカンの収穫の作業員の不足が深刻な問題となっております。議長のお許しをいただきまして、農業新聞の記事を配布しております。青森県弘前市と和歌山県有田市では、市職員の副業を認め地域で農業を支えていこうという取組が進められております。課題は様々あるとは思いますが、宇城市でも同じような取組ができないか、執行部の見解を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 地方公務員の副業については、地方公務員法第30条は「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とサービスの根本基準を定めてあります。また、地方公務員法第38条は「職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業または金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務にも従事してはならない」と規定されております。これは、職員の職務への専念義務や公正な職務遂行、公務への信頼確保の観点から設けられているものでございます。

今回の質問であります農家の労働力不足対策として、先に御紹介いただいております新聞の件を取り上げてみますと、青森県弘前市の事例でございますけれども、高齢化や過疎化に伴う農業の担い手不足が深刻化する中、リンゴ生産量日本一を誇る青森県弘前市が、収穫作業などを手伝う市の職員のアルバイトを10月から許可されましたということでもあります。市によると、リンゴ農家での兼業を可能とする

取組は全国で初めてとのこと。対象から、農家との利害関係が発生する農林部と農業委員会の職員は除外する。許可する条件として、市業務にあたる勤務日は1日3時間以下、週計8時間以下、月計30時間以下の全ての条件を満たすことが条件となっております。ちなみにアルバイト代は、最大で月25,000円程度ということでもあります。地方公務員法は、公務員の副業を原則禁止するが、市では独自の要領を制定し、市内の高校などの部活動指導員やねふた絵師の活動などでこれまで兼業を認めていました。

以上、青森県弘前市の事例でも分かりますとおり、公務の能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持等を考慮して、職員自らの健康維持に留意し、常に良好な健康状態で職務に従事することが大前提となります。

参考までに、会計年度任用職員につきましては、正規職員と同じ時間勤務するフルタイムの会計年度任用職員は、正規職員と同様に副業は原則禁止であります。

しかしながら、正規職員より短い時間で勤務するパートタイムの会計年度任用職員につきましては、副業が可能です。理由といたしまして、勤務時間が限られており、極めて短い時間のみ公務に従事する場合があります。また、これらの職員の生計の安定、多様な働く機会の確保のためにも、柔軟な対応が必要であることなどから、副業が可能です。なお、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用されるため、職務の公正を確保する等の観点から、営利企業への従事等に関し、当該職員から報告を求めています。

今回の質問の要旨でもあります人手不足で困っている農家に職員が労働することで、地域活性化につながればという期待もあることは理解するところであります。しかしながら、市職員の職務遂行に支障がないこと、あるいは職務をおろそかにしないことなど、副業で精神的・肉体的に疲れが出て本業に支障が出てくるようでは困るため、慎重に研究していく必要があると考えております。

○20番(中山弘幸君) 今答弁によりますと、市の業務がある日は1日3時間以内、週8時間以内、月の累計が30時間以内ということでもあります。当然このくらいが限度だと思います。平日にはまず無理なわけでありまして、要するに週休2日のうちの1日若しくは半日を2回ということになるのだらうと思います。これだけでも農家としてはとても助かると私は思います。今新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、外国人技能実習生も思うように来日できない状況にもあります。市職員の中でもアルバイトができる人は限られてくるとは思います。しかし、市が先駆けて取り組み、民間の企業でも同じような動きが出てくれば、これは大きな戦力になると私は思います。最近農業新聞でもこの記事が連載されておりまして、この流れが全国に広がりつつあるような気配もあります。課題があることは、もちろん重々

承知しておりますけれども、是非とも宇城市でも前向きに取り組んでいくべきだと考えておりますけれども、よかったです市長の考えをお願いいたします。

○市長（守田憲史君） 総務部長の答弁のとおりです。

○20番（中山弘幸君） 何事もできない理由を探せばいくらでもありますので、弘前市の場合もいろいろ課題のある中で進めておられますので、何とか少しでもよそにはできてできないことはありませんので、前向きに取り組んでいただきますように期待を申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、小規模小学校の今後についてお尋ねします。現在の小規模校の現状と児童数の推移についてお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） まずは、宇城市立小学校の児童数の推移からお答えします。

10年前の平成23年度の総児童数3,385人に対し、平成28年度は215人減少し、3,170人となりました。本年度は129人減少し、3,041人となりました。さらに、5年後の児童数を直近の住民基本台帳から推計しました。本年度より313人減少し、2,728人となる見込みであり、児童数は年々減少しております。

また本年度、児童数が100人に満たない小学校は、青海小学校、小野部田小学校及び海東小学校の3校あります。

青海小学校につきましては、平成23年度85人、平成28年度90人、令和3年度80人。令和8年度推計79人とほぼ横ばいの状況にあります。

小野部田小学校も、平成23年度108人、平成28年度89人、令和3年度95人と横ばいになります。

海東小学校は、平成23年度95人、平成28年度81人、令和3年度68人と減少し、現在は複式学級を編制しています。この複式学級の授業には、直接指導、間接指導があり、担任教師の指導を直接受ける時間が少なくなることから、児童が主体的な学習者となることが求められます。同時に学習リーダーが育ち、教え合い、学び合い、助け合う集団となりやすいなどの良さもございます。

○20番（中山弘幸君） 今の答弁では、海東小学校では複式学級があるということ、また私の地元の青海小学校では、令和8年までの推計では横ばいで推移するということが理解できました。

まずは海東小学校の複式学級につきましてですが、地域からこの不安の声ですとか統合の話などは出ていないか。また青海小学校につきましては、令和8年度までは横ばいで推移するということですが、その後は減少するかもしれません。私としては、できれば複式学級は避けたいと思いますし、まして統合となれば地域の衰退がますます進みますので、絶対に避けたいというふうに考えております。その

点、教育委員会はどのようにお考えかお尋ねをいたします

○教育長（平岡和徳君） まず、複式学級の授業につきましては、先ほど部長答弁の内容です。私の方からは、学校の統廃合についてお答えをさせていただきます。

学校教育法施行規則第41条に、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」というふうに記されております。

この内容から鑑みまして、学校の配置は、地理そして児童数、クラス数などの問題のみで統廃合に取り組むものではなく、地域の実態等を考慮しながら議論していくものというふうに考えています。

今後、統廃合の議論が出てきたときには、ひざを突き合わせながら十分な話し合いができるような環境づくりに心掛けますが、保護者や地域の方々が望んでもいない中での統廃合については全く考えておりません。

○20番（中山弘幸君） よく分かりました。今の答弁では海東小学校でも余り不安な声は出ていないというふうに理解をいたしました。しかし、海東小学校ではそのような状況と理解をいたしました。地元の青海小学校でも令和8年度までは心配はいらないということでございますけれども、その後児童数が減少して、実際に複式学級となれば、保護者の反応も様々だろうというふうに思います。そうならないために、早い段階からいろんな手を打っていかねばならないというふうに考えております。

そこで、昨日長谷議員から金子総務大臣の発言の紹介がありましたように、最近では田舎暮らしや田園回帰、またはテレワークなどの動きが全国的な流れとなっております。これまでの宇城市の施策を見てきておりますが、少しこの流れに対しての取組が弱いのではないかと感じております。特に人口減少が激しい地区においては、手厚いある意味特化した取組が必要ではないかと考えております。そのことが結果的には子どもの減少に歯止めをかけることになるかと考えております。この件は、教育委員会の答弁はできないと思いますので、よければ市長にそういったことに対してどのような考えをお持ちか、よかったら答弁をお願いいたします。

○市長（守田憲史君） 統合は一切考えておりません。

○20番（中山弘幸君） 統合はもちろん考えていないと思いますが、人口減少に対してそういった今の流れに対しての取組を強化したらどうか、そういった意味の質問でございますけれども、市長いかがですか。

○市長（守田憲史君） 子どもたちの人数が減るのは大変危惧するところでございますが、統合をしないことこそが、その1つの方法であろうと考えます。

○20番（中山弘幸君） 統合うんぬんではなくて、まあいいです。とにかく我々地元

も児童数が減らないために様々な取組で地域の活性化を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、三角センター跡地の有効活用についてお尋ねいたします。まず、復興会館の現在の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○三角支所長（梅田徳久君） 現在の三角センター跡地の復興会館建設の進捗状況についてお答えします。

三角地区の復興会館は、婦人会維持管理部分、老人クラブ維持管理部分及び熊本県警察本部が三角交番として利用する部分の建設を11月18日から開始し、現在、順調に進んでいます。

三角東港各行政区を中心として建設を検討・協議されてきた部分については、その維持管理団体設立に必要な各行政区の臨時総会開催、維持管理団体の規約制定、設立後の資金面を含めた運営方法など、多くの課題があるために建設を断念されたことを10月28日に関係行政区長が市長へ報告がなされました。

建設を進めている復興会館は、当尾仮設団地の仮設住宅を移設しています。床面積を申し上げますと、婦人会部分が54.65平方メートル、老人クラブ部分が同じく54.65平方メートル、三角交番部分が144.08平方メートルとなっております。これらを一棟の建物として敷地の南側に配置しています。完成時期は令和4年3月中旬を予定しており、供用開始はその後となりますが、具体的な日程は未定です。

建設残地については、現在のところ駐車場としての利用を想定しており、例えば港祭り時の臨時駐車場や、あるいは地域住民の夏祭り等のイベントに利用希望があれば貸し出すことも考えております。

○20番（中山弘幸君） 今、三角東港地区の行政区を中心として検討されていた件については断念をされたというふうに今報告を受けましたけれども、2番の方に移りますけれども、もともとは防災拠点センターが高台に建設され、不便になるからという理由で跡地にそれに代わるコミュニティ施設が必要ということで要望されたものと私は理解しております。また代替施設ができるのであればということで、三角センター解体もやむなしと考えられた方も多いかと思います。その点、私は当初から、管理運営を地元任せるのは無理があるのではないかというふうに主張しておりましたけれども、その点はどのようにお考えですか。

○三角支所長（梅田徳久君） 三角防災拠点センターを建設する前の三角町嘱託員会議で、三角センターと同等の公民館機能を有する代替施設となるようにとの要望があり、当初案から面積を拡大して建設したところであります。

この三角防災拠点センターとは別に、旧三角センター跡地にも集会場が必要との

ことだと思いますが、そういった考えもあるために、熊本地震復興基金交付金で建設し、建設後は実際に利用される地元の管理・負担でお願いする方向で、集会場機能を有する復興会館建設に向け準備を進めてきました。しかし、先ほどお答えしたように、地元区長会は建設を断念されたところです。

校区ごとの市民館などは、三角町に3か所、小川町に2か所があり、新たに建設するとなれば宇城市全体で整理しなければなりません。不知火町、松橋町、豊野町にはこの市民館などありませんので、無い校区が優先すると考えます。また、今年度10月末の防災拠点センターの利用人数は、三角が16,804人で最も多く、次の松橋西防災拠点センターが9,278人となっており、三角は駐車スペースが多くなり利用しやすくなったとの評価も聞いているところです。

以上のことから、旧三角センター跡地に新たな集会場の建設は考えておりません。

○20番（中山弘幸君） 新たな集会所の建設は考えていないと言われましたが、私は納得がいきませんし、東港の皆さん方も同じ考えであると思います。要は維持管理をどうするかの問題だろうと思います。先ほども申し上げましたけれども、私は最初から維持管理を地元行政区で請け負うことは無理だろうと言ってきました。もちろん要望されたときも、多分そのような考えはなかつただろうと私は考えております。3月の一般質問でも申し上げましたが、ほかの地区の防災拠点センターは全てもともとあったところに建っておりますが、三角だけが別に離れた場所に、しかも高台に建設されております。私は一貫して、あの場所には公民館としての機能を持つ施設を残すべきだと主張してきましたけれども、それはこれからも変わることはありません。再度建設を検討する必要があると考えますが、市長にその見解を求めます。

○市長（守田憲史君） 三角の防災拠点センターは16,804人と最も利用者が多く、また避難所開設においても一番三角防災拠点センターの利用が多かったという結果でございます。これを見ても、決して中山議員御指摘のように不便になったというよりも、より便利になった数字ではなかろうかと考えております。

それと各校区ごとに公民館が、私としてはそれを地域公民館という形で考えておりますが、小川町に2か所、そして三角町に3か所あります。その中で自治公民館よりもより広い地域公民館の建設をとなりますと、やはりこれは松橋、不知火、豊野から優先しなければならないと考えるところです。

○20番（中山弘幸君） 最初は三角センター跡地も、地域公民館的な、例えば郡浦市民館的なぐらいを建ててほしいという話もありました。しかしながらその後、復興会館としてこれまで予定されてきたものが建つだろうと、地域の皆さん方も建つだろうというふうに期待をされてきたわけですね。それが今回管理面で頓挫をした

ということであります。そこのところを三角の場合は、何回も言いますけれども、防災拠点センターが今までととても離れた場所に建ってしまったということで、やはりあそこの場所には必要ではないかということで、私はこれまで訴えてきておりますし、そういった声も多々聞いておりますので、今回質問したわけでございますけれども、市長とは見解が違いますが、今後もこの問題につきましては継続して取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、三角隆史君の発言を許します。

○4番（三角隆史君） 皆さんこんにちは。議席番号4番、会派彩里の三角隆史でございます。新型コロナウイルス感染拡大もようやく落ち着きを見せつつありますが、南アフリカで変異株オミクロン株が見つかり、日本でも感染が確認されました。今後第6波が気になるところであります。しかし、今まで新型コロナウイルス感染拡大の影響で冷え込んでいた経済も復活させなければならない状況ではあります。物価は上がり、おまけにガソリンの価格も高止まっています。このような状況下で18歳以下への10万円の給付に代表される40兆円と言われる大型経済対策が、果たしてどこまで機能するのか岸田政権の手腕が問われるところです。また、菊陽町に台湾の半導体製造大手のTSMCが誘致されることが決まり、熊本に明るい話題を提供してくれました。コロナ禍で半導体不足が問題となっており、自動車産業などに多大な影響を与えており、どこまで改善できるか注目されます。ソニーとの合弁会社で1,500人もの新規雇用をするということで、人材育成という面で大変なところもあるかと思いますが、熊本の経済にも大きく好影響をもたらしてくれることでしょう。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり大きく4点、文化振興、防災・減災環境問題、商業振興、公共交通と地域振興について質問をさせていただきます。

まずは大きな1点目、文化振興について質問をさせていただきます。来年4月開業予定の不知火図書館・美術館であります。我々会派彩里も先日山口県周南市の

JR徳山駅内にあります蔦屋書店、スターバックスへ視察に行ってきました。駅ビルにあるということで、多くの皆さんが蔦屋書店、スターバックスを利用され、市民になくてはならないスポットになっておりました。

そこで、開業が待ち遠しい不知火図書館・美術館であります。現在の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 中規模改修工事については、工事着手を9月中旬から開始し、11月末で計画どおりの38%進捗となっております。状況としては、改修する内装解体や機械及び電気設備の撤去等を実施したところであり、今後、契約工期の2月末に向けて内装下地をはじめ電灯、空調、衛生設備の改修を実施していくこととしています。

また、内部空間等製作委託については、10月末までに内装空間のデザイン及び仕様等を確定させ、11月末で計画どおりの60%の進捗となっております。状況としては、計画プランの確定を終え、造作物等の製作に着手しており、11月より中規模改修が完了したエリアごとに、造作什器の設置や内装仕上げ等を実施し、契約工期の2月末の引渡しを目指しています。

○**4番（三角隆史君）** 周南市の図書館は、年中無休、開館時間が午前9時半から午後10時まで、スターバックスの営業時間が午前8時から午後10時までということでした。また駐車場が125台、バイク30台、自転車350台分が整備されておりました。宇城市においてのそのあたりの整備状況はどうなっているのでしょうか。

○**教育部長（豊住 章君）** 宇城市立図書館でも指定管理導入後は、年中無休となり、開館時間及びカフェの営業時間は午前9時から午後9時までとなります。ただし、三角、小川、豊野分館は、午前10時から午後6時までで、休館日も設けています。

駐車場は、図書館・美術館周辺に約190台収容できるように整備します。また、土日・祝日は不知火支所周辺駐車場約90台及び旧テニスコート約50台が利用可能です。周辺の不知火体育館や防災拠点センターについても、施設の利用状況を見て利用していく予定です。なお、駐輪場は現状では自動二輪車含め20台収容の予定です。

○**4番（三角隆史君）** 週末とかまた夏休み、冬休み、春休みなど長期休暇には中高生を中心とした利用が考えられると思います。自転車の駐輪場の収容台数が少し少ないように感じますが、その辺は大丈夫でしょうか。

○**教育部長（豊住 章君）** 御指摘のとおり、子どもたちの長期休暇中は、確かに自転車で来館する児童生徒も増えると考えられますので、駐車場を臨時的に駐輪場に利用することや体育館の駐輪場の利用など、状況を見て対応していきたいと思います。

○**4番（三角隆史君）** とにかく利用者の増加が見込まれますので、利用者の方たちが

困らないような環境づくりをお願いいたします。先日お会いした大学生も、開業をとても心待ちにしておりました。松橋駅から不知火図書館・美術館までの道のりもカラー舗装にするということで、徒歩でも行きやすくなり、JRを利用して来られる方も多いと思います。すばらしい施設になることを期待いたしまして、次の文化財の取扱いの質問に移ります。

宇城市には116もの文化財があります。国指定の三角西港をはじめとし、豊野には5つもの石橋が文化財と指定されております。豊野の石橋は江戸後期の1830年代に建てられたものが多く、交通の要衝だったことが伺えます。歴史を深堀することで、豊野がもっとクローズアップされることを願うばかりです。この度私が質問したいのは、こういった指定文化財ではなく、各御家庭に眠っているかもしれない文化財について質問をいたします。代々先祖から引き継がれ御家庭に眠っている代物が、貴重な文化財かもしれない場合、市としてどういう対応をされているのか。また貴重な文化財は保管をし、市民の皆様への地元を知る貴重な機会として展示をしていただきたいと考えますが、展示のお考えはないでしょうか、お尋ねをいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 寄贈・寄託については、まずは教育部文化振興課へ御連絡をいただき、内容の聞き取り調査後、寄贈または寄託いただくかどうかの判断をしています。聞き取り調査では、宇城市に関係する資料であるか否か、その由来や保存状態などを確認させていただいております。

なお、民具などは、収蔵スペースの問題もあり、現在所蔵しているものと照らし合わせ、同様のものではお断りする場合があります。

なお、古文書等につきましては、宇城市文化財保護審議会委員をはじめ、熊本県博物館ネットワークセンター等の助言をいただきながら判断しているところです。

寄贈・寄託となった際は、文書を取り交わし、収蔵場所や展示については、一任いただいております、すぐに展示できない場合もあることを御了承いただいております。

まずは、担当部署へ御連絡いただきますようお願いしているところでございます。

○**4番（三角隆史君）** 宇城市には貴重な文化資源がたくさんあること、これを観光資源につなげ地域が盛り上がることを期待して、次の大きな2番、防災・減災・環境問題の質問に移ります。

先日、三角の大岳山に登ったんですが、山頂から見る有明海、八代海はさぞかし眺めがよく、とても癒されるだろうと期待して登ったんですけど、実際のところ山頂からは樹木に覆われ、何もすばらしい景色を見ることができませんでした。日々の清掃活動の重要さを痛感させられました。ほかの山々にしても言えるのですが、手付かずにしておけば山は荒れてしまい、洪水等を引き起こす一因になるので

はないかと不安を覚えました。我々の生活において、普段は貴重な役割を果たしている山と川ではありますが、一旦大雨、台風などが発生してしまうと、たちまち災害の源になってしまう山と川であります。しっかり管理することで、大きい被害はある程度防げるのではないかと思うのですが、その管理についてお尋ねをしたいと思います。山にも国有林、私有林、川には国河川、県河川、市河川があると思います。川に関しては、先日神奈川県鶴見川流域を視察させていただきました。そこで遊水地、調整池の活用の仕方を学び、遊水地の存在意義を改めて強く感じたところでもあります。山を荒れ放題にさせず、川を適切に管理することが防災につながるのだと思います。宇城市において、現在のそれぞれの管理状況について経済部長、土木部長にお尋ねをいたします。

○**経済部長（黒崎達也君）** まずは経済部からお答えいたします。

議員御存じのとおり山林や森林も、自然界における様々な役割を担っております。木材や食料などの生産機能はもちろん、二酸化炭素の吸収・蓄積、酸素の供給などの環境保全、水源のかん養や土砂災害の防止など多種多様な機能がござります。近年では気候変動の影響が大きく、豪雨災害が激甚化・頻発化しております。地球温暖化防止も含め、森林の有する多様な機能の維持を図り、機能を継続して発揮させることが大変重要です。

そのためには、森林所有者一人一人が森林の価値を認識し、木を植え、下草刈りを行い、間伐の手入れをし、育った木を切り、跡地にまた木を植えるという林業サイクルを保つ必要がござります。それによって、森林を健全な状態に保ちながら、持続的に木材を利用することが理想的と言えます。

しかしながら、所有者不明や境界が分からない森林の増加、担い手の不足など、所有者自ら管理することが難しい森林が大部分を占めているのが現状と言えます。

多種多様な機能を持つ森林に対し、所有者の意識改革などの周知を図りつつ、治山事業、森林環境譲与税を活用した森林整備を研究していきたいと考えております。

○**土木部長（梅本正直君）** 三角議員の御質問のとおり、少しでも水害を軽減するための対策として、他自治体では遊水地を既存の河川沿いに整備して、豪雨時に一時的に河川水を取り込み、河川水位の上昇を低減し、洪水を防ぐ目的で建設されております。非常に高い防災効果があり、水害の軽減に貢献している施設と聞いております。

昨年度より国の水害対策の指針として流域治水の考えが明示されました。それを受けまして、今年度は宇城管内の中小河川についても流域治水プロジェクトを県や行政各関係機関と連携し、協力して策定することになりました。その中の作業において、これから各関係機関と連携し、どのような内容の補助の制度設計がなされる

のか、またどのような整備が望ましいのか総合的に判断していきたいと思えます。

県では、令和24年頃までの計画で大野川及び明神川の河川改修工事が進められています。現在実施中の河川改修工事としゅんせつ工事の早期完成を要望するとともに、遊水地などの必要性の検討も県へ要望しながら、本市が安心・安全なまちとなるように治水計画の策定を行ってまいります。

- 4番（三角隆史君） 鶴見川流域を視察して、NPO法人が中心となって上流側で自然資源を保全する活動が行われており、また下流側でも日産スタジアムを軸として、普段はサッカー場や陸上競技場、テニスコートで、住民の皆様に活用してもらいながら、災害時は遊水地として大規模災害を未然に防ぐ取組が行われております。そこで大規模災害は激減し、市民の不安もかなり緩和されました。ラグビーワールドカップが開催されていた日本にとって歴史的な試合になりましたあのスコットランド戦、2019年10月13日の試合は、台風が前日来襲したにもかかわらず、日産スタジアムで無事開催できたのもこの取組が功を奏したものを思われます。宇城市も是非取り入れていただきたいと強く願うところであります。県営総合グラウンド特別委員会も設置してあるので、こういう発想でスポーツ施設を防災・減災という観点からも考えていただき、安心して住める、快適に住める宇城市を目指していただくことを期待いたしまして、次の質問に移ります。

車を運転していてよく目にするのですが、特に細い道を通っているとき、道の両脇から樹木等がトンネルみたいに覆いかぶさっていて、たまにはがさがさと車と接触するときもあります。伐採してほしいと思うときがよくあるのですが、こういった場合、市はどういう対応をされているのでしょうか、お尋ねいたします。

- 土木部長（梅本正直君） 市道沿いに繁殖した草木の剪定・伐採については、その草木が市所有である道路用地から自生しているものについては、道路パトロールや地域からの情報提供を基に現地調査を行い、宇城市の方で剪定・伐採及び処分を行っています。

個人所有地から自生しているものについては、原則、土地所有者または管理者が除去すべき案件になりますので、必要に応じて、対象者を調査し、伐採していただくよう促しております。

一方で、市道の建築限界内に入る草木等については、安全管理の観点から、個人所有物であっても所有者に予告することなく、剪定・伐採することがあります。

- 4番（三角隆史君） こういった伐採を市にお願いするのではなく、自分たちで例えば行政区で行いたいとなった場合、高所作業車や重機等を使用して作業されることが考えられると思えます。市にお願いする場合と比べて必要経費が安く済むし、すぐできるということも十分に考えられます。こういった場合、経費負担を補助した

方が市として得策だと考えますがいかがでしょうか。

○**土木部長（梅本正直君）** 現在、樹木等の剪定等は所有者が実施する原則により、宇城市からの補助制度はありません。またその際の事故等の危険性もございますので、先ほども申し上げましたとおり、市道の通行に支障がある場合や道路用地上にある樹木等に関するものなどは、支所含め宇城市道路管理部局へ情報をいただきますようホームページ及び広報紙によりお願いしているところであります。

○**4番（三角隆史君）** 非常に難しい課題ではあると思います。今後の方策として保険等を整備してもらい、地区で整備できるような仕組みをつくっていただければ、自分たちの不便は自分たちで解消できるようになることで、それぞれの地域の結びつきが強くなると思います。今後の取組に期待をいたしまして、次の大きな3番、商工振興費についての質問に移りたいと思います。

約2年にわたり、新型コロナウイルスに悩まされ、多くの事業者が大変なつらい思いをしてきました。国も県も宇城市も、そういった苦しんでいる事業者に対して懸命に支援をしていただきましたが、事業をやめられたり、いまだに苦しんでいる事業者がいることも事実です。精一杯歯を食いしばって事業を維持して来られた経営者の方々には言葉で言い尽くせない御苦労があったことだと思います。このような中に求められているのが、自治体と事業者が互いの立場を理解し合うことではないかと思います。先日開催されました建設経済常任委員会の商工会とJAとの意見交換会において、商工会の方から小規模企業・中小企業振興条例の必要性についての意見がありました。私も市と事業者の関係を明確にするためにも必要ではないかと考えますが、市はどうお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○**経済部長（黒崎達也君）** 御意見のとおり、令和3年11月13日に開催されました建設経済常任委員会と各種経済団体との意見交換会の中で、宇城市商工会より中小企業振興条例についての御意見がありました。

平成26年に制定されました小規模企業振興基本法では、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとし、地方公共団体は、基本原則に則り、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定されたことから、全国的にも中小企業・小規模企業振興条例などとして、小規模企業の振興を目的に制定されている傾向がございます。

市といたしましても、過去にも答弁させていただいておりますとおり、必要であると認識しておりますが、条例の制定に関しましては慎重に進めていくべきであると考えております。

この条例の当事者でございます小規模企業や中小企業の方々、また、商工会をは

じめとした関連団体におきまして議論をしていただくとともに、この条例の本来の目的を果たすにはどのような取組が必要であるのか、市も協同して意見交換を重ねてまいりたいと考えております。

○4番（三角隆史君） 市と事業者の関係性が、馴れあい、もたれあいではなく、ある一定の緊張感の中、より良き関係性の中で築いていかれ、お互いが事業を遂行する上で困りごとがある場合、市の事業がより効率的になるために助け合っていくことこそ、また互いがこの条例によって高め合い、宇城市発展の礎になることがこの条例の意味であると確信しております。早期の成立をお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

宇城市の基幹産業が農業であることに疑う余地はありません。この農業の幅を広げるといって、農産物の加工、販売という面を強化できないかと考えるところがあります。先日の熊日に掲載されておりました、地元野菜を使ったスムージーを小川支所で期間限定で販売しているということで、これはさしより野菜プロジェクトの一環とはいえ、まさに6次産業化を実践されております。こういうことの積み重ねが宇城市のブランド力アップにつながり、全国から認知されていくきっかけづくりになると考えます。1社でそれを請け負うことはなかなか大変なことであるかと思えます。そこで、市としてどういう取組ができるのかお伺いしたいと思います。

○経済部長（黒崎達也君） 6次産業化の推進につきましては、SDGsの観点からも非常に重要な取組であると認識しています。

1次産業としての農林漁業、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等を一体的に行うことで6次産業化が成立するわけですが、それだけに重要な要素といたしまして、生産のノウハウ、加工のノウハウ、販売のノウハウが必要です。

また、商業の根本的部分ではございますが、国民が求めるものあるいは国民に評価されるもの、それを見極める力、そしてその商品が一時的か継続的かを判断する力、さらには1つのものに固執することなく変化させる柔軟性など、多種多様な要素が求められております。

これを個人または1つの組織で行うには大変困難を極めます。餅は餅屋ということわざがございます。生産は農林漁業者が最も得意とし、加工は製造業者が最も得意であり、販売は商業者が最も得意であると言えます。それぞれがその機能を発揮して、今の経済が成り立っております。そのため、得意分野以外にコストをかけることは、とても大きなギャンブルとも言えます。しかしながら、本市におきましては、豊野町の干し柿に代表されるように、古くから成立し、現在も続いている6次産業がございます。市では、この点に着目し、無理に新しいものをつくり出すよりも、古くからあるものに工夫を加えることで、成立するものはないか模索している

ところでございます。

また、先に申しましたそれぞれを得意分野とする事業者が、お互いのノウハウを提供しあう仕組みづくりができないものかと検討を続けております。

本市の6次産業化を推進するにあたりましては、採算性の確保に重点を置くとともに、豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出し、所得の向上や雇用の安定につながるよう慎重に行いたいと考えております。

- 4番（三角隆史君） 確かに慎重さも大事ではあります。6次産業化に取り組むことで農業者の生産意欲を高め、より良い農産物ができ、販売業者の意欲を高めることにつながるのだと思います。その点では、先日行われました建設経済常任委員会でのJAと商工会の意見交換会は非常に意義のある集まりだったと言えます。今後6次産業化を推進できるよう、宇城市農業者、商工業者、金融機関などの関係機関で、6次産業化地産地消協議会みたいな組織を構成していただき、6次産業化の推進に取り組んでいただくことを期待します。今、宇城市の潜在能力を全国に発揮するときに来ていると思います。シャインマスカット、太秋柿に続き、たくさんの農産物が全国よりまた世界より求められるようになることを願ひまして、次の大きな4番、公共交通と地域振興についての質問に移ります。

公共交通網整備検討特別委員会でも議論されていると思いますが、三角地域のバス路線の再編及びそれに伴うスクールバス導入について質問したいと思います。住民の皆さんの利用頻度、バス事業者の収支を考えると、バス路線について大いに議論の余地があると思います。今後どういうふうにも再編をされていくのかお尋ねをいたします。またそれに伴い、通学路を通っていたバス路線に代わり、スクールバスが運行されると思いますが、そのあたりがどうなっているのかを重ねてお尋ねをいたします。

- 企画部長（西岡澄浩君） 三角議員の御質問については、後日、公共交通網整備検討特別委員長から御報告があると思いますが、まず企画部から三角地域のバス路線の見直し・再編の進捗状況についてお答えいたします。

市の公共交通は、利用者の減少と交通事業者の収支悪化による行政負担の増加、また交通事業者の乗務員不足や乗務員の高齢化が進み、その維持・確保が深刻な課題となっています。

そのため、市では持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を目的に、平成31年3月、地域公共交通のマスタープランとなる地域公共交通網形成計画を策定し、利用者のニーズに沿ったバス交通の見直し・再編を進めているところでございます。

三角地域では、三角産交を起点・終点とする大口線、小田良線、黒崎環状線の3路線が見直し・再編の対象です。この3つの路線は、計画策定の当初から路線バス

存廃検討基準に該当しており、地域公共交通活性化協議会による利用促進対策を実施してきましたが、直近3年間の平均乗車密度や1日当たりの輸送人員に改善は見られませんでした。また、利用者のほとんどが中学生以下の児童生徒であり、主に小中学校への通学に利用されているところです。そこで、路線バスの運行に関する計画目標の1つである補助金額の抑制を図るため、3つのバス路線について見直し・再編を行い、併せて路線バスを利用する児童生徒については、スクールバス利用に転換する方針を立てて具体的な検討を進めているところでございます。

バス路線見直し・再編の内容としては、大口線及び小田良線は、同じ区間を運行する松橋産交線及び宇土駅線と運行ダイヤを調整し、整理統合します。黒崎、際崎を巡る黒崎環状線は、同じ経路を運行する路線がありませんので、予約乗合タクシーの導入を計画しています。

現在の進捗は、10月から5回に分け、三角町全域の行政区長及び住民を対象に公共交通対策説明会を開催し、出席者の御理解をいただいたところです。また、今月から三角町在住の18歳以上の方、1,500人を対象とした住民アンケート調査を実施することとしています。路線バスや乗合タクシーなど、公共交通の普段の利用状況や要望を把握し、三角地域の公共交通再編に役立てたいと考えています。

○**教育部長（豊住 章君）** スクールバス導入の進捗状況についてお答えいたします。

これまで、関係学校の担当教師と3回の検討会議を行い、各校の意見も伺いながらスクールバスの車種、必要台数、運行計画等を検討しております。

小学校と中学校では、登校時間及び下校時間がそれぞれ異なり、時間調整や運行本数など課題はありますが、関係者と十分に話し合いをしながら進めてまいります。

今後は、令和4年度に購入費を予算化し、令和5年4月からの導入を予定しています。

○**4番（三角隆史君）** 公共交通再編を行うことで、市民の皆さんにとって不便になったらいけないと思います。その点では5回の説明会、1,500人へのアンケートの取組は評価されるべきだと思います。その結果に基づいてより良い再編が行われることを期待して、最後の公共交通と港の在り方に移ります。

公共交通と港の在り方についてという質問をしたかったのですが、港は県の管理であり、市として港の在り方についての詳しい答弁は難しいということなので、主張になりますけれど、今の三角港の現状を述べさせていただきたいと思います。三角港は以前は海上交通の要衝として、船とJRとの接続、船とバスとの接続の利便さから発展してきたまちです。天然の良港と言われ、船の接岸もしやすく、熊本唯一の貿易港として物流の拠点としての役割を果たし、島原行きのフェリーで観光客の輸送としての役割も果たしていました。飲食店や娯楽施設、旅館など、周辺には

様々な店舗が立ち並び活況を呈していました。それが八代港ができてから、貿易港としての役割は八代港へ、熊本港ができてからはフェリーが2社熊本港で事業を開始され、結果的に三角―島原間のフェリーはなくなってしまいました。港としての役割をすっかりなくしてしまった三角港であります。今では飲食店、旅館はほぼ廃業され、人口も見る見るうちに減少し、すっかりさびしいまちになってしまいました。先日参議院議員会館、総務省に要望活動に行かせていただいたときも、三角港に役割を与えてくださいと訴えてきました。海上自衛隊の寄港地、国が計画している病院船の停泊地、高校卒業資格も取れる船員養成学校の設立など、三角港に役割さえ与えていただければ、JR三角線、産交バス、地元事業者、全てが生き返ります。どうかこの三角港に役割を与えてください。「地方の発展なくして国の発展なし」という金子総務大臣のお言葉をお借りすれば、三角港の発展なくして宇城市の発展はなしという思いでございます。どうかこの思いが届きますことを祈念いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（園田幸雄君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時37分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、河野正明君の発言を許します。

○14番（河野正明君） 皆様、こんにちは。会派公明党の河野正明でございます。お昼の昼食後で大変眠たくなる時間でございますけれども、どうか1時間お付き合いよろしく願いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。今回は4点について質問させていただきます。まず1点目、多胎児家庭への支援について質問をいたします。

双子や三つ子のいる多胎児を育てるのは、想像以上に大変です。多胎児のお母さんたちがまず子育ての大変さに直面するのが、産後間もない時期です。産後1か月以降に見られる産後うつは、10人に1人の母親になると言われていて、主に次のようなことが積み重なって発症をします。1番目に睡眠不足、2番目が疲労、3番目に孤独を感じる、話す相手や協力者、理解者がいない、4番目が自分の時間が取れない、5番目が子育てや発育・発達に不安を感じる、6番目が泣きやまず、精神的に追い込まれる、7番目が育児がうまくいかない、8番目が育児に対して常に緊張感を持っている、9番目が経済的な負担・不安を感じる。実は1から9の項目は

ほとんどの多胎児の母親が該当するようであります。だからこそ多胎児のお母さんは心身のバランスを保つためにも無理は禁物ですし、周囲がどれほど手を差し伸べられるか、第三者の力が必要となります。厚生労働省は、2020年度から双子など多胎児がいる家庭を対象とした支援事業を始めています。具体的な支援の内容は自治体によって異なりますが、多胎児の育児経験者、家族との交流会や相談支援事業を実施する多胎ピアサポート事業、また多胎妊婦や多胎家庭の下で家事や育児をサポートする訪問ヘルパー派遣、乳幼児健診などに動向をする外出時のサポーター派遣など、サポーター派遣事業が予算化されました。ほかに自治体独自の支援として、健診会場でのサポートやタクシー料金の補助などがあります。

そこでお尋ねをいたします。現在の本市の支援策について現状をお聞かせいただきたいと思えます。

○健康福祉部長（岩井 智君） 本市における多胎児の出生件数は、年間3件から5件で推移をしており、全出生件数の約1%にあたります。

多胎児は単胎児と比べると、一般的に出生体重が低く、妊娠・出産・育児に係る保護者等の身体的・精神的負担が大きくなり、さらには、成長に合わせて経済的な負担も大きくなる傾向にあります。

市では、妊娠届の提出時から多胎児の家庭を把握し、出産や育児に伴う負担を予測した上で、多胎妊婦に対し電話や訪問の回数を増やすなど、単胎児のケースより相談支援体制を整えているところです。また、必要に応じて、分娩を予定している医療機関などとの情報共有を行っております。

多胎児の出産後は、分娩された医療機関から情報提供書が本市の保健福祉センターに届くことにより、保健師が家庭訪問を行い、母子の健康状態の把握や育児指導など多胎児世帯の支援を行っております。さらには、市が実施している産後ホームヘルパー派遣事業、ファミリーサポートセンター事業などの紹介や子育て支援コーディネーターによる養育支援事業の利用促進につなげているところです。

○14番（河野正明君） ただいまの答弁によると、単胎児とともに一緒に支援事業を行っているということで、現段階では多胎児世帯に特化した独自の支援事業は実施されていないというふうに理解をいたしました。

それでは再質問させていただきます。民間団体の多胎育児のサポートを考える会が多胎児を育てる家庭を対象に、2019年秋にアンケート結果を基に、国、都道府県、市区町村に要望を挙げていますので、抜粋して紹介いたします。

主なものに1つ、保育の必要性認定基準に多胎児を育てている家庭を追加してほしい。2番に、公的な居宅訪問型の一時預かりサービスの制度拡大、民間ベビーシッター利用への補助。3番目に、行政が多胎妊婦情報を把握した時点で、行政側か

ら情報と具体的支援を届ける。このようにあります。

以上についてですが、本市として取り組めるかどうかをお伺いいたします。

○健康福祉部長（岩井 智君） 多胎児世帯に対する国県の支援事業としまして、令和2年度から多子・多胎児世帯子育て支援事業それから産前・産後サポート事業などが新たに新規及び拡充事業として創設をされております。

現在本市では、新規及び拡充されたメニューの多胎児世帯に特化した独自の支援事業は実施をしておりません。しかしながら、多胎児の保護者は妊娠期から将来の育児への不安を持ち、出産後の身体的、精神的負担が大きいことから、これまで育児に関する個々の相談に継続的に応じ、見守りの中で必要な支援につなげてきたところ です。

具体的には、単胎児世帯と同様に家庭訪問による声掛けや育児相談などの支援、また妊産婦や子育て家庭が各種支援を円滑に利用できるよう、相談や情報提供、助言等を行う利用者支援事業、地域で子どもや保護者が総合交流や相談の場所として開設している地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援を行うファミリーサポートセンター事業、保護者が仕事や病気などの理由により、一時的に家庭保育が困難になった場合に、認可保育所や認定こども園などで一時的に保育を行う一般型一時預かり事業など、多胎児世帯も含めた子育て世帯への支援を実施中であります。また、出産後のホームヘルパー派遣事業においては、多胎児出産の場合ヘルパー派遣の利用可能な期間と時間が長くなっており、多胎児育児の負担軽減につながる制度となっております。

今後多胎児世帯の多胎妊娠から出産、育児における負担を軽減できるよう、各種事業の拡充、充実を図り、また保育施設等入所判定や訪問型の一時預かりやベビーシッター補助などについても、県内自治体の調査を行い、子どもや保護者の状況に応じた切れ目のない支援につながるよう取り組んでまいります。

○14番（河野正明君） 国の支援事業は、多胎妊婦や多胎育児家庭のもとに育児サポーターを派遣し、また外出時の補助や家庭の支援などを行うものですが、コロナの影響や周知不足で実施している自治体はまだまだ数える程度であると言われております。出産をする母親の100人に1人は多胎児の親になります。先ほど答弁いただきましたけれども、年間宇城市においては3人から5人、その年によって違いますけれども、そういった形で、本市でも多胎児のお子さんが生まれているという状況であります。そのように考えますと、大変身近な存在であると思います。

本市においては、このようなマイノリティ、少数者は本当に政治から見放されていると感じることのないように、今後の取組を期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

大きな2番、ワクチン接種について質問をいたします。3回目の接種についての方針が厚生労働省より発表がされました。2回目の接種終了からおおむね8か月以上経過した方から接種を開始するとし、まずは2021年4月までに2回接種を終えた医療従事者を対象に、12月1日より3回目の接種を開始すると伝えております。その後の対象は2回接種完了の希望者全員とする方向で現在検討中と報じられておりますが、小さい1番目でございますが、国からの情報また3回目の接種スケジュールについてお伺いをいたします。

○健康福祉部長（岩井 智君） 新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種については、国から令和3年11月16日付けで、接種事業が令和4年9月30日まで延長されることが通知をされております。その中で、接種対象者を2回目の接種から8か月経過後の18歳以上の方とすることが示されております。

今回通知された3回目接種のこれまでとの相違点としまして、個別医療機関で武田モデルナ社製ワクチンを使用することができるようになります。これまでのファイザー社製ワクチンと並行して使用することにより、市民の選択肢が広がることとなります。

また、国では令和4年2月をめどに、これまで実施した2回接種事業の対象者に5歳から11歳の小児を追加することが検討されております。小児に使用するワクチンは、ファイザー社製の専用ワクチンが予定されています。

今後の接種スケジュールについては、11月中旬から医療従事者への3回目接種対象者に接種券を発送しており、本市における医療従事者のワクチン接種は早い医療機関で12月2日から始まっております。その後に高齢者施設入居者・従事者と続き、令和4年1月下旬には65以上の高齢者、同年4月からは基礎疾患のある方、64歳以下の一般の方へと順次接種が開始される予定です。

今回の3回目接種事業は、現在進行中の2回接種事業との同時実施となり、混乱を招く可能性もあることから、広報紙の号外などを通して市民に分かりやすく周知に努めてまいります。

○14番（河野正明君） 国からの情報そしてまた3回目の接種スケジュールと、詳しく答弁いただきました。国からの情報として、国から11月16日付けで接種事業の令和4年9月30日までの延長が通知をされたということ、またその中で、接種対象者を2回目の接種から8か月経過後の18歳以上の方とすることが示されたということ。また、個別医療機関で武田モデルナ社製のワクチンを使用することができるようになるということ。これまでのファイザー社製のワクチンと並行して使用することによって、市民の選択肢が広がったということです。またこれは幼児接種ですけど、これまで実施した2回接種事業の対象者に、5歳から11歳の小児を追

加することが検討されているということでもあります。スケジュールについては、1月中旬から医療従事者に対しては接種券を発送しておられるということで、早いところで12月7日から接種が始まると。その後に高齢者施設入居者そして従事者と続き、令和4年1月下旬には65以上の高齢者、また同年4月からは基礎疾患のある方、そして64歳以下の方、一般の方と順次接種が開始される予定であると答弁でありました。最後に申されましたけれども、今回は2回目接種と3回目接種ということで、これは同時実施になるということで大変混乱を招く可能性があるということでもありますので、どうか市民に分かりやすい周知を徹底していただきたいと強くお願い申し上げ、次の質問に入りたいと思います。

2番目の質問です。接種率を上げるための対策について、本市の考えをお伺いいたします。

○健康福祉部長（岩井 智君） 接種率を上げるための対策についてお答えいたします。

本市における一般の方々のワクチン接種は、令和3年5月11日から高齢者より年齢区分を行い、順次接種を実施しております。

国の計画では、65歳以上の高齢者を令和3年7月末までに、接種を希望される一般の方々を同年11月末までに終えるよう通知されましたが、本市においては半月以上早い状況で進捗をしてきました。

本市における令和3年11月末での2回接種率は77.9%で、全国平均よりも1%高い接種率であります。この数値は、国の資料で分母を全人口としていることから、対象外の0歳から11歳までも含んでおります。なお、接種対象であります12歳以上の本市の2回接種率は、令和3年11月末時点で86.3%であり、熊本県内14市の中でも上位に位置しております。

今後開始される3回目接種におきましては、市民の方々の利便性を考慮し、コールセンターの電話番号を通話料無料のフリーダイヤル（0120）に変更して、市民の負担軽減を行いたいと考えております。

また、前回は実施しました接種予約支援事業（ヘルプデスク）についても、受付開始当初から各支所と宇城市保健福祉センターに設置をします。併せて、これまでどおり医療機関の少ない地区や接種対象者が多い地区での集団接種を実施することにより、追加接種希望者のニーズに対応できる環境整備を行ってまいります。

○14番（河野正明君） 接種率を上げるための対策について答弁をいただきました。

今回予定している3回目の接種においては、前回2回目の総括、いろんな反省を踏まえて、電話番号を通話料無料のフリーダイヤルに変更された。1回目、2回目接種のときも市民の方から、やはりほかの自治体ではフリーダイヤルで無料であるということ、宇城市も無料にしていきたいというような要望がたくさん上がっ

てまいりまして、即こういったふうに対応していただきましたことを大変嬉しく思います。そしてまた接種予約受付代行支援のヘルプデスクもですが、今回は受付開始当初から各支所と市保健福祉センターに設置をされるということで、本当に追加接種希望者のニーズに本当に対応できる環境整備を行っていただけるということで、大変評価をいたします。本当にしっかりこのほかにもまたいろいろ注文すべき点は、3回目接種の段階、今回は並行で2回と3回一緒にやるわけですから、いろいろな点が出てくると思いますので、その点に対しても臨機応変に対応できるように準備方よろしくお願い申し上げ、次の質問に移ります。

大きな3点目の給水スポットの設置についてということで質問をさせていただきます。熊本市や熊本県では唯一給水スポットの設置をしております。プラスチックごみの削減と地下水の価値を高め、マイボトルの普及につなげるために、地下水のペットボトル熊本水物語の生産の中止をいたしまして、市役所や動植物園など7か所の公共施設にマイボトル用の給水機の設置をいたしております。またこれは海外になりますけれども、先進的なところではプラスチックフリー施策が進んでいるロンドンまたはパリでは、マイボトル給水機が町中に設置してあるそうです。そこで本市においても市民が多く集う庁舎等の公共施設に、水分補給による熱中症対策や豊かな地下資源の活用、さらにはプラスチックごみ削減策としてSDGsの取組にも寄与でき、マイボトルに給水できる給水機の設置についての市の考えをお伺いいたします。

○総務部長（天川竜治君） 庁舎及び市民が多く集う防災拠点センターやウイングまつばせなどの公共施設には、現在のところ冷水機などの給水スポットをほとんどの施設で設置しておらず、不知火体育館のみに直接口で飲むタイプの冷水機を設置しております。ただし、これらの施設には、社会的な時代の流れとともに、代わりとして飲料水の自動販売機を設置している状況です。

議員より提案がありましたボトルタイプの給水装置ですが、県下14市の状況としましては、議員御案内のとおり熊本市のみが導入しており、また導入に向けて計画している市は現在のところない状況です。なお、このボトルタイプの給水装置は、マイバックなどの脱プラスチックによる脱炭素社会に向けた先進的でSDGsにも寄与する取組であり、市といたしましても今後の環境問題への対策等の施策として有効であると認識しております。

ただし、昨今の接触感染のコロナ禍においては、給水口での接触のリスクが高いなど、衛生面において利用できない状況が発生するおそれがあるため、導入については慎重を期す必要があると考えております。

しかしながら、ボトルタイプの給水装置は、先ほども申しましたとおり、マイボ

トル利用によるペットボトルの利用削減も有効な手立ての1つであり、今後も導入できる時期を見極めつつ、設置場所や運用方法など他自治体を参考に研究していきたいと考えております。

- 14番（河野正明君） 前向きな答弁ありがとうございます。宇城市において唯一直接口で飲むタイプの冷水機が設置してあるのが、不知火体育館のみということで、以前は結構前ですけど、この給水スポットの水を飲む場所というのがあったように記憶があります。それが時代の流れとともに代わりとして自動販売機の設置がものすごく多くなったような感じがいたします。先ほど総務部長からも答弁をいただきましたけれども、宇城市としての認識は、ボトルタイプの給水装置は、マイバックなどの脱プラスチックによる脱炭素社会に向けた先進的でSDGsにも寄与する取組であり、市としても今後の環境問題への対策等の施策として有効であると認識しているというような答弁をいただきました。本当にそのとおりだと私は思っております。しかし、現在はコロナ禍において給水口での接触のリスクが高いなど、衛生面において利用できない状況というのが今現状あります。コロナも何年と続くわけではないと思います。コロナが落ち着いてこういった危険性がなくなったならば、先ほど申されたとおり導入できる時期を見極めて、設置場所や運用方法といったところも、熊本市あたりの自治体を研究、参考にされて、実施に向けてどうかよろしくお願いを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

それでは4番目の最後の質問になります。LGBTなど性的少数者カップルの関係を認めるパートナーシップ制度の導入についてということで質問をさせていただきます。小さい1番目、パートナーシップ制度の導入は、多様な性を尊重するという自治体のメッセージであり、当事者が生きづらさを解消する第一歩となるSDGs誰一人取り残さない社会の実現に向け、パートナーシップ制度を本市においても導入すべきではないかと思いますが、本市の見解をお伺いいたします。

- 総務部長（天川竜治君） 本市では、宇城市民憲章の最初に「お互いを思いやり、一人一人が豊かに暮らせる人権のまちづくり」を掲げ、人権擁護に関する条例整備や、各種の人権啓発、人権教育事業を実施し、今日まで人権尊重のまちづくりを推進してまいりました。

議員御質問のLGBTと呼ばれる性的少数者の方々の人権についても、広報うきへの性の多様性やLGBTに関する情報の掲載、男女共同参画週間パネル展、各種団体への出前講座などを開催し、市民への周知を行っているところでございます。

一昨年の令和元年には、市の大きな啓発イベントでありますパートナーシップ・フェスティバルで、メインテーマとして取り上げ、基調講演会を開催し市民意識の高揚に努めております。

パートナーシップ制度につきましては、戸籍上は同性であるカップルに対して、法律上の婚姻に相当する関係を公認する制度で、全国では130の自治体が制度を導入しており、熊本県内においては、熊本市と大津町の2市町が導入を行っております。

既に制度を導入している自治体の例を挙げますと、公営住宅や賃貸住宅への入居、病院での手術や入院時の付添い、携帯電話料金・運賃・入場料などの家族割引、生命保険金の受取りなどについて、婚姻カップルと同様なサービスを受けられるものです。

法的な拘束力に基づいたものではないため、所得税の配偶者控除、健康保険の被扶養者や子どもの共同親権など、税制や社会保険の優遇措置の適用が保障されないものもありますが、行政・民間サービスや社会的配慮を受ける上で、一定の効力が期待できると考えております。

しかし、昨年、本市で市民意識の把握を目的に実施しました市民意識調査では、「ジェンダーやLGBTなどについての内容や意味を理解している」という回答は、40%に満たない数値となり、引き続き、市民啓発の必要性を伺い知る結果となりました。

パートナーシップ制度の導入などについては、非常に幅広い人権課題について、従来から近隣市町との歩調を揃え取り組んでいることもあり、今後、県内の状況、近隣市町との歩調、さらには市民意識の変化なども踏まえ、適切な時期を判断していきたいと考えております。

○14番（河野正明君） 全国で130の自治体が制度を導入しているということ、また熊本県内においては、熊本市と大津町の2市町が導入を行っておられるということで、大変敬意を表したいと思います。

これは1つの導入した自治体の制度の例ということで、先ほど答弁いただきましたけれども、公営住宅また賃貸住宅への入居、病院での手術や入院時の付添い、携帯電話料金・運賃・入場料などの家族割引、生命保険金の受取りなどについて、婚姻カップルと同様なサービスが受けられる。また行政・民間サービスや社会的配慮を受ける上で、一定の効力が期待できるとの答弁でありました。130の自治体が現在なっているけど、これは本当に急激な増加だと私は思っております。世界的なジェンダー、LGBT、そういった国際的問題、そして国内でのこういった意識の向上によるものだと私は思っておりますし、早い段階で熊本も導入をされるこういった自治体が、もう1年、2年後にはぽつぽつ現れてくると思っております。これを聞いて、やはり我々はジェンダー、LGBTの方々、パートナーシップ制度を制定している市町村においては、これだけの恩恵が受けられると。しかし制定されて

いない市町村においては全然恩恵が受けられない状況であるというのは、これは大きな問題であると思っております。真剣に市の執行部の総務部の方もいろんな事業をされて、啓発に努めていただいているということは、もう私も知っておりますし、私は今回で2回目の質問になりますけれども、1回目でこれが制度導入になると思っておりますが、先ほど総務部長より、市民の方々に対しての意識調査といいますかそういったことをされております。回答が40%に満たない数値ということで、そういったところがちょっと私も意識調査の方法ですね、対象年齢とか世帯とか、そういったことに対して分かる限り総務部長から説明をお願いいたします。

- 総務部長（天川竜治君）　ただいまお尋ねの市民意識調査について御報告申し上げます。男女共同参画計画策定の基礎資料とするため、昨年度実施した市民意識調査の中で認知度を尋ねる質問をしております。調査対象は宇城市内全域、調査対象者は市内に在住する20歳以上の男女3,000人、住民基本台帳から無作為抽出をしております。有効回答数が46.1%、調査方法は郵送による回収という形になっております。この中で結果については「よく知っている」、「内容をよく知っている」を合わせてジェンダーは32.7%、LGBTが36.8%、ダイバーシティは12.9%の状況でございました。
- 14番（河野正明君）　パーセントとしては40%に近いパーセントが出ております。無作為に20歳以上の男女の方3,000人に調査を依頼されておりますけれども、年齢に隔たりがあったりすることもあります。私はこの40%が高いのか低いのかというのは、定かではないと思っております。やはり高齢者の方々、年代的に本当にジェンダーとは何か、またLGBTとは何か、ダイバーシティとは何かと、私たちがぱっと聞かれても即答できないような、やはりそういったことで、もうちょっと砕いた何か、直接ではなくていろんな方面からいろいろ皆さん方にせめて聞いていくというような形、工夫をされた方がいいかなと思います。その中で40%というのは私は高いのではないかなと。市民の方々も今SNSであったり、テレビであったり新聞、そういった情報網等を使って、やはりある程度の若い方はよく知っておられると思っておりますけれども、導入については幅広い意見が必要になってまいります。やはり熟知した結論が出なければいけないと思っておりますけれども、そう遠いときではないとは思っているんです。やはり宇城市にもおられると思うんです。そういったジェンダーの方とかは、やはり制定を導入されている熊本市であるとか大津市の方に移り住まれる。その方がいいですよ、やはり私はそう思いますよ。だから、先ほども申しましたけど、マイノリティ、少数派の方々に政治の光を当てるとというのは本当に我々が一番重んじていることであって、しっかり行政の方も今まで一生懸

命やってくられましたけど、今以上に取組を、よければジェンダーの方であるとかLGBTの方に会って話を聞いたり、そういった方を招いて講演を開いたりいろんなことができるを思うんです。もう一步突っ込んだそういったことをやってほしいと私は思います。私も2回ほど行きました。切実なる本当に本人たちは、生きていくのが精一杯というような中で、やはり光を当ててやっていかなければいけないなという思いでありますので、今回そういった気持ちで質問をさせていただきました。どうか今後ともそういった方向で、しっかりパートナーシップ制度の導入に向けて、市長、前向きな方向で今後取り組んでいただければと思っておりますのでよろしくお願いたします。

時間も大分残りましたけれども、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（園田幸雄君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時40分

再開 午後1時55分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、溝見友一君の発言を許します。

○10番（溝見友一君） こんにちは。10番、会派彩里、溝見友一です。議長のお許しを得て、通告に従いまして質問いたします。今回は大きく4つの質問をします。

1、国営緊急農地再編整備事業。この国営事業は、農業はもとより商工業にとってもすばらしい事業だと考えます。もちろん皆さんも分かっていると思いますが、360億円の予算、14年から15年の間で宇城市に大きな経済効果をもたらすというのは言うまでもありません。国の方からも最大で40人ほどの職員が来られると聞いています。期間限定の企業誘致とも言えます。もちろん課題もあります。10年、20年後の農業の担い手の問題、施設園芸の水の確保の問題等がありますが、1年でも1日でも早期の完成を目指してもらいたいと考えます。

2、コロナ禍の経済対策について。先ほど三角議員の質問でもありました菊陽町に半導体工場が誘致されると、半導体業界では世界3位と言われております。企業誘致はもちろん宇城市にも欲しいことです。1,500人の雇用があると聞いています。私たちの市に中小企業数は約2,000件あります。2,000件で1人の雇用を増やせば2,000人の雇用です。今中小企業を守らなくていつ守るのですか。経済対策に力を入れるときです。

3、令和5年からの中学校部活動について。一昨年前から、令和5年度から中学

校の部活動の在り方が変わると報道がなされ始めました。中学校1年生の保護者、小学校5年、6年生の保護者の心配が聞こえてきます。クラブチームか中学校の部活を選択するのか、誰が指導するのか、スポーツの盛んな宇城市だから悩みも大きいと感じます。生徒児童のスポーツの環境をつくるために、今年度はオリンピック・パラリンピック、さらに野球では日本シリーズでヤクルトとオリックス戦、大変盛り上がった1年だと考えます。その中にももちろん皆さん御存じだと思いますが、ヤクルトに村上宗隆、熊本市出身、実は知っていらっしゃる方も少ないと思いますけれども、オリックスに八代出身の小田裕也という選手が出場されていました。さらに大谷選手のリアル二刀流／ショータイムが流行語大賞になりました。コロナ禍で日本、世界を元気にしたのはスポーツの力があつたと考えます。

4、本市の排水、内水対策について。本来ならば不知火海湾奥の整備改善が必要です。要望等15年以上経ちますが、前進しているとは私は感じられません。私たちの努力不足だと言われても仕方ありません。もちろん湾奥の整備は必要です。引き続き要望しなければならないとは考えています。しかし今できること、国においても今後の水害対策の指針として、流域治水の考え方が明記されます。神奈川県鶴見川多目的遊水地を視察してまいりました。通常は野球場、サッカー場、テニスコート、運動場、台風や豪雨のときは遊水地へ、視察して思ったことは、こんな施設があるまちに住んでみたい、宇城市にも多目的遊水地が必要だと心から思いました。先ほど三角議員も多く述べられましたので、私はこの辺でやめておきますが、是非執行部でも視察に行ってください。百聞は一見に如かずです。

1、国営緊急農地再編整備事業「宇城地区」について、(1)国営事業の進捗状況について質問します。

○**経済部長（黒崎達也君）** 国営緊急農地再編整備事業は、令和2年11月に事業計画決定を受けまして、令和16年度の事業完了を目指しております。現在の進捗状況としましては、令和2年度に先行工区であります松橋町の南豊崎工区64ヘクタールと浅川工区75ヘクタールの事業説明や相続説明を行い、令和3年度より換地意向調査を実施し、事業区域を確定させております。9月末からは農地配分を事前に決める換地計画原案の作成を行いまして、11月から受益者への公表を行い、同意を得たのちに、12月中の原案確定を予定しております。その後は、実施設計を行いまして、令和4年度11月の工事着手を目標としております。

また、並行いたしまして令和3年11月より、不知火町の亀松工区65ヘクタールと小川町の出村・宇土割工区102ヘクタールの事業説明を開催しております。令和4年度には、その地区におきましても換地原案を作成し、受益者に同意を求めることとなります。

なお、排水機場につきましては、令和2年度より五丁川第2排水機場の基本設計に入っております。令和3年度からは実施設計を行い、令和4年度の工事着手を目指しています。

今後、松橋町の豊川北部工区179ヘクタール、豊福南部工区168ヘクタール、西下郷工区82ヘクタール、小川町の耕地工区42ヘクタールと順次、換地計画原案の作成を行ってまいります。特に令和4年度から令和8年度にかけて換地計画のピークを迎えることとなります。

この事業を計画的に進めるため、推進委員をはじめとする換地委員等の各種委員の皆様とともに、受益者の皆様の御理解と御協力を得ながら、稼げる農業の実現と令和16年度の事業完了に向け取り組んでまいります。

○10番（溝見友一君） 多くの地区で換地原案を作成し、受益者の同意を求める業務、排水機場の計画など、今後事業が本格化していき、国の宇城農地整備事業所では、現在の体制から大幅に増になるとお聞きしております。何箇所もの整備工区を同時に進めていくわけですから、本市の業務も大変混雑になってくることがしっかり理解できました。国営事業を成功させるため、事業の進捗に対応できるよう本市の組織体制につきましても強化を強く要望しておきます。（2）の宇城市職員の部署の増員については省かせていただきます。

次の質問に移ります。2、新型コロナウイルス禍の経済対策について。（1）令和3年6月定例会で質問した宇城市版Gोटオイトの計画があるのか、さらに新しい計画はあるのか。6月定例会の一般質問の再質問において提案した宇城市版Gोटオイトの計画の実現性について、また、ないのであればそれに代わる計画の有無について質問します。

○経済部長（黒崎達也君） 令和3年第2回定例会の一般質問におきまして、執行部としては感染者数の推移やワクチンの接種率を注視しながら、国県の動向も踏まえた上で迅速な対応ができるように努めてまいりますと、お答えさせていただきました。

現状では、第5波もほぼ終息しており、県のリスクレベルにつきましては現在1の注意となっています。しかし、10月21日に、熊本市より新型コロナウイルスの感染第6波が発生した場合、新規感染者数が11月下旬から増え始め、年明けにはピークを迎えるとする予測が公表されております。第6波の発生も懸念されております。

これまで市では、県の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金を活用しまして、市内飲食店限定の食事券の発行を検討してまいりました。第5波の状況から断念せざるを得ませんでした。また、この年末年始に向けての発行も再検討いたしました。この交付金の活用期限が迫っていることと、さらには、先に述べた第6波のピ

ークがその活用期限と重なってしまう可能性が高いことから、宇城市版のG o T o イート事業につきましては、今年度内に実施するにはスケジュール的に困難と見込んでおります。

なお、それに代わる事業といたしましては、宇城市中小企業者等一時支援金事業を実施し、一律10万円の支給と追加支給としまして10万円、合わせまして20万円の支給を予定しております。

11月19日の国の臨時閣議におきましては、新型コロナウイルスの影響を受ける暮らしや事業への支援策などを柱とする新たな経済対策が決定されております。財政支出の規模は、国と地方の歳出で49兆7,000億円程度、財政投融资も含めた総額では55兆7,000億円程度と、これまでで最大となる見通しでございます。さらに、民間の資金などを加えた事業規模としましては、78兆9,000億円程度が見込まれております。

このことから、国や県から新たな交付金などを活用した新型コロナ対策の事業メニューについて提案や募集があると予測されますので、それらを活用して、適切かつ効果的な事業の選択と実施に向けた迅速な対応をしていきたいと考えております。

○10番（溝見友一君） 答弁ではなかったのですが、宇城市の中小企業等の一部支援金事業の受付の締切りを、11月末から12月27日まで延長されました。事業者の方々の申請が遅れていたもので、執行部の迅速な対応で本当に喜ばれると感じています。そして本当に困っている事業者に届く支援、タイミング、事業を私たちも考えていきますが、執行部もよろしく願いいたします。住みやすい、ちょうどいいまちを残すためにもよろしく願いします。

（2）熊本市は空き店舗解消へ助成金をと聞いていますが、コロナ禍で飲食店の廃業、企業の廃業が目立ってきています。空き店舗を何とか活用するため、チャレンジする人たちに初期投資に対する助成金制度等を設置している自治体もあると聞いていますが、本市の考え方を質問します。

○経済部長（黒崎達也君） コロナ禍に限らず、現在増えつつある空き店舗対策といたしまして、新規入居者に対する家賃補助を行ったり、商店街活性化のために店舗改装やリノベーション等をした場合に補助を行っている自治体はありますが、本市では、このような空き店舗に対しての補助は現在行っていないというのが現状です。

補助を行っている先進自治体の取組の多くには、コロナ対策を除き、商店街の活性化そのものを目的としておりまして、空き店舗の解消を目指すものが多く見られております。

本市においても、主となる関係団体から御意見をお伺いしながら、補助事業の必

要性についても今後協議を重ねたいと考えております。

- 10番（溝見友一君） 少なくともコロナ禍で廃業されて追い込まれた店があります。私は空き店舗の解消を目指す事業ではなくて、住みやすいまち、明るいまちに戻りたいという思いで質問させていただきました。

次の質問に移ります。令和5年からの中学校部活動について、（1）小学校部活動移行後の現状について質問します。クラブ数、会員数、指導者数、部活動の状況、支援状況、文化系部活動の現状について質問いたします。

- 教育部長（豊住 章君） 小学校の体育系部活動につきましては、既に御承知のとおり、令和元年度の4月から社会体育へ移行し、その後、部活動に代わるものとしましては、民間のクラブチームや学童スポーツクラブへ加入して活動が行われております。

学童スポーツクラブは、社会体育へ移行した令和元年度は全体で18クラブが設立され、その後令和3年度現在で16クラブへと推移しております。また、全体の会員数は令和3年度現在で293人、指導者数は47人でございます。

種目別での活動状況としましては、サッカー・野球のそれぞれが4クラブ、ハンドボール・ソフトボール・バスケットボールのそれぞれが2クラブ、バドミントン・総合運動のそれぞれが1クラブで活動をしている状況でございます。

また、クラブが円滑な運営を維持していくためには、学校側と保護者側が相互理解を得ながら連携を図ることが必要不可欠であります。より良い関係が今後も継続できますよう、学校施設を優先的に確保する活動場所の支援、施設使用料免除の支援及びクラブ運営費補助金や大会出場補助金による支援など、今後も継続してまいります。

なお、文化系部活動は、現在4校で音楽関係の活動を行っています。活動は、学校職員が中心となって行っているのは1校、残り3校は外部の指導者が中心となって行っている状況です。

- 10番（溝見友一君） 分かりました。学童スポーツクラブの指導者に対して研修等が行われているのか。最近いろんな部活動指導者のことで、たまに耳にすることがあります。暴言を吐いたり、子どもたちを威圧したりという言葉が最近ちょっと多く聞こえてくるので、そういった意味でも、学童スポーツクラブの指導者の研修等はちゃんと行われているのかを質問させていただきます。

- 教育部長（豊住 章君） 社会体育へ移行した令和元年度から、県の総合型クラブ及び本市の総合型クラブとの連携により実施しているところですが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、残念ながら実施には至りませんでした。なお、本年度は、新型コロナウイルスの状況次第ではありますが、可能な限り実施の方向で

考えております。

○10番（溝見友一君） このコロナ禍だからこそやっていただきたい。最近報道等でもよくあります。昔の恋人を殺したとか、妻を殺したとか、子どもを殺したとか。これは最近多く感じられるのは、やはりコロナ禍のストレスも1つの原因だというふうにも言われています。そういった中で、やはり大事な子どもたちを預けて指導をお願いしているコーチ、監督等に、できるときにしっかり講習等をやっただいて、守るべきこと、指導すべきこと、特に教育長はその分野に対しては長けていると思いますので、その辺をしっかりとやっていただきたいと要望しておきます。

（2）6月の答弁で、本市の中学校部活動は57あり、37人の外部指導者にお世話になっているとありました。現在の状況について、6月から変わったことがあるのか質問します。

○教育部長（豊住 章君） 6月議会で述べましたとおり、中学校の部活動数は57で、37人の外部指導者にお世話になっております。現在のところ、変化はあっておりません。

○10番（溝見友一君） 外部指導者は増えていないとのことでした。小学校のときのクラブが16クラブで指導者が47、しかもほとんどが先生以外の方でやられていると。中学校は、小学校の3倍以上の部活動の数で57の部活動があります。外部指導者が37人、今のうちからコーチ、監督等の募集をするべきではないかと考えます。

（3）今後、外部指導者の公募をどのように考えているのか、いつからやるのか。令和5年からの中学校部活動での外部指導者の公募をどのように考えられているのか。また、いつから公募するのかを改めて質問します。

○教育長（平岡和徳君） それでは、まず部活動改革についてお答えいたします。

昨年9月に文部科学省から、学校と地域が協働・融合した学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の概要が提示され、今年度は休日の部活動の段階的な地域移行に向けた全国各地の拠点校、各都道府県ごとに市町2か所、熊本県は南関町と長洲町になっております。そこで実践研究が進められているところであります。

また、スポーツ庁では令和3年10月7日に、有識者による運動部活動の地域以降に関する検討会議の第1回目が実施されました。今後、1、2か月に1回のペースで会議が開催されまして、来年の7月をめどに提言を取りまとめる方向でありますけれども、検討事項が多岐にわたるために、7月以降も引き続きの会議が開催され、最終提言としては令和4年度中に提出される方向で進められています。

本市としましては、県や国の研究成果や課題を見極めながら、活動時間の適正化の推進や、地域スポーツ・文化環境の整備推進を図りながら、生徒にとって望まし

い部活動の環境、これは当然議員おっしゃる外部指導者等の数にもありますけれども、こういったものの構築を丁寧を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、外部指導者公募の時期につきましては、現段階では国県の動向が明確になっておりませんので、教育委員会としての外部指導者の公募は難しい状況だというふうに感じております。

○10番（溝見友一君） 今の答弁で、国県の動向を見ながらと分かります。しかし外部指導者の公募を早くしておかなければ、いざ動き出すときに混乱を招くのではないかと心配しているところです。是非、早く指導者確保の対策を取ってほしいのですが、再度お願いします。

○教育長（平岡和徳君） ありがとうございます。我々も大変危惧しているところであり、今後は繰返しになりますが、県または国そして今拠点になっております市町の状況をしっかりと注視しながら、それぞれの各学校の実態に合わせた対応の内容を積極的に進めたいというふうに考えております。今の時点のその一環としてできることは、現在の外部指導者37人の方々への意向調査、これは今後地域移行そして形態が変わる中で、休日の部活動の段階的な地域移行になったときに、改めて指導者として継続していただけるか否かといったものについては、学校を通して実施できるのではないかとこのように考えております。

○10番（溝見友一君） 分かりました。このことはやはり慎重に国も県もいろいろ審議をしながら、協議しながら進めていかれているんだなというのは、今で本当によく分かりました。でも市の方で動きづらいのであれば、外部指導者については学校に相談に行けばよろしいのかを御質問させていただきます。

○教育長（平岡和徳君） 今、議員が話をされたとおり、各学校における部活動につきましては、校長を中心とした責任体制の下、各学校において計画実践する教育活動でありまして、それぞれの学校の指導方針に沿って行われている今の実態であります。したがって、外部指導者につきましては、学校現場における状況により判断されるものと考えているところです。どうぞよろしく願いいたします。

○10番（溝見友一君） 分かりました。私の話も外部指導者がいらっしゃる前提で話しているわけではないので、学校の方にそういった相談ができるということをごきこではっきり言っていただいたのは、すごく分かりやすく助かるかなと思っています。しかし、市民にその外部指導者が欲しいんですよということを伝えることが、方法論とするならなかなか難しいのかなと思いますので、その辺は各校長先生と地域で話し合っただきながら、こういった状況があるということできっと地域の人たちに伝えていただければ、その中から私がまずお手伝いしますよ、少し子どもたち見させてくださいよということから始まっていきながらスタートしていけば、

2、3年後には、では私が責任持って監督やります、私がコーチをやりたいですという人たちが増えていって、これで地域が育てたチームづくりができて、本当に子どもたちが安心したスポーツ環境が整ってくるかと思っておりますので、その辺を注視しながらやっていただきたいと思っております。私の方もしっかり見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(4) 松橋中学校の建て替えについて。先日の大村議員の質問と答弁で、松橋中学校の校舎の建て替えを検討していくとありました。先々のことを考えた設計を望んでいます。運動場では、野球部、サッカー部、陸上部、ソフトボール部、ハンドボール部がせめぎあいの中で使用しています。非常に危険です。これは前の議会でもお伝えしたと思ひます。運動場の利用について利用方法を考えていただきたいと思ひます。市に質問します。

○**教育部長（豊住 章君）** 松橋中学校のような大規模な学校になりますと、部活動の種目や部員数が多くなることにより、運動施設が不足し、思うような活動ができない場合が想定されます。

部活動は、学校教育の一環として学習指導要領に位置付けられた活動になりますので、現状の部活動を考慮した施設や部室等を整備することになります。しかしながら、現状の活動状況や活動スペース等を考慮すると、部活動を安全に行うためのグラウンドの確保はできない状況にあります。

ほかの中学校では、広いコートが必要な運動部活動は、近隣の社会体育施設を使用している学校もありますので、部活動の顧問である教職員間で協議しながら、活動中の事故防止等を念頭に、学校施設及び社会体育施設の使用を検討してまいります。

○**10番（溝見友一君）** 実は先ほどの話とも合うんですけども、部活動が令和5年から移行して動き始めるという話で、その後に令和6年なのか、7年なのか、8年なのか、9年なのかでしっかりとしたスタートを切られるというふうに理解をしていますが、このときに松橋中学校の建て替えが行われるときに、本当に大変なことになるのかなど。その建て替えがもちろん急に決まることではないかもしれませんが、そういった意味でも、この大事な時期に建て替えと部活動移行ということは、やはりしっかりした場所の確保等をやらないと、もうこっちを解体するときには運動場が使えない。ではどこに行かなければならない、移動しなければいけない、そういったことも今のうちからしっかり考えていただいて、中学生の皆さんが部活動をやりやすい環境を続けていただいて、より良い環境づくりをしていただければ本当に願っていますので、よろしくお願ひしておきます。

続きまして、4の質問に入らせていただきます。本市の排水、内水対策について、

(1) 排水、内水対策のビジョンについて。本来ならば、先ほども言いました不知火海湾奥の改善・改修が必要だと考えます。しかし、先ほども述べましたが、なかなか進むのは感じられません。今できることを考えて、雨水ポンプ場を造る3地区以外にも浸水被害は起きている。その地区の内水対策について示してほしい。これまで農地であったところも宅地開発が進んできており、水田で貯水していたものが、雨水をためることなく水路に流れ、浸水被害が広がっている地区についても、内水対策が必要ではないかを質問させていただきます。

○上下水道局長(木見田洋一君) それでは、排水・内水対策のビジョンについてということで、現在進めております雨水対策事業の概要を踏まえてお答えいたします。

近年、雨の降り方の局所化、集中化また激甚化により、全国的に豪雨による浸水被害が発生しております。

本市におきましても例外ではなく、気候変動の影響等を考慮した浸水対策の取組が必要であることから、平成30年度より国の交付金を活用し、下水道区域内における雨水事業に取り組んでおります。

事業の実施にあたっては、浸水対策を実施すべき区域を明確化し、期間を定めて集中的に実施することが求められ、この選択と集中の観点から、本市におきましては、令和2年度に宇城市雨水管理総合計画を策定し、令和12年度までに3地区への雨水ポンプ場整備を予定しているところでございます。

この計画策定にあたって、これまでの浸水実績やシミュレーションによる浸水しやすさといった浸水リスクと、資産集積度や人口密度などの都市機能がどれだけ集積されており、浸水した場合どの程度の被害が出るのかを重ね合わせて、地区ごとの優先順位を決定いたしております。

また、浸水する要因の解析の結果、大雨による河川の水位上昇に伴い、水路から河川への排水が行えていないことも判明いたしました。このため、雨水ポンプ場の整備を決定いたしましたところでございます。

今回対策を行う区域以外につきましても、浸水リスクについては把握を行いました。が、全ての浸水被害を解消するためには、多額の事業費が必要となり、事業経営また市全体の財政運営上、大きな負担となってまいります。

このため、必ずしも浸水解消だけを目的とするのではなく、道路冠水等の許容など、浸水軽減を目標とするということも視野に入れながら、効率的・効果的な観点を踏まえ、対象地域の把握また緊急性・必要性に応じた段階的な対策を検討していきたいと考えております。

なお、雨水管理総合計画につきましては、常に雨水整備や河川整備の進捗状況及び社会情勢の変化並びに浸水被害状況などを点検しまして、計画と実情に大幅なか

い離が生じた場合は、速やかに雨水管理総合計画の見直しを行うものとされております。

このため農地の宅地開発などにより、雨水の流れ方が変わったなどした場合は、再度、優先順位や対策方法の計画見直しが必要になってくることも考えられます。

○10番（溝見友一君） 本当に本市は、決して対策や調査、整備を怠っているとは私は一切思っておりません。逆によくやっけていただいているというふうに私は理解しているところです。しかしながら、近年になって松橋地区の住宅開発がさらに進み、加えて豪雨の多発化が起き、今までと状況が変わってきているということは、もちろん理解していただいていると思っております。

（2）治水・遊水地の考え方はあるのか。現在、松橋町の中心部において、以前よりも水害に遭いやすい地区がある。近年も農地の宅地化の進行が著しく進んでいる。気候変動により今後ますます水害のリスクが高まるため、地域住民は不安である。水害対策としてほかの自治体は貯留する施設を設置しているが、宇城市の考え方はどうか質問します。

○土木部長（梅本正直君） 三角議員への御答弁と一部重複いたしますが、少しでも水害を軽減するための対策として、1つ目に雨水の流出量を抑制する、2つ目に雨水を一時貯留して一度に流出する時間をずらす、3つ目に河川を拡幅・しゅんせつするなどして早く流すことで河川の負担を軽減し、水害のリスクを減らすことが現在行われておりますハード整備です。

遊水地について他県では河川の堤防を片側だけ低くして、豪雨時に一時的に河川水を取り込み、河川水位の上昇を低減し、洪水を防ぐ目的で建設されております。市といたしましても、限られた河川幅の中で、河川の氾濫を防ぐためには、一時貯留することは洪水対策の1つの方法であることは認識しております。河川の洪水を調整することで河川に係る負担を軽減することができます。

先ほども三角議員の答弁でお答えしましたが、国においては今後の水害対策の指針として流域治水の考えが明示されました。これは前述しました、これまで主体となっていた3つの対策に加えて、官・民協働により河川の流域全体で貯留して、一度に河川に流れる量を減らす取組です。

ため池などの施設を利用したハード整備、またリスクの低いエリアへの居住誘導など被害対象を減らす取組などです。

今年度から、宇城管内の中小河川につきましても、流域治水プロジェクトを県や行政各関係機関と連携、協力して策定することになりました。その中の作業において、これから各関係機関と連携し、どのような内容の補助の制度設計がなされていくのか、またどのような整備が望ましいのか、総合的に判断していきたいと思っております。

おります。

現在、市で行っている排水対策事業としましては、令和2年度に大野地区排水機場の機能向上のため、ポンプ増設工事を実施しました。また、今年度は浅井手川中流及び旧大野川しゅんせつ工事も実施しております。浅井手川下流におきましても現在契約も完了し、しゅんせつ工事の準備を行っております。また、住宅密集地内の排水不良の改善のため、水路整備事業も着手しております。

県においては、令和24年頃までの計画で、大野川及び明神川の河川改修工事が進められております。

現在実施中の河川改修工事としゅんせつ工事の早期完成を要望するとともに、遊水地などの必要性の検討も県へ要望しながら、本市が安心・安全なまちとなるように治水計画の策定を行ってまいります。

○10番（溝見友一君） 先ほどの答弁にありました流域治水プロジェクトの策定にすぐ期待しています。重複になると思いますが、大野地区の排水機場の機能向上、浅井手川中流・旧大野川のしゅんせつ工事、さらに浅井手川下流のしゅんせつ工事が行われると答弁でありました。数多くのしゅんせつをしていただくのは、近年にはまれにみる感じだと、本当に私は土木部に感謝を申し上げたいと思います。さらには県においても大野川、明神川の改修工事が進められると聞き、早期完成と遊水地の必要性も県に要望をよろしくお願いしておきます。

（3）ポンプアップだけでは限界があるのではないか。雨水ポンプ場から河川へ排水しても、河川が溢れる可能性もある。また、ポンプ場に流れるまでの水路が小さく、そのすぐ横に住宅が建ち並び、水路の拡幅もできないような地域も存在します。そういった地区の排水対策はあるのか質問します。

○上下水道局長（木見田洋一君） 排水対策についてお答えいたします。排水対策のうち排水路や雨水ポンプ場の整備といったハード対策については、効果は大きいものの多額の費用と整備期間を要することや、想定を超える雨量の場合には、被害を食い止められないといった面も考えられます。また集中豪雨による浸水は短時間で発生するため、被害の軽減を図るためには家庭や地域でも災害に対する備えを怠らない、いわゆるソフト対策も大変重要になってくるかと思えます。

このソフト対策の1つとしまして、本市において公表しております、内水浸水想定区域図や内水ハザードマップを活用した水害発生時の迅速な避難経路の確認や、日頃の予防対策を心掛けることが大切だと思っております。また、御家庭や各地域でもできる取組といたしましては、浸水しやすい土地については、あらかじめ土のうや止水版等を準備して、浸水被害の軽減を図ったり、各家庭への雨水浸透枳や貯留槽などの雨水貯留浸透施設を設置し、水路等への雨水の流入量を減らすといった

取組も考えられます。各家庭でためられる雨水の量は少ないかもしれませんが、設置された戸数が多くなれば、水路等への流入量の減少、また浸水対策としても大きな効果が見込まれると思います。また、浸水被害の軽減に向けては、先ほど土木部長も申しあげました流域治水プロジェクトの動向も踏まえ、今後も自助・共助・公助の考えに基づき、市で行う対策また市民や事業者の皆様の協力による対策など、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策について、研究また推進を図っていきたいと考えております。

- 10番（溝見友一君） 先ほど答弁でありました各家庭の貯留槽設置、浸水対策として効果的だと私も考えます。普段はその水をトイレ等で使用し、災害のときには水の確保ができます。補助があればと考えます。遊水地を浅川と大野川の流域につくることが、最大の効果を生む対策だと私は考えています。費用対効果としては、安心して住宅開発ができれば人口の増加も望めます。さらには商工業の潤いにも寄与されると考えます。

あちらの画面で映し出されているものが、鶴見川の多目的遊水地となっています。ちなみにここが鶴見川、こちらが鳥山川と鶴見川の間はこの多目的広場が広がっています。先ほど三角議員も言われましたこちらの部分が日産スタジアム、こちらが練習場となって、実際宇城市にこんな施設が必要なのかというのは、私ももちろんこんなに大きくはならないと思っています。本当にこの部分ですね、この部分の遊水地計画を立てていただきながら、ここに普段は公園として運動場として、野球場として、サッカー場として、テニス場として使える施設ができれば、本当にこんなまちに住んでみたいな、こんなまちでよかったなと思えるような施設ができるのではないかと期待をしているところです。

すみません市長、1回も答弁させずに申し訳ないと思っていますので、よかったら一言お願いします。

- 市長（守田憲史君） 溝見議員の要望にお応えして、今排水ポンプを3か所、40億円相当を進めているところでございます。まずはそこをきちんと進めることが肝要かと思えます。

- 10番（溝見友一君） 内水対策・排水対策というのは、何が一番正しくて、何が一番いいのかと言ったら、実は本当は分からないところだと思っています。本来ならば最初に述べましたように、不知火海湾奥のしゅんせつ、今実際皆さんも御存じだと思いますが、海面より地面が下がって逆転しているというのは、どう考えても水の流れが悪くなっている。それを直していただくのが一番だと思いますけども、なかなかこの事業が進まない理由の1つとすれば、余り大きな声では言えないですけども、県の方は八代海の再生を望んでおられます。宇城市は不知火海湾奥のしゅ

んせつ、これは逆行する考え方ということでなかなか進まない。その中で進まなくて、それでいいのかと言いますと、もちろん要望は続けていかなければならないんですけども、その代替案として、私は多目的遊水地というのは必ず必要で、必ず将来の宇城市にとってプラスになる事業だと考えますので、引き続き表現してまいりたいと考えています。

これにて質問を終わらせていただきます。

○議長（園田幸雄君） これで、溝見友一君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中ではありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後2時45分

第 4 号

1 2 月 6 日 (月)

令和3年第4回宇城市議会定例会（第4号）

令和3年12月6日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 一般質問 |
| 日程第2 | 議案第75号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第3 | 議案第76号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第4 | 議案第77号 | 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第78号 | 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第79号 | 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議案第80号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第81号 | 令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第82号 | 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第83号 | 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第84号 | 宇城市立図書館条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第85号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（宇城市立中央図書館等中規模改修工事） |
| 日程第13 | 議案第86号 | 指定管理者の指定について（宇城市老人福祉センター） |
| 日程第14 | 議案第87号 | 指定管理者の指定について（宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター宇城市小川文化ホール） |
| 日程第15 | 諮問第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（渡辺 洋介氏） |
| 日程第16 | | 休会の件 |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

2番 永木 誠 君

3番 山 森 悦 嗣 君

4番 三角 隆史 君
 6番 高橋 佳大 君
 8番 大村 悟 君
 10番 溝見 友一 君
 12番 五嶋 映司 君
 14番 河野 正明 君
 16番 河野 一郎 君
 18番 入江 学 君
 20番 中山 弘幸 君
 22番 岡本 泰章 君

5番 坂下 勲 君
 7番 高本 敬義 君
 9番 福永 貴充 君
 11番 園田 幸雄 君
 13番 福田 良二 君
 15番 渡邊 裕生 君
 17番 長谷 誠一 君
 19番 豊田 紀代美 君
 21番 石川 洋一 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川 康明 君 書記 桑田 祥一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田 憲史 君	副市長	浅井 正文 君
教育長	平岡 和徳 君	総務部長	天川 竜治 君
企画部長	西岡 澄浩 君	市民環境部長	杉浦 正秀 君
健康福祉部長	岩井 智 君	経済部長	黒崎 達也 君
土木部長	梅本 正直 君	教育部長	豊住 章 君
総務部次長	元田 智士 君	企画部次長	坂本 優子 君
市民環境部次長	森下 功治 君	健康福祉部次長	植野 修 君
経済部次長	浦田 敬介 君	土木部次長	平木 恵一 君
教育部次長	井住 寿宏 君	三角支所長	梅田 徳久 君
不知火支所長	岩竹 泰治 君	小川支所長	木下 義明 君
市民病院事務長	坂井 明人 君	上下水道局長	木見田 洋一 君
会計管理者	井澤 ふさ子 君	監査委員事務局長	松川 弘幸 君
農業委員会事務局長	白木 太実男 君	財政課長	米田 年宏 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（園田幸雄君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、3番、山森悦嗣君の発言を許します。

○3番（山森悦嗣君） 皆さん、おはようございます。議席番号3番、会派彩里、山森悦嗣でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。1つ目は、国道218号について、2つ目は交通安全対策について、3つ目は環境整備について、そして4つ目は誉が丘公園整備について質問させていただきます。

それでは1つ目の国道218号について、（1）国道218号4車線化についてお伺いします前に、昨年11月24日、国道218号整備促進期成会設立に御尽力いただいた守田市長はじめ、関係いただいた方々に深く感謝を申し上げます。それでは質問に入らせていただきます。国道218号は、松橋インターに接続される重要路線であります。インターチェンジから豊野町に向かう路線においては、萩尾交差点から豊野側は2車線となっております。豊野町にとっては基幹道路でもあることから、地元としては災害時の緊急道路として利用も見込まれることから早期の4車線化を期待しているが、市の考えをお尋ねします。

○土木部長（梅本正直君） 国道218号は、熊本市中央区水道町交差点を起点とし、宮崎県延岡市昭和町交差点を終点とする総延長138.4キロメートルの九州を横断する重要な幹線道路であり、熊本県及び宮崎県によりそれぞれ管理をされている一般国道です。

当該道路は、宇城市のみならず、熊本県及び宮崎県の広域的な地域活性化に重要な役割を担っている道路と認識しております。災害時には、建設中である九州中央自動車道とのダブルネットワークの一路線として、支援や受援のために宮崎県とを結ぶ連絡道路としての広域的な役割を担いつつ、県内においては、宇城地域及び上益城地域の拠点である地域振興局間を結ぶ連絡道路として、一次緊急輸送道路に位置付けられている道路です。

そのような中、本市においては、昨年11月に国道218号整備促進期成会を設立しました。期成会では、地域住民の防災や生活改善並びに地域経済発展への効果を念頭に、松橋町萩尾交差点から主要地方道小川嘉島線交差区間について4車線化整備計画を決定し、早期に整備着手を図ることを要望事項として決議し、要望活動

を行っております。

今後とも、期成会活動を通し、引き続き国道218号の4車線化整備要望に取り組んでまいります。

○3番（山森悦嗣君） ただいま答弁にあった一次緊急輸送道路とはどのような道路か。また、期成会活動について、具体的に市としてどのように考えているかをお聞かせください。

○土木部長（梅本正直君） 先ほどの答弁と一部重複しますが、緊急輸送道路とは、地震などの災害直後に必要な緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路です。高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、並びにこれらの道路と都道府県知事が指定する指定拠点を相互に連絡する道路を県が指定しております。

その中で一次緊急輸送道路とは、県庁や各広域本部及び八代市や玉名市などの地方生活圏中心都市の市庁舎並びに熊本港・八代港・三角港の重要港湾を指定拠点として、それらを結ぶ道路として指定されており、国道218号も一次緊急輸送道路に該当しております。

二次緊急輸送道路とは、それに準じる道路で、一次緊急輸送道路の指定拠点以外の市町村役場と一次緊急輸送道路と結ぶ道路で構成されております。

国道218号の要望活動については、他期成会の実施例を見ますと例年1月から3月にかけての実績が多く、国道218号整備促進期成会も同様の時期に、熊本県に対し、要望活動を実施したいと考えております。

また、来年度以降も、秋には総会を開催し、年明けに要望活動を行うなど、継続的に期成会活動を通し、国道218号の4車線化及び拡幅改良の要望に取り組んでまいります。

○3番（山森悦嗣君） 答弁の中で、緊急輸送道路は地震などの災害直後に必要な緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路で、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、並びにこれらの道路と都道府県知事が指定する指定拠点を相互に連絡する道路を県に指定されているとのことでしたが、熊本地震の影響で、一時的ではありましたが、国道218号が通行止めになった経緯があります。そういうことを踏まえて、今後熊本県に対し要望活動をしていく上で、このことも取り入れて要望活動をしていきたいと考えております。先月、11月24日、25日、参議院会館そして総務大臣室において要望活動を行ってまいりました。国道218号の4車線化と拡幅改良が、私自身金子総務大臣のお言葉をお聞きする限り、早期に実現するよう感じたわけであります。今後は、なお一層地元が盛り上がっていくよう、未来のために私自身も頑張っていきたいというふうに考え

ております。

それでは、次の（２）国道２１８号の交差点についてお伺いします。

○**土木部長（梅本正直君）** 国道２１８号の主要地方道小川嘉島線交差から美里町方面においては幅員が狭く、双方が大型車とのすれ違い時に危険と思われる橋りょう区間や交差点等が存在します。

先ほど申し上げましたが、国道２１８号整備促進期成会においては、主要地方道小川嘉島線交差から豊野町糸石までの区間のうち、幅員狭小箇所については拡幅改良を図ることとして、松橋町萩尾交差点から主要地方道小川嘉島線交差点までの４車線化の要望と併せて、安全・安心な道路が整備されるよう同様に要望を行っております。

今後とも、道路管理者である熊本県に対して、国道２１８号の４車線化及び狭小区間の拡幅改良整備についての要望に取り組んでまいります。

○**３番（山森悦嗣君）** 国道２１８号の新山崎橋は、昭和３８年に開通しており、５６年が経過しております。当時は大型車同士の離合も問題なかったと推測しますが、新山崎橋を大型車同士がすれ違うときにどちらか片方の大型車が停止している状態です。交差点の右折レーンも無いところもあり、また狭い箇所もあり交通事故の心配のおそれもあります。松橋町萩尾交差点から小川嘉島線までの４車線化要望区間２．６キロメートル、小川嘉島線交差点から豊野町糸石までの拡幅改良要望区間１．１キロメートルの早期整備着手ができるように、今後も熊本県、国に要望活動を行っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いしておきます。

次に、２番目の交通安全対策についてお伺いします。（１）豊野小中学校前の大型車の通行量が増えていることに質問させていただきます。豊野小中学校前の市道において、近年大型車の通行が増えているように感じるが、現状の通行量についてどのように考えておられるかお伺いします。

○**土木部長（梅本正直君）** 通行量に関する具体的な数値については、調査を実施していないことから把握できておりませんが、豊野小中学校の前の市道山崎・宮川線に限らず、豊野支所周辺の幅員が広い市道陣・森ノ木線や巢林宮川線などにおいて、大型車通行の増加が見られるようです。

美里町方面から九州縦貫自動車道とのアクセスは、これまで国道２１８号を經由し、松橋インターチェンジへアクセスされていたものが、宇城・氷川スマートインターチェンジが供用開始されてからは、国道２１８号から主要地方道小川嘉島線を經由し、宇城・氷川スマートインターチェンジへアクセスできる選択肢が増えたことにより、一部通行が分散される中で、道路改良されて一定の幅員がある豊野支所周辺の市道を通行する大型車が増えたことによるものと考えられます。

さらには、高速道路利用車両だけでなく、小川町の国道3号と主要地方道小川嘉島線の接道箇所付近の道路改良が行われたり、熊本地震の際の国道3号渋滞回避の影響も重なり、小川嘉島線経由でのアクセス導線が認知され始めたことも大型車通行量増加の一因として考えられます。

○3番（山森悦嗣君） 大型車の通行量に関する具体的な数値は、調査を実施していないことから把握できていないとのことですが、私自身も詳しい調査をしているわけではありませんが、豊野小中学校周辺やその道路沿いの住民の方々から、宇城・氷川スマートインターチェンジが供用開始されてから、大型車が増えたと言われております。道路の端にあるマンホールの上を大型車が通っていくと、すごい振動がして家がきしむと言われ、当然大型車が通行することで道路も傷んでくるとおられます。県道はもちろんですけれども、市道の方でも一部そのような状況が見受けられ、舗装されている部分もあります。今後そういったことも鑑みて、どのような対策ができるか、この件を踏まえて次の質問に移らせていただきます。

（2）児童生徒の通学時の交通事故が危惧されるが、その対策についてお伺いします。

○土木部長（梅本正直君） 登下校時の児童生徒の安全確保については、近年社会問題になっており、先ほどの答弁のとおり、豊野小中学校周辺の市道は、以前と比べて、大型車通行の増加が見られます。

交通安全対策として、現在継続的に実施しておりますのは、カラー舗装などの歩道空間を確保するハード対策です。そのほかの対策としましては、速度規制を設けたり、登下校時間に限定した大型車の通行規制をするなどのソフト対策が考えられます。

具体的な対策にあたっては、地域住民や学校関係者からの意見聴取はもとより、交通管理者である警察署など関係機関との協議を行いつつ、対応を検討する必要があります。

○3番（山森悦嗣君） 3つほどの対策があるとお聞きしました。そこで、対策を実現するためにも、毎年8月に教育委員会、県警、学校ほか関係者での危険箇所点検を行っている聞いていますが、大型車の増加で危険性が高まっている地点で点検し、改善策の検討をお願いします。また、宇城市内の、特に学校周辺の道路やそのほかの箇所についても同様の取組をお願いしておきます。この交通安全対策の答弁は、土木部所管ではありましたが、これは教育部も関係するかと私は思っております。どうか児童生徒のため、どちらの部署もよろしく願いしておきます。この答弁は求めません。是非来年の8月に、そういう場所があると聞いておりますので、学校長あるいはPTAも、毎年変わっているところもあるかと思えます。なかなか状況

をつかめずに、言葉は悪いですけどそのままずるずるいっているような感じがしておりますので、そういった点も今後踏まえて、行政の方からその時期をにらんで対策を打っていただきたいというふうに考えております。

続きまして、3番目の環境整備について伺います。(1)道路や公共施設管理作業員の配置人数や作業頻度の現状についてお伺いします。近年高齢化が進み、これまで行ってきた道路沿いや公共施設の草刈り作業ができなくなってきました。地区の公役などで草払いを行っているが、近年作業の参加者の減少もあり、以前の作業が保てなくなっているのが地区の課題となってきました。そのようなこともあり、最近市道脇や公園等の雑草の繁茂が見受けられると思います。市では、市道・公園等の管理作業は管理作業員で行っていると聞いております。

そこで、環境整備に関する質問の1つ目として、市道、公園施設の作業員の配置人数や作業頻度、運用状況についてお尋ねします。

○**土木部長(梅本正直君)** 道路及び河川の維持管理作業員は、本庁土木課は4人で不知火町、松橋町、豊野町を担当し、三角支所は2人、小川支所2人の計8人の会計年度任用職員で市道及び河川等の補修、除草作業や管理パトロールを主な業務とし市内を巡回しております。また、人手を要する作業は、本庁、支所作業員が合同で協力し業務に対応するようにしております。

作業時間については、平日の水曜日除く4日間は9時から16時まで、水曜日は9時から15時までの週5日間作業にあたっており、毎朝、担当職員と連絡調整会議を行い、各方面の道路パトロールや補修作業等を行っています。

市道路線の増加に伴い、補修箇所も年々増加しニーズも高まっており、近年は各地域で高齢化により、従来地域で行っていた道路沿いのり面の草刈り作業なども若手不足で実施できず、作業員に要請される作業量は増加しております。

また、公園及び市営住宅の維持管理作業員は、都市整備課に2人配置されており、公園62か所及び市営住宅1,400戸余りの敷地内の除草作業等が主な業務内容で、8時半から17時15分までの週3日作業にあたっており、毎朝、都市整備課職員が作業内容の調整し、作成したスケジュールに従い公園及び住宅の維持管理を行っております。

近年は、市営住宅入居者の高齢化により自室周辺の軽作業もままならず、作業の要請が増加している状況です。さらに、災害復興住宅の建設等により管理戸数が増え、維持管理作業の要請も増えている状況でございます。

○**3番(山森悦嗣君)** 計8人の会計年度任用職員で、市道及び河川等の補修、除草作業及び管理パトロールを主な業務とし市内を巡回されているとのことで、また、人手を要する作業は、本庁、支所作業員が合同で協力し、業務に対応されると答弁が

ありました。改めて宇城市内の維持管理に努めていただいている方々に、心から敬意を表したいと思っております。近年、夏場の気温も33度、34度という中で作業をされていて、大変御苦勞もあるかと思えます。また大雨等で側溝あたりにも土砂がたまっていく、そういった中での大変な作業かと認識しております。その方々がおられるから、現状の景観が保っているかと存じております。また、復興住宅も増えてきている中で、そういったところも作業員の作業する場所が非常増えているように感じているわけであります。

こういった中で、次の質問に入るわけでありますけれども、私はそういった現在何人おられて、どういう体制でされているか、今回の質問で理解したわけでありませぬ。次の質問が、豊野支所に常駐していただけないかという質問でありましたけれども、この質問を聞いた上で、改めて次の質問に入りますが、現在豊野支所には常駐の作業員がいないようですが、豊野支所に常駐作業員の配置を検討していただきたい。もしできないのであれば、本庁の方に作業員を増やしてもらえないかお尋ねします。

○**土木部長（梅本正直君）** 現在、豊野支所に常駐の作業員はおりませんが、道路及び河川の維持管理作業は、本庁の土木課に管理作業員を4人配置しておりまして、不知火町、松橋町、豊野町の担当となり、この4人により各地域を巡回し作業を行っております。

また、先ほど申し上げましたとおり地域の高齢化等により、公役等での草刈り作業が困難な地域もあり、管理作業の要請も増加傾向にあることから、作業量の増加は認識しております。

豊野支所への作業員の常駐や増員の要請についてでございますが、現在の状況を詳細に把握しまして、これまで以上に本庁と各支所間の作業員との協力体制を構築して、効率的な作業ができないか検討し、作業スケジュールの管理を行ってまいりたいと考えております。

○**3番（山森悦嗣君）** 今後検討して、作業スケジュールの管理を行っていただくとのことで、くれぐれも作業をされている方々の負担だけは避けていただきたいと思っております。

最後の質問になりますが、4番目の誉が丘公園について。誉が丘公園は小学校時代、小学校1年生の歓迎遠足が行われていた思い出があります。春は桜、夏は新緑、秋は紅葉と風光明媚な公園として地元の憩いの場所となっております。この公園をアクティビティな場所として活用されることで、アグリパーク豊野に立ち寄られる市外客が増えるような公園整備ができれば、地元が活性化するのではないかと考えます。

また、近くにはウキウキパークがあります。スケートボード、スノーボードの両方の施設があるのは、九州ではこの場所だけだと言われておられました。今年は特に東京オリンピックが開催され、スケートボードで日本人の活躍もあり、週末は九州全域から来られていると話をしておられました。週末あの道沿いに、車がほとんど満車でとまっている状況であります。大変にぎわっているように感じております。そのにぎわっているところでウキウキパークには、ログハウスの大人4人までの1棟、グランピング1棟、日帰りログハウス・グランピング利用1棟の宿泊棟があり、週末はほとんど宿泊施設が埋まっているというふうに言うておられました。宿泊できない方には断っている状況ですとのことでした。

話は変わりますが、私が東京宇城市会の2回目に参加したときだったと記憶しております。その時、豊野町出身の方が来られて、その方は、私も初めてこの会に出席するというふうに言うておられました。その限られた時間の中でその方と話す中で、今は時間もありません、ゆっくり豊野町の文化財を見て回りたい。ただ、親戚のところもありますけれども、親戚の家は何日も泊まっておくわけにもおられない。せつかく時間もあるということで1週間、2週間ぐらいゆっくりこちらに泊まって、豊野を含め、熊本地震の後の熊本城の風景をどうなっているのか見てみたいと、そういった感じで話している中で、私がその後帰ってから空き家等を探し、何軒かあたってみたんですけども、なかなか空き家を貸していただくところもなく、ただただ2年が過ぎたわけでありまして。その間、どこかでそういった場所ができないかと思ひ、もちろんその方たちは自分たちで自炊もするし、そして友だちといろんな話ができたらいいな、是非そういう場所が豊野にできないんですかというふうに言われたので、そういうことをずっと今日まで考えてきたわけでありまして。そういったときに、誉が丘公園にそういった施設、宿泊ができるようなキャンプ場といひますか、長期滞在もできるような施設ができないか、これは守田市長に伺ひ、意見を聞きたいと思ひますけれども、よろしくお願ひします。

○市長（守田憲史君） 豊野町の振興策については、過疎計画などを含めた様々な角度から検討を進めております。誉が丘公園は、市立公園であることから法的な整備も必要ですが、山森議員の要望を受け、仮設住宅の移設と併せた整備として、まだ未定で正確ではありませんが、キャンプ施設、バンガロー等の施設を建設いたします。

○3番（山森悦嗣君） 豊野地区の振興において、この整備が起爆剤となると思ひます。是非とも誉が丘の公園整備の実現をよろしくお願ひしておきます。

誉が丘公園には忠霊塔があり、熊本地震で損壊し、新しく平成30年に復元してあります。今後そういった施設ができてたくさんの方が訪れていただいて、あの場所を見てもらうと分かるとおひ、豊野町の出身の何百人の方の名前が刻んでありま

す。そういった戦争で戦った方々の慰霊をまつてあるわけでありませけれども、二度と今後戦争のない時代をこれからの時代の子もたち、未来のためにも築いてもらいたいという私の思いで、あの場所を考えたわけでありませ。そういった意味でも今後よろしくお願ひませ。

大分時間が余りましたけれども、これで私の一般質問を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、山森悦嗣君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩ませ。

-----○-----

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開ませ。

18番、入江学君の発言を許ませ。

○18番（入江 学君） 18番、新志会、入江です。これまでの質疑の中で重複するところもありますが、執行部におかれましては真摯に明確な御答弁をいただきたいと思ひませ。10月に誕生した岸田内閣は、人口減少に歯止めがかからぬ縮む日本に危機感を強め、地方創生に関して地方創生大臣とまち・ひと・しごと創生大臣2人の閣僚を配して、地方を活気づける課題に取り組み、成長と分配を両立させ、好循環の下、所得を上げ、これまでの富裕層が潤えば低所得層に富が滴り落ちるといったアベノミクスのトリクルダウン論から決別をし、新しい資本主義を訴えられませ。その1つに、デジタル技術を活用した地方を活性化させるという柱の1つにしておられ、期待したいところでもありませ。

今日招集されるコロナ対策の経済対策浮揚策として、新たに55兆円を上回る支出計画を打ち出されておひませが、中長期的な展望で成長につながる賢い支出が求められているのではないのでしょうか。さて、我が国は御承知のとおり、少子高齢化社会の下、社会保障の持続性をどのように取るべきかといった大きな課題を抱えておひませ。宇城市の高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画でも示されておひませ、危惧される団塊の世代が75歳以上になる2025年から団塊ジュニアが65歳になる2040年、超高齢化社会での持続可能な介護体制について、厚労省が先般介護の日に発表された介護職員は、全国で32万人が不足すると発表をされませ。熊本県でも推計で8,400人余の職員不足と報じられておひませ。皆さん御承知のことと思ひませが、そこで不足するであろう宇城市の体制について、どのように対応し取り組んでいこうとされるのか、今後の様々な課題の中で、持続可能な介護体制について目指すべき方向性と具体的にどのように取り組み、職員不足に

よる支援策をお伺いいたします。

○健康福祉部長（岩井 智君） 入江議員の御指摘のとおり、2025年（令和7年）には、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となり、2040年（令和22年）には、団塊ジュニア世代が65歳以上に到達する超高齢化社会が目前に迫っております。

本市では、全国都市圏より早く高齢化が進行しており、合併した平成17年に25.5%だった高齢化率は、令和3年10月1日現在で34.4%と大きく上昇しております。高齢者人口がピークを迎える2024年（令和6年）の3年後には、高齢化率は35.6%に達すると推計されております。

このような状況から、団塊の世代が75歳以上となる2025年と、さらにその先の2040年を見据え、本市の介護保険制度体制を持続可能なものとして維持していかなければなりません。

先ほど入江議員の方から御紹介がありました、先月、11月10日熊本日日新聞紙面上で、11月11日の介護の日にあたり、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、介護職員が全国で約32万人不足するとの厚生労働省の推計値が掲載されております。

一方、熊本県の第8期介護保険事業支援計画では、介護人材確保と介護サービスの質の向上を柱の1つとして掲げられており、その中の県の推計で、2025年には介護サービスの提供に必要な職員は県内で2,249人が不足、さらに2040年には、県内で8,407人が不足するとの推計が出されております。

本市の高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画では、やすらぎと幸せを実感できる宇城市を基本理念としまして、基本目標で、介護人材の確保策として専門職が介護するだけでなく、地域で見守る支援体制などのための人材育成に取り組んでいく。また同時に、中学校・高等学校における体験学習の場の提供を支援し、介護現場を知る機会などを通して、高齢者が自分たちの住むまちで共に暮らしていくための方策について考える機会を創出すると、目指すべき方向性を示しております。

具体的には、宇城市社会福祉協議会において、地元小中学生や高校生を対象に、福祉施設における介護職場体験やボランティア活動のきっかけづくりを目的とした授業を実施しております。また、市と社会福祉協議会の連携の下、介護予防サポーター等のボランティア養成にも力を入れ、平成30年度から地域ごとに高齢者等の生活支援の体制強化策として、地域の見守り支援事業に取り組んでいるところであります。

さらには、介護職員等の処遇改善につきましては、平成24年度から介護職員の

処遇改善に取り組む事業所へ、賃金の改善を行う目的で処遇改善の加算を実施しております。その後、令和元年から処遇改善の加算に加え、介護職員等特定処遇改善加算が創設されております。

しかしながら、本市において介護職員の人材確保は、全国的な人口減少社会の中での重要課題の1つであり、インフラ整備のような即効性を求めるのは非常に厳しい状況にあることは認識をしております。

今後も持続可能な介護体制の仕組みづくりには、国や県の支援はもとより、介護保険事業の根幹となる介護職員や、地域のボランティアの確保と介護現場等の体験学習などを通して、福祉分野を職業として選択してもらえるような地道な人材確保の取組を継続することが必要であると考えております。

○18番（入江 学君） 明日は我が身であります。しっかりとした体制を構築していただきたいと思います。

超高齢化社会に突入する頃には、5人に1人が発症すると言われる認知症についてお伺いをいたします。昨年1月、国内で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されて、やがて2年になろうとしております。皆さん御承知のとおりであります。3密を避けるために高齢者の集まる機会がありません。地区サロンや百歳体操が自粛となっております。猛威を振るう新型コロナウイルス感染症に立ち向かう術は、ワクチン接種と人と人との接触を限りなく少なくする以外にないと言われております。元気な高齢者も2年近く、地域の集まりであるサロンや介護予防事業である百歳体操がない状況が続けば、体力だけではなく認知機能にも少なからず影響は出てくることと思われまます。

そこで、今後の年末年始にかけての第6波を見据えて、高齢者一人一人、各々自宅でもできる取組や認知症対策について、例えば、さしより野菜や認知症予防には十分な睡眠等、英国の公務員を対象に25年間追跡調査した統計があり、7時間以下の睡眠では130%、すなわち1.3倍のリスクが高まるとの結果が報告され、紹介されております。宇城市の御見解をお伺いいたします。

○健康福祉部長（岩井 智君） 本市では、宇城市地域包括支援センターと協働して認知症対策を実施してございまして、宇城市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画でも、引き続き重点事業の1つとして認知症対策事業を実施してございまして。

宇城市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画における在宅介護実態調査におきましては、介護認定者のうち3人に1人が認知症の症状があり、日常生活圏域ニーズ調査におきましては、介護認定を受けていない方のうち、約半数は認知症の予防が必要であるというような結果が出ております。

このことから、高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画の中の認知症に

なっても安心して暮らせるまちづくりの基本目標の中で、認知症の予防と共生を両輪とした総合的な施策の推進を重点的に取り組むこととしております。

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、地域交流の場である地区サロンや百歳体操といった高齢者等の通いの場が活動自粛となりましたが、本年9月末までのまん延防止等重点措置や、10月14日までの熊本県独自の医療を守る行動強化期間も解除され、全国的に感染拡大は収まりつつあります。しかしながら、入江議員御指摘のとおり、年末年始にかけての第6波を見据え、感染対策を万全に講じながら、通いの場での認知症対策も必要不可欠であると考えております。

新たな変異株を含む今後の新型コロナの感染状況次第では、再度、様々な活動が制限される可能性を考慮しなければならず、市ではコロナ禍の中でも、高齢者自身で意識的に取り組める介護予防に関する情報提供を行う必要があります。

まず、本市が推進するさしより野菜の啓発が生活習慣の改善につながり、ひいては認知症予防対策の1つとなり得ると考えております。また、睡眠不足が認知症リスクを高めるといった英国の研究結果も示されておりますので、生活リズムを整え、睡眠時間を確保することの重要性や先ほど申しましたさしより野菜の啓発など、高齢者個別に自宅で簡単に取り組める認知症予防対策も、今後も引き続き推進していくことが重要であると考えております。

○18番（入江 学君） 申し添えれば、このほかにも御承知のことと思いますが、歯周病予防のことあるいは70歳までに永久歯を20本以上確保することによって、認知症へのリスクが小さくなるという専門化の意見もあり、まだまだこのほかにも独自でできることを大いに活用させていただくことを、広く市広報等で市民の皆さんに発信していただければと思います。

次に、老夫婦、兄弟、姉妹、親子等、老老介護についてお伺いをいたします。近年一人暮らし、独居老人への見守りは、民生委員・児童委員等で実施されており、市民には広く認知されておりますけれども、老老介護つまり夫婦二人暮らし、親子や兄弟姉妹での介護疲弊で、地域とのコミュニケーション不足が孤独死を招いているとのことであり、社会問題化されておりますことは御承知のことと思います。

そこで、市としての目配り・気配りなどの配慮は十分行き届いているのかお伺いをいたします。

○健康福祉部長（岩井 智君） 直近の国勢調査の結果によりますと、全国的に一人暮らしの高齢者世帯が増えつつある中、本市では、国や県と比較してもその割合自体は低くなっておりますが、一定程度一人暮らしの高齢者世帯は増加傾向にあります。

このような中、現在一人暮らしの高齢者等を対象に、民生委員・児童委員の皆様や行政区長はじめ、地区老人会や地区消防団員の皆様方の御協力により、地道な地

域での見守り活動に御協力をいただいております。

令和元年の厚生労働省による国民生活基礎調査によれば、65歳以上の高齢者のみの世帯は全世帯の28.7%で総数も増え続けています。

また、65歳以上の要介護高齢者がいる世帯の59.7%が、主な介護者も65歳以上という結果から、高齢者の介護をしている世帯の半数以上が、いわゆる老老介護の状態であることが調査結果から見ることができます。さらには、昨今のコロナ禍の状況で、一人暮らしの高齢者世帯に限らず、夫婦や親子・兄弟姉妹における老老介護世帯の孤独死など、介護の過酷さや地域とのコミュニケーション不足が社会問題化しております。

本市としましても、一人暮らしの高齢者世帯のみではなく、高齢者夫婦や兄弟姉妹など、老老介護となり得る世帯に対しては、宇城市地域包括支援センターとともに24時間365日体制の相談窓口などを通して、個別に関与・支援をしていきたいと考えております。

さらに、宇城市地域包括支援センターや宇城市町社会福祉協議会連絡協議会においては、介護者のつどいとして、介護の相談など介護者同士の交流の場の提供や、介護の疲れなどを癒やしてもらうことを目的に様々な事業を計画されておりますので、本市としてもその周知を図り、対象世帯への支援につなげていきたいと考えております。

○18番（入江 学君） 状況を的確に把握して、しっかりと対応していただくことをお願いいたしておきます。

次に、児童生徒の安全確保についてお伺いをいたします。去る6月千葉県八街市で、下校中の児童が5人大型トラックに跳ねられ死傷された事故を受け、文科省、政府は全国一斉に通学路の総点検を指示し、既に実施されております。12校の小学校、5校の中学校を要する市内通学路の危険箇所として指摘されたその後の対応についてお尋ねをいたします。

○土木部長（梅本正直君） 通学路及び生活道路の安全確保についての御質問にお答えします。

全国で平成24年4月以降に、登下校中の児童生徒が巻き込まれ死傷する交通事故が相次いで発生したことを受けて、本市では平成24年度から管内小学校の通学路緊急合同点検を実施し、必要な対策については関係機関と協議し、安全対策を講じてきました。

本年度におきましても、本市で策定した宇城市通学路安全プログラムにより、令和3年7月30日と令和3年8月5日に、登下校時における防犯等の観点を含みまして、管内小学校12校の通学路合同点検を実施しております。その通学路合同点

検により、土木部が所管する市道等について道路幅員が狭小であるため、車両と歩行者との離隔がない、交通量が多い、見通しが悪い、水路・田んぼ等の段差があり転落する等の危険箇所を新たに12か所確認しております。

本市の取組として、道路維持事業で早急に対応可能な危険箇所については、速やかに舗装修繕や転落防止柵等の施工を既に行っており、また、道路改良事業として対策を図る危険箇所については、社会資本整備総合交付金を活用しながら、歩道の設置や路側帯のカラー舗装等の施工を実施しております。この事業を実施することにより、地域の生活道路の安全性も高まっております。

○18番（入江 学君） 路側帯のカラー舗装や危険箇所への対応、中にはガードレールの設置等へ早急にできることから取り組んでいただいております、引き続き安全確保に力を注いでいただきたいと思います。

教育委員会にお伺いをいたします。これまでの質疑の中で、松橋中学校の校舎につきましては、今行われている耐力度調査の結果次第との受け止めをいたしておりましたが、先般の市長答弁の意図するところが分かりやすく、まず市長に御説明をいただきたいと思います。真意が伝わりにくく、再度お願いをいたします。その後、松橋中学校の校舎や遊具等のハード面についての安全性への取り組み、またデジタル端末とソフト面についてお聞かせをいただき、教育部にお願いをいたします。

○市長（守田憲史君） 先日の一般質問でお答えしましたように、中間報告の結果は建物の構造耐力は十分にありますが、老朽化による機能の低下が著しいという結果が出ています。詳細は教育部長が答弁したとおりです。耐力度調査の最終報告は来年1月末に提出される予定ですが、市としましては、耐力度調査の結果や施設全体の老朽化、教室不足などを総合的に検証し、建て替え、新築の方向でいかなければならないと考えています。教育部は中間報告ではなく、最終報告が出るまで慎重でございますが、松橋出身の市議会議員から強い強い要望を受けましたので、多少フライング気味ではございましたが、とりわけ入江議員にも喜んでもらえると思い、その新築の方向性を示しました。よろしく御理解のほど申し上げます。

○教育部長（豊住 章君） ただいま市長の方からも御答弁がありましたように、教育委員会としましては、耐力度調査の中間報告では、先日の御質問にお答えしましたとおり、施設面積割合の80%が4,500点を下回っております。最終調査結果を基に改修若しくは改築の判断をし、事業化に向けて進めていくところでございます。

また、学校の遊具施設につきましては、学校施設同様、遊具の老朽化も目立つようになってきました。日頃より学校には日常点検をお願いしているところですが、老朽化や事故を未然に防止するためにも、本年度保守点検業務を実施しました。その中で健全度具合を判定し、使用不可と判定されたものにつきましては学校に伝え、

使用を中止していただいております。また、遊具の修繕、新設、撤去につきましては、今後、学校側と協議を行いながら、計画的に更新を行っていきたくと考えております。

学習用のデジタル端末を用いた通信については、セキュリティソフトを使用した安全な通信を確保しています。また、児童生徒間で通信できないようにするなど、不適切利用につながるような機能については制限を行っています。

これらのセキュリティ機能や機能制限については教育委員会が管理しており、児童生徒を含め、学校側の通常操作では解除できないような仕組みを採用しています。

しかし、授業に必要なソフトや機能を使用した不適切利用や、バージョンアップなどで機能の変更され、制限が事実上外れるといったケースが発生しています。これらのケースも分かり次第、システマ的な対策について保守業者や学校と協議して対応していきます。

- 18番（入江 学君） 宇土市では、御承知のことと思いますが、5月、児童が小学校の遊具でけがをされておりましたことを先月報道されております。また他校では、学習用デジタル端末での誹謗中傷などトラブルや、女児がいじめを訴える遺書を残して自殺した問題では、文字で会話する端末のチャット機能の中に中傷が書き込まれていたとされております。端末の使い方の指導やトラブル対応を現場、学校任せにせず、人的な支援や情報モラルの教材開発など行うべきだと思いますが、提案をしておきたいと思います。

最後に、財政健全化についてお伺いをいたします。国、政府は去る3日、大型補正と令和4年度当初予算で16か月予算を編成される予定とのことでありますが、宇城市においても次年度の当初予算の編成時期だと思います。令和4年度、次年度予算の柱となる具体的な事業を挙げて御説明をいただきたいと思います。また、予算編成における課題や今後の方針、財政的な問題についても併せてお聞かせ願いたいと思います。

- 総務部長（天川竜治君） 予算編成にあたりまして、まず、国の動向といたしましては、経済財政運営と改革の基本方針2021が6月18日に閣議決定され、感染症の克服と経済の好循環に向けた取組として、強靱で安心できる経済社会の構築や経済好循環の加速・拡大が掲げられ、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策についても引き続き推進することとしております。

このような中、本市においては国の動向に注視しながら、経済対策、防災対策など関連する事業について、補助メニューなど様々な情報を収集し、必要な施策を当初予算に反映させることが重要だと考えております。

また、基本的な考え方については、引き続き第2次宇城市総合計画を基本とし、

市役所改革プランにある市民目線に立った行政を実行しつつ、長期的な視点で戦略的な計画を基に、諸施策を着実に推進するところです。

そのため、予算編成方針においては、限られた財源を最大限に有効活用することを基本に、各施策の優先順位の洗い出しを行い、実行に向けた事務事業を効率的かつ効果的に推進するため、本格的な行財政改革に取り組むとともに、徹底した無駄の排除を行い、予算の中身を大胆に重点化していく方針としております。

具体的な事業につきましては、現在、予算要求の内容を精査している段階ではございますが、既に事業着手している継続事業として、国営緊急農地再編整備事業、市道大野川リバーサイドロード線整備事業、小川中学校建替事業、中央図書館・美術館関連事業などの予算については、令和4年度必要額を計上するところです。

また、国においては、日本の未来を拓く4つの原動力として、グリーン社会の実現、官民を挙げたデジタル化の加速、日本全体を元気にする活力ある地方づくり、少子化の克服と子どもを産み育てやすい社会の実現に重点的な資源配分を行うとしております。

本市においても、市民サービスの向上、市民生活の安定につながる様々な事務事業をはじめ、ペーパーレス化や省エネ化、ICT環境の推進、子育て環境の充実など、国の重点配分予算の関連事業について、さらに研究を進めていきたいと考えます。

今後も、新型コロナウイルス感染症対策、経済対策はもとより、復興事業や産業振興、福祉や教育、インフラ整備など、将来の礎となる事業の充実を図りながら、本市が目指す将来都市像の実現に向け取り組んでまいります。

続いて、予算編成や今後の課題についてお答えします。

まず1点目は、御承知のとおり、普通交付税は令和2年度から一本算定に変わり、合併算定替えによる増加分の交付がない本来の算定となっている点になります。本市においては交付額の減少に備えるため、これまで様々な行政改革や経費縮減等に取り組み、基金の増資を図ってきたところです。

2点目は、合併以降、普通建設事業の財源として活用してきた合併特例債に近い将来、活用ができなくなるという点です。普通交付税の合併算定替えと同じく、合併市町村の特典の1つであった合併特例債は、借入額の7割を交付税措置される有利な起債であり、合併団体のみ発行ができる起債となっています。しかし、この起債には、期限と発行可能額が設定されております。発行期限としては令和6年度まで、発行可能上限額はハード事業で約301億円までとなり、予算ベースではありますが、現在、着手している松橋総合体育文化センターと本庁舎の大規模改修事業、小川中学校建替事業などへの活用をもって上限額に到達することが見込まれます。

このような中、財源対策といたしましては、国県の補助事業を有効的に活用するとともに、計画的かつ合理的な事業遂行に努め、将来負担を見極めながら基金保有状況を保持しつつ、市債発行の抑制に努めるなど、様々な対策を施す必要があります。

今後も引き続き、最小の経費で最大の効果を挙げる事業展開を目指すとともに、新たな財源確保など、創意工夫を凝らした行財政改革に職員一丸となって取り組んでまいります。

○18番（入江 学君） 将来、先の礎となる事業の充実を図ることはもとより、賢い支出で、宇城市が目指すべき将来都市像の実現に取り組んでいただきたいと思います。私は、12月の広報ウキカラを拝見いたしましたときに、2035年頃には市の人口は5万人に満たなくなるとグラフが示されておりました。限られた財源、その使い道、自治体の財政抑制のバランス感覚がより一層問われているのではないかと思います。市長の未来構想をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 今後、重要政策に多くの事業費予算を必要とする中、先日も市議会議員さん方と金子総務大臣に面会に東京まで一緒に行きました。今後、地元大臣と密接な関係を持ちながら、国県の補助事業を最大限活用するとともに、引き続きスクラップ・アンド・ビルドを基本とした行政改革に取り組み、持続可能な財政基盤の構築と市政発展のために尽力してまいります。

○18番（入江 学君） 我々も一丸となって、未来構想を立てながら進んでいきたいと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後の項目であります。新型コロナウイルス対応の検証についてお伺いをいたします。ワクチン接種予防について問題点と課題、その後経済効果、事業効果等の検証を続けてお聞かせいただきたいと思います。

○健康福祉部長（岩井 智君） 新型コロナウイルス感染症、特にワクチン接種事業のこれまでの検証について、まず健康福祉部からお答えします。

本市の新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月1日に宇城市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、事務局において感染レベルや感染予防の啓発、ワクチン接種に関する情報などを市民に都度周知してきております。

その中で感染予防対策の基礎となるワクチン接種は、令和3年3月の医療従事者から開始し、高齢者施設の入居者・従事者への接種、同年5月11日から65歳以上の高齢者を年齢の高い方から10歳ごとに分け、順次接種を実施してきました。

その後、基礎疾患を有する方や65歳未満の方へと順次接種事業を展開されてきたところです。また、同年5月31日に接種対象者の最低年齢が16歳以上から12歳以上へ引き下げられております。

国の計画では、2回のワクチン接種を65歳以上の高齢者で令和3年7月末までに、また希望される一般の方を11月末までをめどに終えるよう示されておりましたが、本市においては国の示す時期より早めに進捗しております。

本市における令和3年11月末での12歳以上対象者の2回接種率は86.3%であり、県内14市の中でも上位で推移をしております。

ワクチン接種の受付体制については、令和3年4月1日にコールセンターを設置し、同年5月6日から85歳以上の高齢者の受付業務を開始しております。

接種券の発送においては、受付時の混雑を避けるために10歳ごとの年齢区分を設けて発送しましたが、コールセンターの受付で一時期混乱が生じたため、同年6月1日からコールセンターの受付人数を増員するとともに、各支所と宇城市保健福祉センターに接種予約支援事業（ヘルプデスク）を設置して、市職員による接種予約受付事務の補助を行っております。併せて接種券の発送も少量ずつ小刻みな発送方法とし、大きな混乱が起きないように対応してきたところであります。

ワクチン接種体制は、宇土地区医師会・下益城郡医師会との協議を重ね、個別医療機関による接種と集団接種の併用で実施してきました。また、個別医療機関が少ない地区や接種対象者が多い地区では、個別医療機関の接種を補完するため、集団接種の回数を増やして対応してきました。

接種を希望される在宅療養者など移動が困難な方への支援として、かかりつけ医の訪問診療時にワクチン接種を実施していただいております。また、65歳以上の高齢者と障害者手帳等の所持者の方には、移動支援策として2,000円分のタクシー券を配布しておりますが、本市は、日頃から自家用車の利用が多い地域であるため、利用率は見込みより低く推移しております。

総括としまして、これまでのワクチン接種事業は、国が示す接種計画よりも早い状況で推移し、大きな混乱もなく順調に進捗していると認識しております。

○経済部長（黒崎達也君）　続きまして、経済部よりお答えいたします。

昨年度に経済対策として実施しました宇城市プレミアム付商品券事業の利用実績につきましては、本年9月定例会におきまして高橋議員の一般質問にお答えをさせていただいた際に、おおむね説明しておりますので、今回はその成果検証について、本年実施いたしましたアンケート調査結果に基づきまして説明させていただきます。

アンケートは、対象市民の方1,000人を無作為に抽出しまして、現在531人の方から回答をいただいております。回答者の内訳としましては、性別では男性が309人で58.1%、女性が201人で37.9%、無回答が21人で4%でございました。

質問項目を申し上げますと、代表的なものとしたしましては、「これまで宇城市

外で購入していたものを宇城市内で購入した」という方が214人で46.8%、「商品券を利用することで、宇城市内のお店を利用する機会が増えたか」という質問に対しましては、「増えた」とお答えられた方が385人で84.3%ございました。また、「商品券を利用することで、日常生活における支出に変化はありましたか」という質問に対しましては、「増えた」と答えられた方が139人で30.4%いらっしゃいました。

以上のことから、本事業によりまして、コロナ禍で冷え込んだ消費活動の促進と地域経済の回復につながったものと判断でき、非常に大きな成果があったと考えております。

また、「今後も同様な事業を実施する場合のプレミアム率として、何%を希望しますか」との質問では、プレミアム率10%での購入希望は26.4%、20%では44.8%、30%では85.9%という回答結果から、今後、もし同様な事業を実施する場合は、最低でもプレミアム率30%、つまり10,000円で13,000円分の商品券でなければ、大きな事業効果が見込めないとの検証結果を得ております。

新たな経済対策につきましては、政府が示す大型経済対策に基づいた国や県の動向に注視しまして検討していきたいと考えております。今後におきましては、新型コロナウイルス感染症の経済対策と並行いたしまして、マイナンバーカードの普及向上やふるさと応援寄附金の収入増につながるような対策を、関係部署と連携を図り、実施に向けて取り組みたいと考えております。

- 18番（入江 学君） タクシー券の配布については、余り評価が良くなかったと1割程度の利用であったようなことをお聞きいたしました。また先般副市長からの報告によりますと、苦情の電話がたくさんあったと、中にはばらまきではないかとか、議員はなぜ止められなかったのかとか、そういう財源の効率性が問われた意見もあったようでありますので、賢い支出にはほど遠い失政ではなかったかと感じられ、重く受け止めているところであります。ヘルプデスクの設置は大変役立ったと好評であります。職場を離れての職員の作業、これは6月定例会で申し上げた一言に尽きます。できれば若い人の転出阻止のためにも、あるいは宇城市ふるさとを愛する人のために、もう少し配慮があってもよかったような気がいたします。

経済部の評価につきましては、これから徐々にその成果が表れてくるような気がいたしますので、そこを期待して待ちたいと思います。

最後に、第3回目ブースター接種についてお伺いいたしますが、変異株オミクロン、2回目にしたそのワクチン接種の効果が余りないというような研究所、学者の話もありますけれども、この3回目の接種はやがて始まるわけでありまして。私たち

もこれから先、少し人と接する機会が多くなりますので、早く接種したいということではありますが、どのように対応していかれるのかお伺いをし、最後の質疑にしたいと思います。

○健康福祉部長（岩井 智君） 3回目接種につきましては、国から令和4年9月30日までの事業延長、それと、これまでの接種事業との相違点などが令和3年11月16日付けで通知されています。

本市では、これまでの2回接種事業を検証し、接種率の向上と市民の利便性を考慮した上で、接種に伴う各体制の見直しを実施しております。対策本部事務局では、VRS（ワクチン接種記録システム）の改修やデータの確認を行いながら、先月中旬から3回目の接種券の発送を行っております。

3回目の接種体制は、市内の宇土地区医師会、下益城郡医師会と協議を行い、これまでと同様に市民の接種会場の選択肢を広げるため、個別医療機関と集団接種の併用で実施したいと考えております。

接種対象者は、国の方針では2回目接種から8か月が経過された18歳以上の方となりますので、接種順もおのずと決定されてきます。既に先月から医療従事者には接種券を発送し、早い医療機関では、今月2日から3回目接種が開始されております。今後は、高齢者施設入居者・従事者、来年1月下旬から65歳以上の高齢者、4月からは基礎疾患のある方と64歳以下の方へと、順次接種が続いていく予定であります。

接種受付方法については、市民の混乱を避けるため、これまでと同様にコールセンターへの電話による予約受付とインターネットによる受付を行いますが、現状ではクラスターの発生率や感染リスクが低下傾向にあることから、今回はコールセンターの電話番号を通話料無料のフリーダイヤル（0120）へ変更予定であり、市民の負担を軽減したいと考えております。

また、前回の受付事務で一部混雑を招いた反省と市民の利便性を考慮し、接種予約支援事業（ヘルプデスク）を65歳以上高齢者の受付業務開始時から各支所及び保健福祉センターに設置予定であり、民間委託やボランティアによる運営など、現在その手法を検討中であります。

今回の3回目接種の大きな相違点として、個別接種医療機関の接種で武田モデルナ社製ワクチンが使用できるようになります。これまでのファイザー社製を含め、市民の皆様の選択肢が広がることとなります。また、当初国からは2回目接種が8か月経過後に3回目のブースター接種をとということでしたが、ここ数日6か月に前倒しとの要望が出てきております。地元といいますか末端自治体としては、非常に困惑しているところではございますが、新たな変異株への対応としまして、可能な

限り国の情報また近隣自治体との情報を注視しながら、なるべく早期に接種できるような体制、この件も含めまして、市民の皆様には広報紙号外やホームページなどを通して、混乱を招かないよう分かりやすく丁寧な情報の発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○18番（入江 学君） 接種に行きたくても行けない人、移動困難者の方には、前回以上の配慮をお願いしておきたいと思います。タクシーはさておいてどんなことがいいのかよくよく検討をしていただきたいと思います。

そのことを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（園田幸雄君） これで、入江学君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番、高本敬義君の発言を許します。

○7番（高本敬義君） 皆様、こんにちは。議席番号7番、無所属の高本です。今議会最後の一般質問です。最後まで御協力よろしく申し上げます。

早速ですが、質問を始めていきたいと思います。まず大きな1点目、中小企業政策についてということで、（1）中小企業振興条例及び基本条例の制定についてということで、これは先週三角議員も同様の質問をされました。若干重複する点がありますが、執行部の方、よろしくお願ひしたいと思います。宇城市内に立地する企業、事業所というのは、誘致企業などの一部に大企業と言われる部分もありますが、その多くは地元の中小・零細企業が大半を占めております。それら中小企業を活性化させるということは、本市の経済対策としてまた持続可能な地域循環型の経済を発展させる意味でも、非常に重要なことだというふうに考えます。ただ、本市の中小企業振興策に関する条例でいきますと、宇城市企業振興促進条例というのがありますけれども、こちらは新たに企業を誘致した場合の施設の建設とか増設に係る税の減免、また建設費の補助、雇用の奨励金などがありはしますが、先ほど申しましたような事由の中で、非常に限定的なものとなっているかと思ひます。ほかに資金の融資要項とか利子補給の要項などもありますけれども、これだけでは既存の中小・零細企業に対する振興対策としては、十分とは言えないのではないかなというふうな点であります。

そこで、お尋ねの1点目です。中小・零細企業に対する本市の政策、対策はどの

ように進めておられるかお尋ねをします。

○**経済部長（黒崎達也君）** 議員の御質問のとおり、現在の宇城市企業振興促進条例におきましては、第1条において目的といたしまして「施設等を新設し、又は増設する民間事業者に対し」と明記しております。限定された支援となっております。

本市の中小・零細企業に対する支援策といたしましては、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症に対する経済対策を見ていただいております。お分かりになると思いますが、随時、必要な予算を確保した上で迅速に取り組んでまいりました。現在の政策、対策としましては、社会情勢に対応した予算補助を中心に支援を行っております。また、宇城市商工会に対しては、本年度も1,907万6,000円の補助金を支出しております。これは、商工会が実施する経営改善普及事業及び総合振興事業に対するものでございます。これも中小・零細企業に対する政策の1つと考えております。

今後も、国や県の動向を踏まえ、関係機関と一体となりまして、本市の経済を支えていただいている中小・零細企業に対して、臨機応変にニーズに合った支援を行いたいと考えております。

○**7番（高本敬義君）** 経済とか情報が国際化をしている中で、経済活動も非常に厳しい状況にあるわけですが、国はそういった状況の中にあっても、中小企業の意義や存在価値を高めることが必要不可欠であるという位置付けで、もろもろの経済対策を進めております。また、これと合わせて全国の地方自治体でも地方分権や地方創生という視点であっても、中小企業を地域の重要な経済社会の団体、セクターと考え、また地域経済の活性化に向けて行動を共にする存在、さらには地域経済の発展に積極的に関与する関係者としてサポートしようという条例を制定して、中小企業の振興を図る動きが大きな流れとなってきております。

そこで、三角議員の質問と重複しますが、中小企業振興条例について、どのような認識をされているかお尋ねをします。

○**経済部長（黒崎達也君）** 中小企業振興条例の制定につきましては、議会におきまして、これまでも数回御質問いただいております。その際の答弁といたしましては、「競争原理に配慮しつつ、地元企業からの意見を取り入れながら、条例制定を協議してまいりたいと思います」とのことでした。

先日の三角議員の一般質問におきましてもお答えさせていただいておりますとおり、必要であると認識しておりますが、条例の制定については慎重に進めていくべきであるとも考えております。

この条例の当事者でもございます小規模企業や中小企業、また商工会をはじめとした関連団体において議論いただくとともに、この条例の本来の目的を果たすには

どのような取組が必要であるのか、市も協同して意見交換を重ねてまいりたいと考えております。

○7番（高本敬義君） 中小・零細企業の振興策ということに関しては、中小企業基本法とか小規模企業振興の基本法、そういったものに則して、先ほど言いましたような各自治体で基本条例が制定をされているようであります。その中で、非常に理念的に大事な文言があります。法律の中で、「地方自治体の責務として区域の自然的、経済的、社会的条件に応じた施策を策定して及び実施する責務を有する」ということとあります。ある書物にこういった関係する条例の先駆的な自治体として、釧路市の例が出ておりました。地域内の循環、地域外からの外貨の獲得、地域内の連携、それとネットワークを活用した円卓会議、中小企業として協同組合や福祉も含めたいろんなNPO、これからは農業法人等も入ってくるかもしれません。事業発注者としての市の責務、さらには市民に対して、中小企業の存在価値と振興する必要性を促すという趣旨をこの条例の中に盛り込んであるということとありますので、是非執行部も一読していただければいいかなと思います。

そこで宇城市には、このような建設とか先ほど答弁されましたそういった利子補給などの助成の条例はありますけれども、こういった先ほど言いましたような企業振興の大綱、基本条例、そういったものがないことが大きな課題と思いますが、いかがでしょうか。それと併せて、先ほど答弁いただきましたこれまでの質問を受けての認識ですが、必要性は認識すると。ただ慎重に進めていくべきであるとするその理由、それはどういったことでしょうか。お尋ねをします。

○経済部長（黒崎達也君） 議員の御質問のとおり、現在制定されております宇城市企業振興促進条例は、助成タイプにあたる方法だと考えております。しかしながら、基本理念につきましても法則に則ることが多く、地方自治体におきましても、実践的な条例及び施行規則等を定めているのが多いかなというのが実感でございます。

今後条例制定につきましては、もちろん意識付けの意味からもこの条例の意味を明確にしつつ、関係者相互の連携協力を徹底して、自治体の責務や中小企業と住民の関係性など明確にした上で、市民経済の健全な発展及び市民生活の向上を図るよう、協同による研究を進めたいと考えております。

慎重にと言いますが、これまで実際に法ができてから5年ほど経っておりますが、まだ制定がされなかった。その理由も含めた上で研究したいというふうを考えております。

○7番（高本敬義君） 今最後に答弁されましたように、この間の経緯は十分踏まえながら、真摯に反省すべきは反省しながら前を向いて是非いい結果を出せるように御検討、研究をお願いしたいと思います。そして蛇足ですが、この釧路市もそうです

けれども、一般的な新たなこういった中小企業・零細企業の振興基本条例をつくったところは、高度成長期、昭和でいくと30年から40年、そこらあたりにいろいろな各町、この合併した宇城市の各5町もそうだろうと思いますが、中央から企業が誘致してきた、その折に建設する固定資産税を免除しよう、建設費を補助しようという、いわゆるバブル期までの日本の経済社会の裏打ち支援をする条例をつくっていた。ただし、そのバブルが終わってここ10年、15年ぐらいになると、やはり少し視点を変えて、経済も国際化してきた、グローバル化してきた、そういう状況の中でどういった地元の中小企業の支援をしていくかという、そういう基本的な考え方に変わっていった。そのことを1つ理解として是非お願いしたいというふうに思います。蛇足ですが、次に移ります。

質問の(2) 公契約条例の制定について。これは私が少し勉強不足のところもあったんですが、中小企業の振興策として公契約条例の制定が有効になりはしないかというふうに考えはしましたが、公契約条例そのものは、公共サービスの質を確保するという、例えば最低賃金を必ず守るとか、そういう労働法制、また社会保障の放棄を厳守するといった公共サービスの質を確保するということでもありますので、あながち中小企業振興策と無縁ではありませんが、やや表題に上げる中小企業政策ということにいくと、少し離れているかなというふうなところを思いましたので、執行部には質問して公契約条例の趣旨、課題等を準備してもらっておりますので、簡潔にその点と併せて、再質問の現在市が発注している工事や業務の中で、市内の中小企業へ発注している割合はどの程度あるのかということをお願いしたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） 公契約条例とは、自治体が発注する工事や業務等の公契約に対し、そこで働く労働者の適正な労働条件や環境の整備を確保するとともに、労働者の生活や雇用の安定並びに公共事業の品質確保を図ることを目的とした条例だと認識しております。

公契約条例の種類としては、大きく2つに分けられ、まず1つが、労働条件の向上を目的に賃金の下限規定の設定を行う賃金条項型。2つ目が、公契約の在り方や目指すべき姿を示すことを本旨とする理念型に分けられます。

市としましても、労働者の適正な賃金を確保することは重要な課題であると考えているところですが、まずは公平、公正な契約事務を考え、現在工事の発注につきましても、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、労務費など国が示した適正な価格での積算を行って予定価格を定めております。

また、歩引きの廃止、最低制限価格設定により適正に発注しており、業務委託等の発注につきましても適正な労務費の積算はもとより、複数年の契約等により安定

的発注も行っているところです。

制度導入にあたっては、賃金下限額を設定することによる受注企業の経営への影響、設定する賃金水準の在り方、条例の対象とする契約の種類や範囲をどうするかなど、様々な課題を整理する必要があり、一つ一つの課題等について研究しなければならない状況です。

現在、全国で72の自治体が条例を制定しているところではありますが、県内自治体で条例制定まで至っているところはありません。よって、今後も県や他自治体の動向を注視しながら研究していきたいと考えます。

もう一つの質問で、市で発注している工事や業務等で、実際、市内中小企業へ発注している割合はどの程度あるかということですが、それでは、令和2年度における入札に関する発注状況について、1点目が工事、2点目に建設コンサル等業務委託、3点目に物品・役務等の種別ごとに説明します。

まず、工事につきましては、入札件数177件、金額にして54億500万円余、うち地元業者の受注割合が164件、92.7%、金額ベースでは32億1,000万円余、59.4%です。

建設コンサル等業務委託で、入札件数57件、金額にして6億6,000万円余、うち地元業者の受注割合が20件、35.1%、金額ベースでは8,600万円余、13.1%です。

物品・役務等については、入札件数112件、金額にして8億3,900万円余、うち地元業者の受注割合が59件、52.7%、金額ベースでは4億400万円余48.2%です。

市全体の発注状況としましては、全入札案件346件に対して市内業者の受注件数243件、70.2%、金額ベースでは、総額69億580万円余に対して37億100万円余、53.6%となっております。

○7番（高本敬義君） 公契約条例については、急急には県内の他市も見ながらということですので、そこは今後の状況を見ながら是非日々研究・検討はしていただきたいなというふうなところでもあります。今お答えいただきました、あくまでも入札の結果ということでの割合ですが、全体的には市内・準市内で7割、請負額とすれば5割ということでもありますので、先ほどの中小・零細企業の振興ではありませんが、この地域内で宇城市の予算の使える分はそこで還流していくという、そういうことも1つ念頭に置きながら、今後の事務にあたっていただきたいというふうなところではあります。

次の質問に移ります。大きな2点目、市民病院についてであります。9月議会で在り方検討委員会の体制が条例で承認をされました。それ以後、検討会も開催をさ

れているでしょうから、まずは検討委員会の委員の体制、それと予算設置条例の所管でありました総務、それと現場の市民病院、そちらのこの検討委員会にあたっての参画の状況をお尋ねします。

○副市長（浅井正文君） 宇城市民病院の在り方検討委員会の体制は、各医師会より推薦をいただきました2人の医師、それと宇城保健所の総務福祉課長、宇城市老人クラブ連合会会長、地域より松橋校区の代表区長橋本さん、豊福区長野田区長です。宇城市からは副市長、総務部長、健康福祉部長の9人で進めています。

事務局は、総務部市長政策室が担いますが、業務内容や現場のことなどについての質疑や状況などを聞かれた場合の対応として、宇城市民病院から事務長に参加いただいております。

○7番（高本敬義君） 事務局に病院の方も入れていただいたことは、確かにいいことだと思いますが、1つ疑念というか、この検討会、今申されました9人の方々がいろいろ諮問案件についての議論、協議をされるわけですが、事務局は基本的に会議にあたっては、説明をすとかそういうことはできたとしても、議論に直接加わって発言することはできない、これは一般論だろうというふうには思います。その意味では、市民病院から事務局に入られることはよしとしながらも、この委員として選任すべきではなかったのかなと、そのような考えはなかったのでしょうか、お尋ねします。

○副市長（浅井正文君） 委員としての依頼はしておりません。決して関係が悪いわけではありません。

○7番（高本敬義君） いろいろ検討をされての結果なのかどうか分かりませんが、事案は違いますけれども、これまで保育所の民営化にあたっては、事業所の選定委員会などには所管の健康福祉部長とか園長とか保護者会の会長とか、そういう方々が審査点数を付けてこられたのではないかなと、そういうふうな経緯があると思いますので、そのことで今この段階でやり取りしても解決はしないと思いますが、そういうことも思慮すべきではなかったかなというふうなところは思います。

次に、（2）検討委員会の審議の内容についてであります。これまでの開催状況とその内容、どのような状況であったかということをお願いしたいことと、基本的に在り方の諮問でしょうから、諮問しますよというその諮問書の中で何を諮問するかという文言は何として市長の方から提示されたのか、その文言を教えてください。その文言に対する答申を出されてくるでしょうから、それをお願いします。2点です。

○副市長（浅井正文君） この在り方検討会での審議内容については、現在審議中でもあることから詳しい内容はお答えできません。それは理解してください。現在の病

院の状況や課題などを共通認識していただけるような内容で説明しているところです。今後の展開としては、経営方法の選択肢などを決定する流れになると考えます。

経営方法の選択肢においては、病院の存続を前提に、経営形態を維持しながら、病床機能を変更する方法が挙げられます。1つに現状のまま、1つは病床を再編するまたは削減する、有床による診療所、最後に無床による診療所があります。

次に、経営形態を見直す方法として、1つに地方公営企業法の全部適用病院、1つには地方独立行政法人、そして3番目に指定管理者制度、最後に民営化というふうになります。

それと、委員から活発な意見があったかどうかと、何を諮問するかというのの前に言わせてください。地域の方などは、経営状況や病院の仕組みなどは初めて耳にされると思います。比較できる資料をできるだけ分かりやすいことを心掛けて作成しています。検討委員からは、質疑や意見などはたくさんあります。ですから、今3回するならばどうかと思っておりましたけれども、4回は必要かと考えます。3回目が12月下旬だったかと思えます。ですから1月になってからもう1回必要かなというふうには自分で思います。

それと何を諮問するかということで、市長の方から諮問は受けております。要するに市民病院の存続です。だから主観的には医師が足りない分、経営のノウハウを持った人がやはり経営をしなければいけないというところです。

○7番（高本敬義君） すみません、もう一度諮問のところを、出した文言どおりに言ってもらってもいいですか。諮問書。

○副市長（浅井正文君） 要望はあっておりますけれども、市民病院が存続していくようなことです。

○7番（高本敬義君） 例えば諮問の文言としてはということで、私が仮に想定するならば、宇城市民病院の存続について諮問しますとか、宇城市民病院の赤字経営を脱却する策を諮問しますとか、そういういろいろありますよね。だからそういうのがどうだったのかなというふうなことをお聞きしたかったんです。その諮問の文言に対して検討会は答申をしてくるでしょうから、そのやり取りが何をというところで聞いたかったところです。

次の質問に移りますが、今の答弁の中にもありました赤字問題もさることながら、現状、常勤医師が1人というそのことが一番問題でそれを解消できるかどうか、また新たに常勤医師の確保ができるかという、そういったところが最大の課題であるというふうに、これまで執行部とのやり取り、すり合わせする中でも聞きました。どうなのでしょう、この検討会の先どういう形の答申になるか分かりませんが、結論というか答申が出てくれば、ドクターの確保について何か一助になるような形は

見えてくるのでしょうか。

○副市長（浅井正文君） 11月25日の火曜日に熊大医局に大町院長、私と坂井市民病院事務長で行ってきました。今、5人のローテーションで回しています。だから大町院長が1人いて、ローテーションで5人を回しています。5人回しているのですが、1人ができないと言ってきました。ただし、それは無理ということで、5人をローテーションすることだけには約束をいただいたと思っております。令和4年度です。

○7番（高本敬義君） そうやって足を運んでいただいたということで、限られた条件の中でやっていかざるを得ないという、しかしながら令和4年度については、現状でやっていけるのではないかというような答弁ですので、それはありがたいことだというふうに思います。今後とも是非そこところは御尽力をいただきたいと思えます。審議内容というか経過を答えられないという、いろいろそれはそこそこの行政の団体とかいろんな審議の内容によって異なるでしょうが、以前一般質問しました地域医療計画の中で、国が推し進めようとした全国約400の公的病院合理化問題について、保健所でこの地域医療の懇談会、協議が行われてきました。現在どうなっているかは分かりません。昨年3月ぐらいが私が知り得たものでは最後ですが、そちらは議事録があるんですよ、それも見られるんですよ。だから、そういう宇城市の市民病院もターゲットの1つ、そのことを議論しています。それは議事録として見せていただきました。ですから、そういうこともあるということ念頭において、今後いろいろな行政の形は進めていくわけですので、是非頭の片隅にでも置いておいてください。

次病院の（3）ですが、今後の運営についてということではありますが、先ほど、今2回会議をされて、12月と1月ぐらい。1月か2月ぐらいがコンサルのスケジュール的には1つの節目の時期かなというふうなことはお聞きしたことがあります。今後、検討会の進め方のスケジュールとして、今のところまた再度再確認でお答えしていただいても結構です。そして答申の時期、それと答申後の執行部の対応の進め方、そこをお尋ねします。

○副市長（浅井正文君） 冒頭にも申し上げましたとおり、今一番の課題は医師不足です。現在は、常勤の医師は院長1人です。院長自身も、再来年度には70歳定年にこの議会で延ばしてもらいました。だから65歳定年が70歳定年です。ですから大町院長は昭和28年生まれですので、私より2つ上です。あと2年間かなと思っております。応援の医師が派遣されていますが、入院や主治医としての外来対応とか常勤の医師が必要だと考えます。これが一番メインです。それと運営です。病院は毎月700万円から1,000万円ぐらい現状赤字が出ております。

答申の時期は、1月下旬か2月上旬にしたいと思います。

○7番（高本敬義君） 時間的にも検討委員会の方もいろいろ忙しいでしょうけども、あと2か月弱の期間しかありません。その中でぎゅうぎゅうに詰め込んで議論をしていただかざるを得ないという、そういう案件だろうと思います。そこで、全然話の矛先が違うかもしれませんが、先だって中山議員が小規模小学校の統合問題について質問をされました。その折に市長も教育長も、保護者や地域が望んでいない統合は考えていない、実施しないということで明言をされました。同じく、事業は違いますが、市民への公共サービスを提供しているそういう公立病院の在り方に関しても、利用者や現場で働く人や地域が望んでいない場合は、極論廃止などはないというふうに受け取ることは可能でしょうか。利用者の声はどうなるのかなというのが1つあります。そしてそこで働く人の声はどう評価されるのかなど。コンサルは委託後の調査の中で、利用者の声とか現場で働く人の声とかを拾われるとかいう話も少し聞いたような気もしたのですが、そういうのは拾われているのでしょうか。そういうデータはその検討委員会の中に何らかの形で提示をされて、議論の1つの糧にできているのでしょうか。お願いします。

○副市長（浅井正文君） 在り方検討委員会の意見を尊重して進めていきたいというふうに思います。

○7番（高本敬義君） 中の議論のことは、先ほどの質問のときに言えないというふうに言われましたが、私が今質問したコンサルの事前調査とかで、現場とか利用者の声を拾うというコンサル業務はあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

○副市長（浅井正文君） ありました。

○7番（高本敬義君） これで3回目ですからあれですが、そういうことを先ほどはお聞きをしたんですね。ですから、それが委員会の中できちんと出されて、反映して、議論の中に置かれたかどうかということをお聞きしたかったんです。

最近いろんなこういう御時世の中で、コロナで巣ごもりの生活を多くされている方とか、障がい者とか、先ほど入江議員の質問ではありませんが、介護の方とか、LGBTの方とか、いろんなそういう多様性、多様な人、多様な状況、多様な環境、そういうことが非常に言われます。そしてそれはお互い尊重しよう、そういう時代になってきました。この市民病院の在り方についても、今はコンサルの事前調査で利用者の声を拾うコンサル業務はあったということですが、そういった多様な市民の声とか現場の意見、そういう声にどう向き合っていくかというのが、私たちが今問われている、行政ももちろんですが社会的に一般的にも。宇城市もそういう多様な市民の声に耳を傾けて、いろんな豊かな行政サービスを目指してはどうでしょうか。そのことを強く思いますが、病院に関して何か一言。

○副市長（浅井正文君） ありがとうございます。決して病院と関係が悪いわけではありません。それだけをお話します。

○7番（高本敬義君） 次の質問に移りたいと思います。大きな3番、人事行政についてです。12月ということで年度の切り替えということでいくと、人員については今年度の採用試験も大体終わって、4月から退職者を送り出してその後新たな新規採用という、そういう時期を迎えるちょうど真ん中の時期かというふうに思います。現状の人員配置の状況をお尋ねしたいと思います。併せて、豊野保育園の民間移譲の公募がこの12月から始まったという連絡というか、FAXが議員の方にも流れてきました。それで全体的な人員配置の状況の中で、公立保育園の職員の内訳もお願いをしたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） 本年度の職員数は、基準日の4月1日現在において、正規職員476人、再任用フルタイム勤務職員1人、再任用パート勤務職員30人、任期付フルタイム勤務職員1人、会計年度任用職員269人、研修職員2人、総計の779人です。

人員配置におきましては、令和3年3月に策定しました市役所改革プランに基づく業務改革・意識改革に取り組み、更なる行財政改革をさらに効率的・効果的に推進するための執行体制を確保することができるよう、組織体制及び人員配置を行っております。

議員お尋ねの保育園の職員数の内訳は、基準日の4月1日現在において、戸馳保育園が保育士では正職3人、会計年度任用職員5人の計8人、調理員は会計年度任用職員2人です。豊野保育園が保育士は正職12人、再任用職員2人、会計年度任用職員10人の計24人、調理員は正職1人、再任用職員1人、会計年度任用職員2人の計4人であります。

○7番（高本敬義君） これまでの保育園問題に関しては、この質問席でも基本的に私は今でもよろしくない、公立を残すべきだという、さっきの多様な市民の声を尊重すればそういうことになるというふうなことを今でも思っていますが、それは今日は隣に置いておいて、民間移譲された後、その保育の現場で働く人たちの働く場所、居場所、再配置計画、それをお尋ねします。

○総務部長（天川竜治君） 移譲後の保育園職員の再配置の計画についてお答えします。

公立保育園の民営化に併せ、全職員を対象に例年実施しております自己申告書等により、転任に関する希望等を聴取し、その結果を基に平成29年度に1人、平成31年度に1人、令和2年度に2人、令和3年度に4人、合わせて8人が保育士から事務職へ転任しております。

転任にあたっては、可能な限り経験が活かせる部署へ配置し、本人の努力や周り

のサポートにより活躍されております。

今後も民営化に伴い、保育士職からの転任となりますが、保育士は国家資格を持った子育てのスペシャリストであり、可能な限りその能力を発揮できる部署への配置を考えております。

○7番（高本敬義君） 今、これまでに8人の方々が事務職へ職種変更をされたということではありますが、年齢で区分したら失礼だろうとは思いますが、若い人はそうやって事務職とか職種変更にも柔軟に対応できていくかもしれません、経験年数の長い専門職、こういう方々ほど働く場の確保をしっかりしてやらないと、問題が大きいような気がします。豊野も4月から準備期間に入って、来年の4月に移譲ということになっていくと、人事としてはあと1年何か月の準備期間のうちに、そういう方々はどこかに配属をさせなくてはいけないわけですので、是非そこらあたりを考えて、今からでも考えてあるかもしれませんが、是非十分な検討、落ちこぼれないようにしていただきたいということと、すこやか宇城っ子プラン、いうなら子育て支援事業計画で宇城市立の児童館の新設というのが明記されました。これは保育園の民営化の折に、一般質問の健康福祉部長とのやり取りでもそう答弁が出てきましたが、児童館の人員配置の計画、保育士の働く場としての計画、事務方は事務方で必要かもしれませんが、そのことが少し見えているのであればお尋ねをしたいと思います。

○健康福祉部長（岩井 智君） 児童館の設置の計画の進捗と人員配置についてお答えします。子どもや子育てに関する総合的な拠点施設として、今不知火支所内に整備を進めている、仮称ですが宇城市子どもセンターの進捗状況については、その配置や機能などの詳細について、庁内の検討委員会において今詰めている段階であります。

今市議会定例会において、一般会計補正予算（第7号）の中に、先ほど申しました仮称、宇城市子どもセンターの施設改修の設計業務委託料を計上しており、豊野保育園の民営化と合わせた、令和5年4月のセンター開所に向け準備を進めているところであります。

また、宇城市子どもセンターの人員配置計画については、先ほど申し上げましたとおり、現段階では、その規模、機能などを検討中であり、具体的人員は今後決定してまいります、子育てのスペシャリストの配置は、当然一定数必要になってくるというふうに現段階では考えております。

○7番（高本敬義君） 今、補正予算の第7号で計上しているということですので、その内容については、今言われたようにまだ詳しく説明できるような段階ではないということですか。

○健康福祉部長（岩井 智君） 現段階では詰めているというところで、詳細についてはまだ申し上げられないという状況です。

○7番（高本敬義君） そこらあたりは、また民生常任委員会の方でも議論していただければというふうに思います。

次に、（2）退職予定と来年度の新規採用予定についてということで、今年度末の退職予定と来年度の新規採用の予定数をお伺いしたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） 本年度末退職予定者は、正規職員の定年退職で19人、再任用職員の任期満了で7人、早期退職で数人、自己都合退職で数人予定されております。

新規採用予定数は、大学卒業程度の事務職9人程度の募集に対し合格者8人、合格後1人辞退し現在7人、同じく大学卒業程度の建築技術職1人程度の募集に対し合格者なし、民間企業等職務経験者は1人程度の募集に対し合格者1人、高校卒業程度の一般事務職1人程度の募集に対し合格者1人、同じく高校卒業程度の障がい者事務職2人程度に対し、合格者なしでありました。今年度募集しました大卒及び民間と高卒の採用人員の合計は14人に対し、合格後内定しております人員は9人でございます。

○7番（高本敬義君） 今聞いて思ったのは、募集をしても結果的には14人に対して9人という、そこらあたりがこの御時世なんだろうなというふうに分かりませんが、そこは分析をしていただいて、今日はそのことはお尋ねしません。ただ、定年が19人、再任用の退職が7人ということで、すり合わせのときにも申しましたけれども、退職に対して新規採用が少ないなというふうなところがありますので、その点と併せて、今年度、年度途中で退職者が出たという話もお聞きしました。その状況、補充等を併せてお尋ねします。

○総務部長（天川竜治君） 高本議員の退職者に対して新規採用者が少ないようだということなんですけれども、令和4年度の組織体制により、人員の効率化を図ります。例を挙げますと、美術館・図書館の指定管理による職員の削減、その他の部署におきましても、効率的で効果的な組織体制を予定しております。また、再任用職員の増員を見込んでおります。

それと今年度途中において、職員が退職されておられるということで、その補充状況についてということなんですけれども、現在、正職が3人、再任用パートタイム勤務職員が1人退職をされております。退職内容は、自己都合であります。本市職員から第二の人生へ、各自の目標に向かっての退職と理解しております。

退職者の補充については、退職者の業務内容を把握した上、来年度新規採用予定職員を前倒して10月1日より1人配置し、その他の補充については会計年度任用

職員2人、同じ部署の職員2人を兼務辞令として発令し対応しております。

○7番（高本敬義君） 働き方改革が言われて久しいんですが、きちんと補充をしていただきたいたいというふうに思います。今年度の冒頭に人事異動絡みでしょうが、非常にその職場が混乱をした、そういう結果も出ておりますので、人員配置、人事異動については、十分気配りをしてお願いをしておきたいというふうに思います。

次に（3）の定年延長、近まっていますけれども、定年延長制度の内容を簡潔に結構ですが、それとスケジュール、それと今日の本題であります人員計画との関係をお尋ねしたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） 地方公務員の定年については、国家公務員の定年と同様に、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられます。令和3年6月11日に公布された地方公務員法の一部を改正する法律等により、次の措置が令和5年4月1日より施行されます。

1つ目に、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入となり、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制管理監督職勤務上限年齢制を導入します。

具体的には、令和5年度以降に60歳となる管理監督職員（管理職手当等を支給している職）は、令和5年度以降から定年延長の歳まで働くことができるため、60歳となった年度に退職しない場合は、非管理監督職への降任となり、60歳までと同じ常勤職で週38時間45分の勤務を行い、60歳時の給料月額7割と職員と同様の手当が支給されます。なお、非管理監督職（管理職手当を支給していない職）も60歳となった年度に退職しない場合には、管理監督職員と勤務条件は同じであります。

2つ目に、定年前再任用短時間勤務制の導入となり、60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は65歳まで）することができる制度を導入します。

勤務条件は、週38時間45分未満の勤務で、給与は勤務時間を常勤職員の勤務時間38時間45分の時間で除して、給料月額を乗じます。手当につきましては現行の再任用短時間勤務と同じ諸手当支給対象となります。

3つ目に、情報提供・意思確認制度の新設を行い、任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めてまいります。

以上を踏まえて、人員計画を行うこととなりますが、60歳に達して、退職しないで常勤勤務として働くパターンと、退職して短時間勤務職員で働くパターンが2

つあり、職員ごとの勤務意欲または働き方の条件により選択することができるため、人員計画を行うのは容易ではありません。情報提供・意思確認を行いながら、計画を進めてまいります。

○7番（高本敬義君） 定年延長になるのは、いいことか悪いことかその人々によってまた違うでしょうが、制度上は仕方ない、年金支給年齢との関係上、こういったふうになったわけですので、非常に現職の方は聞けば分かる話なのかもしれませんが、事務的な説明とか手続き、当然、議会提案の条例とかも変わってくるんでしょうが、そこらあたりの手続き上の若干のスケジュールみたいなものがあればお願いします。

○総務部長（天川竜治君） 議員御指摘の宇城市職員の定年等に関する条例は、令和4年6月議会にて上程する予定としております。

○7番（高本敬義君） 浅井副市長には、先だっては何か体調を悪くして休まれていたということで、今日は声が余り大きい声ではなかったのも、大変頑張って来られたんだろうと思います。ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、高本敬義君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第2 議案第75号 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第6号）

○議長（園田幸雄君） 日程第2、議案第75号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案は、先に先議の申出がっておりますので採決まで行います。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第75号は委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第75号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第75号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第6号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第75号を可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

- 日程第3 議案第76号 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第4 議案第77号 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第78号 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第79号 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第80号 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第81号 令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第82号 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第83号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第84号 宇城市立図書館条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第85号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（宇城市立中央図書館等中規模改修工事）
- 日程第13 議案第86号 指定管理者の指定について（宇城市老人福祉センター）
- 日程第14 議案第87号 指定管理者の指定について（宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター宇城市小川文化ホール）

○議長（園田幸雄君） 日程第3、議案第76号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第7号）から、日程第14、議案第87号指定管理者の指定について（宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター宇城市小川文化ホール）

までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

議案第76号から議案第87号までにつきましては、お手元に配布しております令和3年第4回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第15 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について（渡辺 洋介氏）

○議長（園田幸雄君） 日程第15、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について（渡辺洋介氏）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております諮問第4号につきましては委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第4号につきましては委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第16 休会の件

○議長（園田幸雄君） 日程第16、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日7日から13日までは各常任委員会の審査並びに議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、12月7日から13日までを休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時15分

第 5 号

12月14日 (火)

令和3年第4回宇城市議会定例会（第5号）

令和3年12月14日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第76号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第2 | 議案第77号 | 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議案第78号 | 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第79号 | 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第80号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第81号 | 令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第82号 | 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第83号 | 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第84号 | 宇城市立図書館条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第85号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（宇城市立中央図書館等中規模改修工事） |
| 日程第11 | 議案第86号 | 指定管理者の指定について（宇城市老人福祉センター） |
| 日程第12 | 議案第87号 | 指定管理者の指定について（宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター宇城市小川文化ホール） |
| 日程第13 | 諮問第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（渡辺 洋介氏） |
| 日程第14 | 陳情第1号 | 「沖縄戦の戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書」を国に提出することを求める請願書 |

追加議事日程（第5号の追加1）

- | | | |
|-------|-------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 発議第5号 | 沖縄戦の戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書 |
| 日程第15 | | 公共交通網整備検討特別委員会中間報告 |
| 日程第16 | | 委員会の閉会中の継続調査の申出について |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(21人)

2番 永 木 誠 君	3番 山 森 悦 嗣 君
4番 三 角 隆 史 君	5番 坂 下 勲 君
6番 高 橋 佳 大 君	7番 高 本 敬 義 君
8番 大 村 悟 君	9番 福 永 貴 充 君
10番 溝 見 友 一 君	11番 園 田 幸 雄 君
12番 五 嶋 映 司 君	13番 福 田 良 二 君
14番 河 野 正 明 君	15番 渡 邊 裕 生 君
16番 河 野 一 郎 君	17番 長 谷 誠 一 君
18番 入 江 学 君	19番 豊 田 紀代美 君
20番 中 山 弘 幸 君	21番 石 川 洋 一 君
22番 岡 本 泰 章 君	

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小 川 康 明 君 書 記 桑 田 祥 一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 天 川 竜 治 君
企 画 部 長 西 岡 澄 浩 君	市 民 環 境 部 長 杉 浦 正 秀 君
健 康 福 祉 部 長 岩 井 智 君	経 済 部 長 黒 崎 達 也 君
土 木 部 長 梅 本 正 直 君	教 育 部 長 豊 住 章 君
総 務 部 次 長 元 田 智 士 君	企 画 部 次 長 坂 本 優 子 君
市 民 環 境 部 次 長 森 下 功 治 君	健 康 福 祉 部 次 長 植 野 修 君
経 済 部 次 長 浦 田 敬 介 君	土 木 部 次 長 平 木 恵 一 君
教 育 部 次 長 井 住 寿 宏 君	三 角 支 所 長 梅 田 徳 久 君
不 知 火 支 所 長 岩 竹 泰 治 君	小 川 支 所 長 木 下 義 明 君
豊 野 支 所 長 赤 星 徹 君	市 民 病 院 事 務 長 坂 井 明 人 君
上 下 水 道 局 長 木 見 田 洋 一 君	会 計 管 理 者 井 澤 ふ さ 子 君

監査委員事務局長 松川弘幸君
財政課長 米田年宏君

農業委員会事務局長 白木太実男君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

- 日程第1 議案第76号 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第2 議案第77号 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第78号 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第79号 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第80号 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第81号 令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第82号 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第83号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第84号 宇城市立図書館条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第85号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（宇城市立中央図書館等中規模改修工事）
- 日程第11 議案第86号 指定管理者の指定について（宇城市老人福祉センター）
- 日程第12 議案第87号 指定管理者の指定について（宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター宇城市小川文化ホール）

○議長（園田幸雄君） 日程第1、議案第76号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第7号）から、日程第12、議案第87号指定管理者の指定について（宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター宇城市小川文化ホール）までを一括議題とします。

去る12月6日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件1件、条例案件1件、その他案件2件の合計4件であります。委員会を12月8日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第76号一般会計補正予算（第7号）の防災マップ修正業務委託料について、委員から「修正されたハザードマップは、作業を急げば来年度当初には配布できるのではないかと考えるが、何月頃に配布できるか」との質疑に対し、執行部から「早い段階で県からデータを提供していただき、6月の梅雨入り前には印刷し配布したい」との答弁があり、さらに、委員から「配布されるまでの周知方法は考えているのか」との質疑に対し、執行部から「市のホームページにて公表し、広報紙等で周知する」との答弁がありました。

また、不知火小学校既設校舎解体工事費について、委員から「アスベストの除去・処分費が大幅に増えたと聞いたが、どうして事前の調査では分からなかったのか。また、飛散防止対策は十分に行われているのか」との質疑に対し、執行部から「平成31年3月までに調査は行ったが、今年4月に法律が改正になり、今までより広範囲で詳細に調査する必要が生じ、夏休み中に追加で調査をした結果、新たに内壁の塗料材などからアスベストが見つかった。また、飛散防止対策については、隙間をふさぎ、水をかけながら工事を行うため、外に漏れることはない」との答弁がありました。これに対し、委員から「法改正前には通知があるはずだが、入札前に追加調査はできなかったのか。また、新校舎の児童に対する飛散防止対策が不十分と感じられるが、どう考えているのか」との質疑があり、執行部から「法改正への対応は、我々の認識不足であった。また、児童に対する飛散防止対策については、解体工事側の窓を開けないよう学校にお願いしている」との答弁がありました。

次に、議案第84号宇城市立図書館条例等の一部を改正する条例の制定について、委員から「指定管理になると、分館の利用はどうなるのか。また、職員はどうなるのか」との質疑に対し、執行部から「開館時間の変更と休館日の短縮が行われるが、運営については現状とほぼ変わらない。また、職員については、現職員の優先的な採用を指定管理者にお願いしている」との答弁がありました。さらに、委員から「改修内容が中央に集中しているが、公平性の観点から、分館にも目玉となるような施策が必要ではないか」との質疑があり、執行部から「指定管理者任せではなく、協議をしながら進めていく」との答弁がありました。

次に、議案第85号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、委員から「増額になる部分は、当初の設計段階では分からなかったのか」との質疑に

対し、執行部から「工事を始めてみないと分からない部分があった。これからは事前に協議等を深く行い改善していきたい」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件1件、条例案件1件、その他案件2件の合計4件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（園田幸雄君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福田良二君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件であります。委員会を12月8日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、局長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査及び採決の結果、本委員会に付託されました予算案件3件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○21番（石川洋一君） 今頂いている委員長報告の資料ですけれども、総務文教常任委員会はあるんです。あと建設経済常任委員長の報告が最後のくだりしかない。そして民生常任委員長の報告があって、さらにまた民生常任委員会の最後のくだりがあるんですけど、皆さん方の資料はどうなのか、ちょっと読み取れなかった。事務局長に見てもらってもいいですか。

○議会事務局長（小川康明君） 説明申し上げます。それぞれの常任委員会における審査の経過につきましては、冒頭の予算案件あるいは議案の件数を掲載しております。その後の経過についてはそれぞれの委員長から御報告申し上げていただくようにしておりますが、今回、建設経済常任委員会におきましては、質疑と答弁がなかったということでこのような記載になっております。

○21番（石川洋一君） 質疑がなかったということですね。分かりました。

○議長（園田幸雄君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 皆さん、おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件4件、条例案件2件、その他案件1件で

あります。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第76号一般会計補正予算（第7号）のうち、社会保障・税番号制度対策費について、委員から「マイナンバーカードの申請者には2,000円分の商品券をもらえると聞いたが、いつまで申請した人が対象か」との質疑に対して、執行部から「まず商品券について、国からの交付金を活用し、マイナンバーカード取得率向上と地産地消の観点から、市内の直売所で使用できる2,000円分の商品券の支給を考えている。来年1月17日から3月16日までの間に申請された方の中から、先着1,000人が対象である。本市のマイナンバーカード取得率については、令和3年11月30日現在で市民の30.56%、人数にして17,833人である。年度内の目標としては全体の3%、1,750人の取得率増加を掲げているため、商品券をその足掛かりとし、市独自の事業としてマイナンバーカード申請キャンペーンを行うこととしている。主に高齢者等のデジタル弱者を対象に、申請から交付までサポートし、取得率の向上を図っていく」との答弁がありました。

次に、同じく議案第76号のうち、子ども・子育て支援費について、委員から「（仮称）宇城市子どもセンターとは、具体的にどのような施設なのか」との質疑に対し、執行部から「令和元年度のアンケート調査で、児童館や公園といった子どもの遊び場が欲しいという保護者の意見が多かったため、第2期すこやか宇城っ子プランに則り、子どもたちが遊びや学びの場として過ごせる居場所づくりに取り組むものである。まだ検討段階の部分もあるが、乳幼児から高校生まで幅広い年齢層に対応した子どもたちの居場所づくりを目指しており、プレイルームや学習ルームの設置を考えている。土日の開所も予定しており、利用料は無料を想定している。また、子育て支援業務を子どもセンターへ集約し、職員を配置することにより利用者の利便性が向上し、多面的な子育て支援が可能となるよう検討している」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件4件、条例案件2件、その他案件1件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（園田幸雄君） 以上で、各常任委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○15番（渡邊裕生君） 先ほど石川議員からもありましたが、経済建設常任委員長にお尋ねなのですが、私も12年、この議会人としてここにおりまして、委員長報告に何も書かれていないというのを初めて経験しました。本当に一切の質疑がなかつ

たのか。もしなかったとしても委員長におかれましては、例えばコロナ関係の経済対策であるとか議論すべき部分はあったのではないだろうか。委員長の方から提案されて議論を喚起するといいますか、我々は市民に対して審議をしたという責任感を持って議会に臨んでいるという部分はあろうかと思しますので、委員長報告が何もなかったで、果たして済まされるのか。若干そういう部分に関して疑問に思いますので、委員長のお考えを是非お聞かせいただきたいと思ひます。

○建設経済常任委員長（福田良二君） 渡邊議員の御質問にお答えをいたします。

委員会の議論の経過の中において、再三、御質問はありませんかというようなお話をしたわけでありませうけれども、予算案件以外の件では活発な議論があったかと思ひます。しかしながら、予算の審議内容の結果の報告でありますので、今回このような結果になったかと思ひますが、予算案件以外では活発な議論のやり取りがあったというふうにお報告をさせていただきます。

○議長（園田幸雄君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） これで質疑を終結します。

これから、議案第76号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第7号）から、議案第87号指定管理者の指定について（宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター宇城市小川文化ホール）までの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第76号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第7号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第76号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第77号令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第77号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第78号令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第78号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第79号令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第79号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第80号令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第80号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第81号令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第81号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第82号宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第82号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第83号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第83号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第84号宇城市立図書館条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第84号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第85号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（宇城市立中央図書館等中規模改修工事）を採決します。採決は、押しボタン式投

票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第85号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第85号は可決しました。

これから、議案第86号指定管理者の指定について（宇城市老人福祉センター）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第86号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第86号は可決しました。

これから、議案第87号指定管理者の指定について（宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター宇城市小川文化ホール）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第87号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第87号は可決しました。

-----○-----

日程第13 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について（渡辺 洋介氏）

○議長（園田幸雄君） 日程第13、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について（渡辺洋介氏）を議題とします。

これから諮問第4号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について（渡辺洋介氏）を採決

します。採決は起立によって行います。諮問第4号は、適任と認め、答申することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(園田幸雄君) 起立多数です。したがって、諮問第4号は適任と認め、答申することに決定しました。

-----○-----

日程第14 陳情第1号 「沖縄戦の戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立て等を使用しないことを求める意見書」を国に提出することを求める請願書

○議長(園田幸雄君) 日程第14、陳情第1号「沖縄戦の戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立て等を使用しないことを求める意見書」を国に提出することを求める請願書を議題とします。

去る、第3回定例会において継続審査となっております本案について、民生常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから、民生常任委員会における審査の経過並びに結果について、委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長(山森悦嗣君) 民生常任委員会に付託された陳情第1号の審査につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会を12月8日に、第3委員会室において開催し、審査を行いました。

委員会開会前に、陳情提出者より意見書の趣旨について説明を受けました。

審査及び採決の結果、本委員会に付託されました陳情第1号は採択すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長(園田幸雄君) 民生常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(園田幸雄君) 質疑なしと認めます。

これから、陳情第1号に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(園田幸雄君) 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号「沖縄戦の戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立て等を使用しないことを求める意見書」を国に提出することを求める請願書を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第1号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(園田幸雄君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田幸雄君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

ただいま、陳情第1号が採択されましたので、民生常任委員長から委員会提出議案、発議第5号沖繩戦の戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書が提出されました。

お諮りします。

発議第5号を本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田幸雄君) 異議なしと認めます。したがって、発議第5号を本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、書記に資料の配布をいたさせますので、しばらくお待ち願います。

(資料配布)

-----○-----

追加日程第1 発議第5号 沖繩戦の戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書

○議長(園田幸雄君) 追加日程第1、発議第5号沖繩戦の戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

○民生常任委員長(山森悦嗣君) 沖繩戦の戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

1945年4月、沖繩は日米両軍の激しい地上戦の場となり、本土防衛のため撤退してきた日本軍と、沖繩中部地域から避難した住民が入り交じり、米軍の爆撃砲で無差別に殺されました。死者は日米合わせて20万人とも言われ、遺体の確認や葬ることもできず、正確な数さえ明らかになっていない状況にあります。

現在政府は、遺骨が眠る沖繩本島南部地域の土砂を掘り起こし、辺野古新基地建設が行われている大浦湾への投入計画を進めています。

戦没者の血が染み込み、遺骨や遺品が残る南部の土砂を埋め立てに使うことは、死者を冒とくし、遺族の心を傷つける人道上的問題として、今なお、沖繩のボランティア団体は強く訴えています。

そのようなことから、意見書のとおり2点を国に対し要請するものであります。
以上が趣旨となりますが、本議案に対しまして議員各位の御賛同をよろしく願
ういたします。提案の趣旨説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 趣旨説明が終わりました。

これから、発議第5号に対する質疑を行います。質疑はありますか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第5号の討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、発議第5号沖縄戦の戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立て等に使用しな
いことを求める意見書を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。
発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は
反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第15 公共交通網整備検討特別委員会中間報告

○議長（園田幸雄君） 日程第15、公共交通網整備検討特別委員会中間報告を議題と
いたします。

公共交通網整備検討特別委員会に付託中の公共交通網整備検討に関する調査につ
いて、委員長から中間報告の申出がありますので、これを許します。

○公共交通網整備検討特別委員長（岡本泰章君） それでは、公共交通網整備検討特別
委員会の中間報告を申し上げます。

はじめに、路線バスに対する本市からの補助金等につきましては、合併以降、
年々増加傾向にあり、今後においても補助金の増額は否めないところであります。
特に三角地区の路線は、補助金額全体に対する比率が非常に大きくなっておりま
す。何とかして最善策を見出そうとしたことが、この特別委員会を設置したことの背景
にあります。

当委員会におきましては、令和2年6月25日を第1回とし、これまで計5回に
わたり委員会を開きました。

まずは執行部から、路線バスの現状について、地域公共交通網形成計画に基づき、1日当たりの乗車人員が5人未満、あるいは1便当たり1人未満の路線は見直しを行っていくことと、補助金の推移について説明を受けました。

補助金額は、運行に掛かった経費から運賃の収入を差し引いた額に対して、バス会社の赤字分を補填するという仕組みとなっておりますが、人件費の上昇、燃料費の高騰が主な要因で、運行経費は年々上昇傾向にあります。

特に利用者数が少ない路線では、運賃収入の増加は見込めず、補助金支出が増加する一方であります。

さらに、路線によっては、重複して走行しているバスが複数存在していることも、補助金額の増大に影響しているものと思われます。

具体例として、三角地区の大口～三角産交線、三角産交～小田良線の2路線は、ほかの路線も通っていることから、仮に廃止したとしても他の路線で代替可能と思われます。

また、黒崎環状線については、重複路線がないものの、主に小中学生しか利用せず、1日当たりの一般乗客数が5人未満のため見直しが必要です。

三角産交～松橋産交線については、昨年4月から9月にかけて無償化実験を行いましたが、一般乗客がほとんど乗らない便がいくつかありました。

宇城市全体での補助金額、年間およそ1億500万円に対し、三角産交～松橋産交線の1路線だけでも4,300万円を占めております。特に、この三角産交～松橋産交線は、片道30.9キロメートルを、平日だと1日当たり9往復で18便運行しているため、減便により走行距離を減少させなければ補助金減額にはつながりません。

そこで本委員会としては、申し上げた三角地区の3路線及び特に便数が1日18便と多く、走行距離も片道30.9キロメートルと長い三角産交～松橋産交線は宇城市管内で完結することもあり、これらの路線に的を絞って審議していくことを決定いたしました。

次に三角地区における路線バスの見直し・再編について、執行部の試算を基に、実際に得られる財政効果を審議しました。

前に挙げました3路線は、運行補助金およそ1,340万円に加えて、小中学生への定期券の補助金がおおよそ930万円あり、合計して年間およそ2,270万円を市の一般会計から補助金として支出しているというのが現状であります。

なお、この定期券については、小学校は4キロメートル、中学校なら6キロメートル以上の遠距離通学に限りますが、支出金の8割が特別交付税措置の対象となり、およそ370万円が交付されております。市の財政負担は運行補助金と定期券補助

金を合わせて実質1,900万円です。

仮にこの3路線を廃止し、スクールバスを3台導入した場合、委託料として年間およそ1,300万円増額になりますが、ただいま申しました運行補助金と定期券補助金がなくなるので、実質年間600万円程度市の負担が軽減するといった試算であります。

また、バス購入費も別途必要ですが、過疎債を利用することで7割は交付税措置があり、非常に有利にスクールバスが購入可能となります。

試算を基に調査研究を進めた結果、執行部から示された見直し・再編案は以下のとおりです。

スクールバス導入を前提として先に述べた3路線を廃止することにより、導入後10年間の財政効果として、歳出総額は3億900万円程度から2億1,800万円程度となり、およそ9,100万円削減されます。一方で交付税措置は、遠距離通学補助金分がなくなりますが、スクールバス購入費及び運行委託費の措置が増え、2億1,500万円程度から2億4,000万円程度となり、およそ2,500万円増加する見込みであります。総合的に見て、スクールバス導入による一般財源の負担軽減分9,100万円と交付税増加分2,500万円を合わせると、10年間でおおよそ1億1,600万円抑制できる試算となっております。

なお、バス停が廃止される地域には、住民の利便性を考慮し、乗合タクシーの利用可能な地域を拡大することで対応する方針と説明がありました。

今年度、三角地区全体について、バス運行事業者である産交バス株式会社と協議を行い、より効率的かつ利用者のニーズに応じたダイヤの改正案を提示いただいたところ、令和3年10月から年間約1,300便の減となり、令和2年度の単価で試算した場合の補助金削減額は、年間およそ690万円となる見込みとのことです。

以上、執行部から示されました見直し・再編案に、特別委員会として同意したところであります。執行部におかれましては、事業者との折衝と並行して、学校や地元住民の御理解を得られるような説明を丁寧に行っていただいていることと思いますので、引き続き事業の推進をお願いいたします。

これで、公共交通網整備検討特別委員会中間報告を終わらせていただきます。

○議長（園田幸雄君） これで、公共交通網整備検討特別委員会中間報告を終わります。

-----○-----

日程第16 委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（園田幸雄君） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第110条の規定によって、お

手元に配布をしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和3年第4回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議会議長 園田 幸雄 様

総務文教常任委員長 豊田 紀代美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第76号	令和3年度宇城市一般会計補正予算（第7号）	原案可決
議案第84号	宇城市立図書館条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第85号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（宇城市立中央図書館等中規模改修工事）	可 決
議案第87号	指定管理者の指定について（宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター宇城市小川文化ホール）	可 決

宇城市議会議長 園田 幸雄 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第76号	令和3年度宇城市一般会計補正予算（第7号）	原案可決
議案第77号	令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第78号	令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第81号	令和3年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第82号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第83号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第86号	指定管理者の指定について（宇城市老人福祉センター）	可決
陳情第1号	「沖縄戦の戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書」を国に提出することを求める請願書	採択

宇城市議第463号
令和3年12月8日

宇城市議会議長 園田 幸雄 様

建設経済常任委員長 福田 良二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第76号	令和3年度宇城市一般会計補正予算（第7号）	原案可決
議案第79号	令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第80号	令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決

令和3年第4回定例会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件名	議員名											審議結果	賛成	反対										
	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司				13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章
議案第75号 令和3年度宇城市一般会計補正予算(第6号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第76号 令和3年度宇城市一般会計補正予算(第7号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第77号 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○		棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第78号 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第79号 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第80号 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	棄	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第81号 令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第82号 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第83号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第84号 宇城市立図書館条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	棄	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第85号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(宇城市立中央図書館等中規模改修工事)	○	○	○	○	○	棄	○	○	○		棄	○	○	棄	○	○	○	○	棄	○	○	可決	16	0
議案第86号 指定管理者の指定について(宇城市老人福祉センター)	○	○	○	○	○	○	○	○	○		棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	19	0
議案第87号 指定管理者の指定について(宇城市松橋総合体育文化センター及び宇城市小川総合文化センター宇城市小川文化ホール)	○	○	○	○	○	棄	○	○	○		棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	18	0
陳情第1号 「沖縄戦の戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書」を国に提出することを求める請願書	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択	20	0
発議第5号 沖縄戦の戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0

議長のため表決には加わりません。